




081.8  
1783i  
K  
00212513

〇  
複写









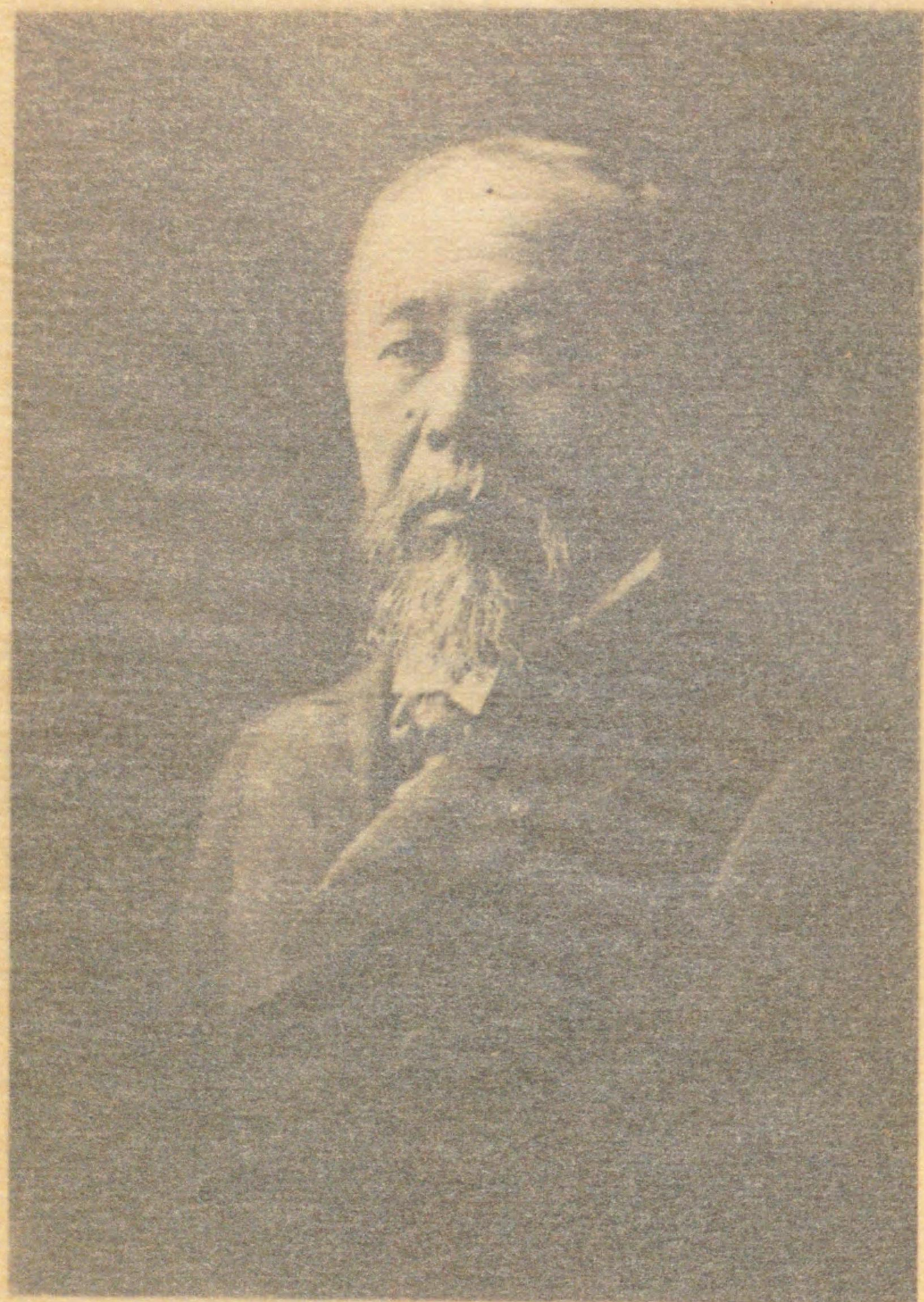
H3J-26

伊藤公全集

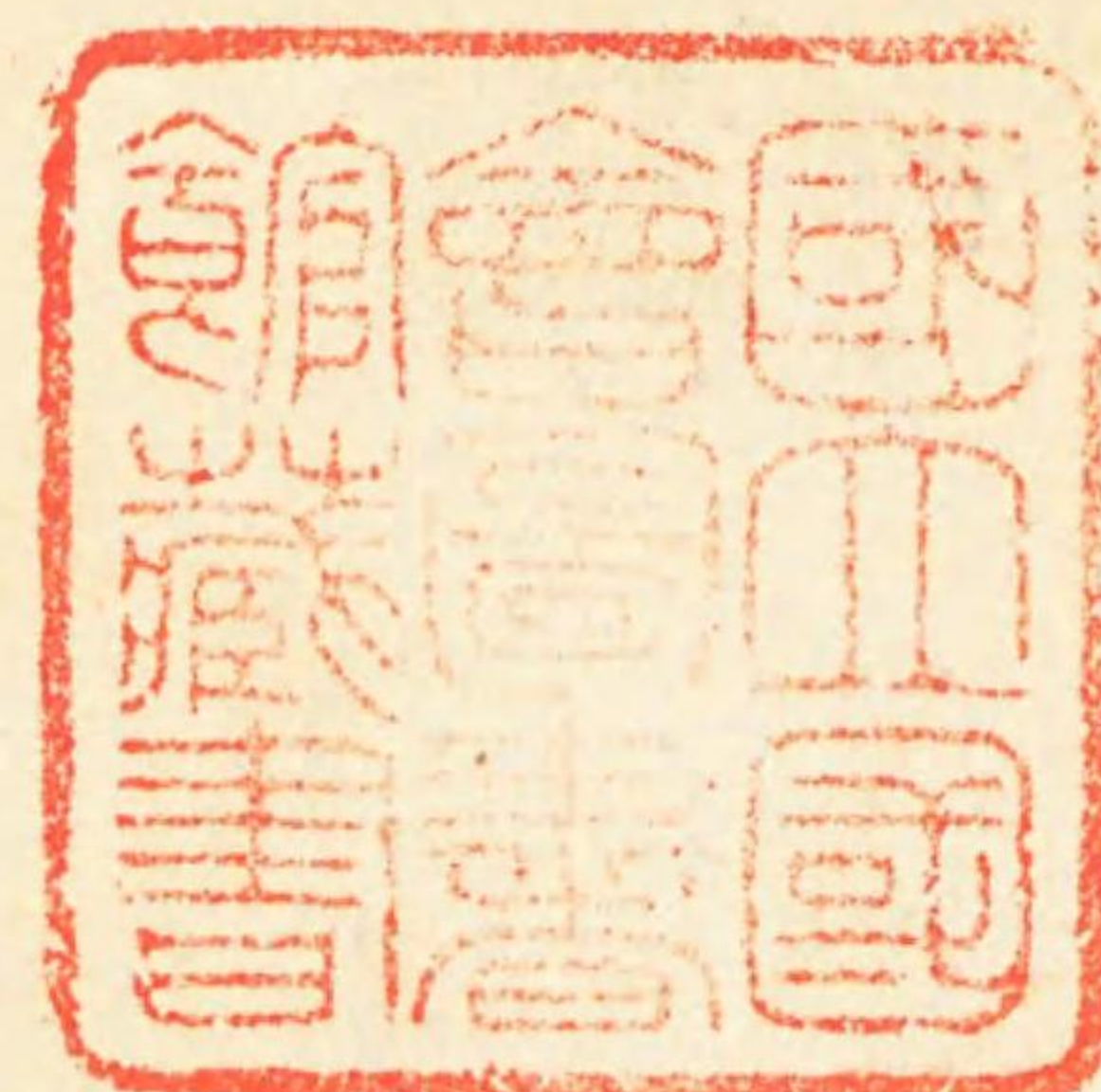




081.8  
7836  
K



第四首相時伊藤の藤会



212513



1818  
7836  
K




伊藤博文

公藤伊の代時相首次四第



212513









伊藤公全家團欒(後列中央左よ博邦公 末松子 西氏)



丹心卷





忠  
精



聖  
明

新  
年  
題





子玉  
國



篆一歎



世  
一



創世

いさ



口 第四次首相時代の伊藤公 (コロタイプ)  
繪 伊藤公の全家族團欒 (美術寫眞)

題 字 ..... 子爵後藤新平

題 字 ..... 政友會 總裁 男爵田中義一

題 字 ..... 政友本黨總裁 床次竹二郎

伊藤公の功績 (親書) ..... 公爵山縣有朋



# 伊藤公全集第二卷目次

## 演説政治

財政計畫反對の上奏案に就いて……………一  
 勅語下賜後の施政方針……………七  
 財政整理に就いて……………一〇  
 官紀振肅決議案に就いて……………一二  
 條約改正問題に就いて……………一四  
 日清戦争前に於ける彼我の交渉顛末……………一九  
 大本營の下に召集されたる臨時議會の開會……………三三  
 軍國前途の計畫……………三三

大本營地へ出發に就いて……………三五  
 軍事費法案の提出……………三五  
 朝鮮國の財政援助……………三七  
 朝鮮問題の言責……………四一  
 日清講和後の方針……………四三  
 日清戦後の經營……………四六  
 明治二十九年の豫算案に就て……………五〇  
 民法中修正案に就いて……………五三  
 選舉權の擴張……………五五  
 衆議院議員選舉法改正法律案に就て……………五九  
 地租條例中改正法律案……………六一



民法修正案と條約改正……………七

極東の形勢と日本の財政難……………七

條約改正實施と國民の覺悟……………九

歐洲選舉法の變遷と我が改正案……………九

衆議院議員選舉法改正案……………二九

憲法制定の事情と其の運用……………二六

國民の政治的自覺と國運の發展……………二四

帝國憲法の特色と眞誠の憲法政治……………一六

條約改正と國民の覺悟……………一七

自治と眞誠の代議制度……………一九

現下の我が國勢……………二〇

和衷協同の必要を切論す……………三三

憲法の制定と我議會政治……………三四

目下の政狀と憲法政治……………三五

條約改正の經過と實施後の覺悟……………二八

帝國の進運と憲法政治……………三〇

政友會發會式の辭……………三〇

明治三十四年の豫算案に就て……………三二

酒造稅増加の必要……………三六

内閣の職責に就て……………四一

政友會組織の精神と我國運の發展……………四四

政黨の起原と其任務……………五三



立憲政治に於ける政黨の責務 ..... 三六〇

日英同盟と我國民の覺悟 ..... 三六八

黨員の結束と憲政の美果 ..... 三六九

政黨員の義務と總選舉に對する注意 ..... 三七五

我國財政經濟の缺陷 ..... 三七八

政治家と精忠至誠 ..... 三九六

軍備擴張と民力涵養 ..... 四〇〇

合法の妥協を望む ..... 四二二

黨員の協力一致を望む ..... 四二七

再び政府との妥協に就て ..... 四一九

黨員の不平を戒む ..... 四三四

新舊總裁送迎懇親會に於ける告辭 ..... 四三二

總裁を辭するに際し告別の辭 ..... 四三五

日韓協約と我國民の態度 ..... 四三七

統監政治の方針 ..... 四三六

日韓同舟 ..... 四四二

統監の任務 ..... 四四五

統監府開廳式々辭 ..... 四四七

至難なる統監事業 ..... 四四八

韓國施政方針 ..... 四五二

日本は韓國の獨立を認承す ..... 四五五

日韓關係の推移と韓人の缺陷 ..... 四六〇



韓國の自滅を虞る ..... 四六二

東洋協會の發展を望む ..... 四六四

東拓の使命と日韓の共同利益 ..... 四六六

予が任務は統監政治の端緒を開くにあり ..... 四七三

韓國陛下の巡幸 ..... 四七四

韓國御巡幸に扈從して所懷を述ぶ ..... 四七六

日韓國防上に於ける鎮海灣の價值 ..... 四八一

日本の目的は韓國の扶植に在り ..... 四八五

日韓兩帝の聖意は韓國の富強を圖るに在り ..... 四九〇

韓國保護の要を痛感す ..... 四九一

日韓兩國は一家たるを要す ..... 四九四

立黨の精神と謙讓の美德 ..... 四九六

統監更迭に際し所懷を述ぶ ..... 四九九

新舊統監送迎會に於ける答辭 ..... 五〇〇

東拓の新舊統監送迎會に於ける答辭 ..... 五〇一

駐劄軍司令官の新舊統監送迎會に於ける答辭 ..... 五〇三

領事團送別會に於ける答辭 ..... 五〇四

仁川官民送迎會に於ける答辭 ..... 五〇六

韓太子留學の經緯と日韓の融和 ..... 五〇八

憲法制定に經過と黨争の弊 ..... 五一〇

日韓の關係 ..... 五二七

國威伸張に伴ふ責任の増加 ..... 五二〇



極東平和の必要 ..... 五三

東洋の平和を希望す ..... 五六

滿州旅行發途に際し所懐を述べ ..... 五二

武裝の平和時代 ..... 五三

### 學術演說

支那の現状 ..... 一

東洋特に韓國教化の必要 ..... 二〇

維新以來の進歩と將來の覺悟 ..... 三三

國運の伸張と實業の發達 ..... 三六

實業殊に商業の發達を庶幾す ..... 五一

修學の態度 ..... 六四

行橋歡迎會に於て ..... 七四

日本の近情と實業發達の必要 ..... 八五

明治維新と今日の國情 ..... 九七

憲法治下の國民と其觀念 ..... 一二五

學生の覺悟 ..... 一二九

王政復古と憲法政治 ..... 一四〇

今日の勤王 ..... 一五二

商業の發達を望む ..... 一五六

名所古蹟の保存 ..... 一六三

日本現下の情勢 ..... 一七四



實業の發達と國力の伸張……………187

實政治に對する學者の責任……………103

留別の辭……………127

歐米漫遊發途に臨み訓示……………129

早稻田大學開校に際し所懐を述ぶ……………132

何故我國は世界の同情を博したるか……………136

國家存亡の秋に際しての金融業者の責任……………133

婦人の活動……………138

聖旨を奉戴して布教に精進せよ……………143

普通教育に従事する日本人教師に訓諭……………144

利己主義を排せよ……………147

宗教家に韓人救濟を求む……………153

韓國の農業と日本移民……………155

京城小學兒童招待の辭……………158

韓國農業の發展を庶幾す……………160

新義州の經濟的地位……………162

韓國の國力……………165

製鋼業の過去現在及將來……………173

室蘭港の發展を庶幾す……………177

奥羽地方の發達を望む……………179

目次終



政治演說

目次

一	政治演說	一
二	政治演說	一
三	政治演說	一
四	政治演說	一
五	政治演說	一
六	政治演說	一
七	政治演說	一
八	政治演說	一
九	政治演說	一
十	政治演說	一



財政計畫反對の上奏案に就いて

(明治二十六年二月七日)  
第四議會衆議院に於て

第四議會開會に先だつ二日、十一月廿七日に公は帝國ホテルより參内の途中丸の内有栖川宮の御馬車と衝突し人力車から墜落して負傷し政務を視る能はず、井上内務大臣臨時代理を命ぜられ、總理を假攝し、此の間政府は其財政計畫に付き衆議院と衝突を來たし休會に次ぐに停會を以てし相互確執して譲らず、而して公は傷痕漸く癒え、停會の期盡くる日井上假攝總理は任を解かれ、公は其翌日二月七日始めて衆議院に臨んだ。當日公の爲したるは此演説であつて、實に總理大臣として該議會に於ける始めての演説である。之より先き衆議院は最後の手段として上奏案を提出し之が説明を爲さんとするや停會を命ぜられ、停會期満ちて再び上奏案の議事を繼續したのであつた。参考の爲め末尾に上奏案の全文を掲ぐ。

諸君。本官は昨年十一月、議會開會の前に當つて圖らずも負傷を致しまして、その爲めに二箇月餘本職の職務を盡すことの出来なかつたことを頗る遺憾に存じます。又當時開院の始めより、國家重大の事務を諸君と討論して之を共に議することの出来なかつたのを頗る遺憾に存じます。然るに開院に際するや、諸君が、本院の決議を以て、頗る鄭重なる慰問を、星議長を以て賜りたる御厚意は、本官は、職務上又一己の資格に於ても、感謝する所であります。本日は諸君に對して先づ此事を拜謝する積りで出席を致しました。右二箇月間病中にありましたゝめに、議會の経過の模様も如何なりしや、詳かに存じないのであります。が、數日前に療養地から歸京致しまし



て、先づ參朝、拜謁を致して、病中に屢々御慰問を蒙つた御禮などを申し上げましたれば、大概病氣が宜ければ職に就く様にとの御沙汰を蒙りました。爲めに代理の總理大臣たる内務大臣も解任を仰付けられました。昨日以來私が復職致しました。

唯今、議題と相成つて居る所の上奏案の趣意を、了解することを得たと存じます。此上奏案の文面以外に他の意味を含んで居ると云ふことを、始めて承知致しました。當期の議會の結局が斯の如きに至つて居ることを、頗る意外に考へたのであります。去りながら不幸にも負傷を致したために、自ら國務を處理することが出来ませんでした。勿論、當職大臣及諸君に於ても、襟懷を披いて御討論に相成つた結果、此不幸なる大衝突に陥つたことでありませうから、今更回護の道はありませぬかも知りませぬ。併しながら本大臣に於ても、如何にも残念至極と存じます。又議會と政府との間には迄照復相成つて居る所の顛末は、昨日以來勿々に其書類等も看過致したことでありますから、一々記憶致しませぬ。併し其兩者の間、即ち政府と本院との間に、斯の如き大衝突を來して、諸君は將に最終の手段を取つて之を天皇陛下に訴へて進退を定めんとするの御意氣込でありますならば、過去のこと就て本官が彼是此間に辯論を加ふるの要はないと存じます。又當時豫算案の事に就きましては、双方の間に往復もありましたでせうが、其等のことは悉

く筆記錄にも留まつて居りませう故に、是れ又重複を要せぬことと存じます。然らば、政府と衆議院との間は、宛も牆壁相對して兩々一步を移すの餘地なきの形勢なりと斷言するの外はありませぬ。是に至つては、諸君が議題として議場に提出されて、今や將に議會多數の意向を以て決議に相成らんとするの時に臨んでは、政府は此上奏案に對して、徹頭徹尾不承知を陳述するの外はありませぬ。勿論敢へて事是に至つて、茲に論辯を費すことは好みませぬ。併しながら、事實に於て、本官が相違して居ると思ふことだけは述べて置きたいと存じます。其事柄は如何なる事かと申しますと、「議會創開以來立法行政の兩部常に協和を失ふ」とありますが、明治二十三年の議會——初期の議會に於て如何でありましたかと云ふことであります。是は、和衷協同に終らなかつたと云ふ譯であります。諸君の盡力に依つて六百五十萬圓の節減が行はれたのは當時の議會の大功なりと私は賞讃して居るのであります。之を軋轢に終つて無効なりとすれば、又一の不都合なることが出来ます。それは何であるか。第二議會の開會の初に當つて、貴衆兩院議員全體に對して、天皇陛下は親しく勅語を下して何と仰せられましたか。此光輝ある憲法の進行を誤らざることを嘉す」と云ふ勅語ではありませぬか。是は二十三年以來——憲法施行以來の結果に就いて諸君を稱揚せられた所の勅語であります。それを抹殺して、議會創開以來、行政立法の



兩部は常に調和を失ふと言つて仕舞ふことは、事實と違ひは致しませぬか。其次には事稍々重複に渉るが如きであります。第一期議會以來終始一貫渝ることなしでありますけれども、議會の望むところは渝らぬかも知れませぬが、議會は一年々々の事務を議して行くのでありますから渝らざらんと欲して渝らざることを得ぬものでありませう。況や第二の議會は不幸にして解散に終つた。而して昨年春期の議會は如何であるか。是れ又和衷協同の實を擧げられてある。是れ軋轢競争に終つて其和衷協同を缺いたものとは言はれませぬ。ハウクと呼ぶものありノウクは諸君の御隨意でありますから、何なりと御品評は後とて願ひたい。其他のことに至つては、往々政府と議會と、徹頭徹尾所見を異にすることであるから、是は已むを得ぬと存じます。

其終りに至つてぢや、「政府議會比年相睽き官民相軋る所以は其由つて來る既に久し」とある。是は種々なことを含蓄して居るものと見られる。併し此上奏案がだ、維新以來不満足不平の事を束ねて、此上奏に持つて來て御訴へなされる御趣意でありますか。但しは本年の議會に於て政府と衆議院との衝突を御訴へなされるのでありますか。數年間官民の軋轢があつたことは、私も能く記憶して居れば、諸君も記憶致して御居でなされるだらう。併し其事は一にして足りませぬ故に、敢

へて細に之を論辯しない。政府は又自ら政府の見る所があります。上奏案に對しては、斯くの如く事實の相違があると思はれます。又此上奏に對して不同意を表明するは、獨り此事のみならず、成る丈け斯様なことを以て至尊を煩し奉らない方が宜しいと云ふことを御勸告申すのである。併し憲法に許されてある所の權利なりと云ふ譯なれば、勿論諸君にその權利なしと云はない。大要先づ此上奏案に不承知を表明する斯くの如しであります。而して猶ほ一言申して置きたいと存じますのは、當期の議會の始に當つて、臨時總理大臣の演説の中に含蓄して居りました所ことは、諸君に於ても能く御記憶になつて居るであらうと存じます。政府は成るべく行政の改良を圖つて往くと云ふことは、明かに示してありますから、此政府が如何なる方針を執りて如何なる冀望を懷いて居ると云ふことは、御推察になられるだらうと存じます。併し行政のことは、諸君の命令の下に悉く服従すると云ふことは出来ませぬ。是は主權に直屬して居る所の事務であります。故に、我々が内閣の責任に當つて一の改正を行はんと欲しましても、十分なる思慮を費して計畫を備へ、而して後至尊の御裁可を経なければ行はれぬことあります。素より此立憲の政治は、申す迄もなく、唯議會と政府との間に行はるゝことが立憲の政治とは考へられない。行政の政治が立憲的の政治に改まらざれば決して立憲の政治と云ふことは出来ない。併しながら立憲の行はる



る日尙ほ淺し、日月を積むにあらざれば到底十分なることが行はれる譯のものではありませぬ。之を一朝にして改めると云ふことは、到底行はるゝことでは無いのであります。政府は、勿論、將來に向つて、政治の改良をすることに於て、決して躊躇して居ないことは、諸君に於ても御了解のことゝ存じます。此に至つては、諸君が最終の手段を取つて、先刻も申す通り最早や一步を移すの餘地のない形勢に立ち至つて居ります故、敢えて多言は費しませぬ。

(参照) 上奏案全文

衆議院議長星亨本院の決議を具し、謹で奏す、伏して惟みれば、天皇陛下經文緯武、丕いに中興の昌運を啓き、參天貳地始めて立憲の大典を定め、特に上下一心、和衷協同の懿訓を垂れさせ給ひ、天恩洽く覆ひ、皇澤遍く潤ふ、海内の臣民何れか感激して以て報効を圖らざらむ。臣等竊に惟れば、立憲の要は、上下心を一にして、以て大政を翼賛するに在り。是故に立法行政各部の期する所、相共に赤誠を披瀝し、以て和衷協同の實を擧ぐるより重且つ大なるはなし。然るに議會創開以來、立法行政の兩部常に調和を失ひ、百揆凝滯し、庶績否塞し、終に世局の進運に隨ひ、革新改善の効を收むる能はず。是れ臣等の誠精未だ貫徹せざるに因ると雖も、抑も内閣大臣其の職を盡さざるの致す所なり。臣等政費を削減し用度を裁節せむと欲するは、政費過大の弊を矯め、民力休養の事を行はむが爲にして、即ち第一議會以來終始一貫敢て渝ることなし。本院茲に明治二十六年年度豫算案を議するに當り、反覆審査深く國力の消長を慮り詳かに事務の緩急を察し、以て歳費を節省し、憲法第六十七條の規定に係る歳出は、本條に遵由して再三政府の同意を求めたり。然るに政府は漫りに不同意を表し、而して其の理由及費途を條舉説明せざるのみならず、錢厘の微と雖も削減すべからざるを斷言せり。是に於て本院は休會五日以て政府の反省を求むと雖も、政府は猶ほ前説を固執し、敢て省みず。夫れ憲法第六十七條範圍内の歳出に關し、政府の不同意を表するに當ては、其の款項を條舉し、其の理由を明示するは、立憲

國大臣の德義にして、和衷協同の途も亦茲に在り。然るに内閣の舉措茲に出でず、是れ臣等の甚だ痛惜する所なり。又た軍艦製造費に關し曰く、議會は之れを否決せしと雖も、政府は憲法の許す範圍内に於て斷乎として其の計畫する所を徹底する道も求めざるべからずと。臣等其の言の無稽なるを異み直に其の説明を求むと雖も答へず。是れ大臣たるもの爲すべき所ならむや。臣等昧死敢て天威を冒し、宸聽を煩はし奉る、豈臣等の素志ならむや。誠に止むを得ざればなり。蓋し政府議會比年相隣き官民相軋る所以は、其の由て來る既に久し、今に於て積弊を除き立憲政治の實効を奏せずむば、國家の事爲に廢墮せむとす。夫れ政費國力相併び、上下一途の方針に據り、内は以て國運を隆興し、外は以て國威を宣揚するは、實に方今の急務なり。臣等民心の在る所を表明すと雖も内閣は之れを峻拒し、臣等をして協賛の任を完うするを得ざらしむ。是れ財政を調理し、國家を經綸する途にあらず。臣等此の如き内閣と並び立ち、上は聖意を奉體し、下は民意を暢達する能はざらむことを是れ恐る。伏して願くは陛下特に睿鑒を垂れ給はむことを。臣星亨誠恐誠惶謹で奏す。

### 勅語下賜後の施政方針 (明治二十六年二月十五日)

(第四議會衆議院に於て)

前掲の上奏案が可決通過するや、衆議院議長星亨は翌二月八日參内して之れを闕下に捧呈し、議會は再休會を爲した。越えて十日、天皇陛下は各大臣各樞密顧問官及び貴衆兩院議長を宮中に召し給ひ、正殿に於て勅語を賜はり、各其權域を慎み和協の道に由り以て大業を補翼し有終の美を成さんことを諭し給ふ、是に於て紛争を以て蔽はれたる第四議會も局面一變した。

諸君。本官は過る十日鳳詔を下されて、十三日より本院開會と相成りましたに付て、當日出席致して大體政府の所見を陳述致したいと存じて居りましたが、本院に於ても、詔勅を拜誦された



以上、それ／＼手順を盡さるゝことに承りましたに由つて、大要歸着した時分に罷出で、陳述致さうと考へたために、今日まで遷延を致したのであります。十日の詔勅は政府と議會とに對して下されたるものでありまして、勿論政府が詔勅を奉じて其の責務に當るは當然のことでありまして、議會も亦同時に此の詔勅を遵奉せざるを得ざる義務があると存じます。只今議會再開以來の形状を見ますると諸君に於ても詔勅を尊敬され、而して十分に詔勅遵奉の意を表せられて居ることを認めて居るのであります。本大臣も、其當然の職務として、此の詔勅を遵奉することに於て決して懈怠することはないのであります。議會に對しましては、勿論、腹心を開いて十分の御協議を遂ぐる積りであります。既に本院の議決に依つて特別委員が選まれて、此數氏と三回の協議を致しまして、段々の御尋も受けました。詔勅を遵奉するに就きましては、本大臣が職務上に於て許さるゝ限りの話を致したのであります。詔勅の中には、國防の急務が掲げられ、又行政の整理の事をも含まれてありますが、要するに、今日、我大日本の國是は、維新以來一定して動かざるものであつて、此方針を貫くに、互に胸襟を披き、和衷を目的として此大業を翼賛せよとの御沙汰でありますに依つて、勿論、忌憚なく陳辯致したいと存じますが、行政各般の事に至つては其計畫を盡して天皇の裁可を蒙むるにあらざれば、如何様な方向に如何様な改革を行ふと云ふこ

とは職守の許さざる所でありまして、明言し得ぬのであります。然れども、此重大な御盛業に對し、且つ又日本の將來に遭遇すべき事業を見ますれば、誠に大切なる時と存じますから、事情の許すかぎり、我々の職務を盡すことに於ては誓つて其責任を完うせんことを希望致して居ります。勿論、議會再開以前の事情に遡つて、區々たることを論ずるの必要はないと存じます。此聖詔を拜するに就きまして、此聖詔の趣旨に基いて、政府も議會も、其職務を執らなければならぬと信じます。前日は容易ならざる紛争に立至つた、其原因は、或は、議會多數の見るところ、政府の見るところと異つた點に在るかも知れませぬが、是等の事は今日推窮するの必要は無いと信じます。成るべく諸君に於ても、聖詔の御趣意の貫徹する様に、御盡力あらんことを願ふのであります。政府は、再言を須ちませぬが、滿腹の赤心を以て國家に對し、胸襟を披いて諸君に對する積りであります。

又此詔勅を遵奉しまするに就いて、議會多數の意向も局面を一變致して居ると承つて居りますから、政府も勿論從來の事に固執することは出来ませぬ。何となれば、國防上今日最も至急を要する軍艦製造の如きに至つては、非常に宸襟を惱ませられて、遂に御手許より三十萬圓の金額を六箇年に亘つて下賜あらせられ、又官吏の俸給の十分の一をも差出すやうにとの御沙汰でありま



すから、此の金額を豫算に計上し歳入の部に組入れて提出せざることを得ませぬ。従つて豫算も修正しなければならぬ。或は、政府は豹變して、前日の所見を翻へしたのかと云ふ説もあるかも知れませぬが、これ等の事の言論は仕りませぬ。一意に聖旨を遵奉して、之を貫くの外は無いと存じます。此段を諸君の前に明言致して置きます。

## 財政整理に就いて

(明治二十六年十二月二日)  
第五議會衆議院に於て

各議員諸君。本日政府案の議場に現はるゝに先だちまして、本年即ち第五回の議會に於て、諸君に此議場で御面會申すは、本大臣の職務上に於て、幸榮と感ずる所であります。既に本年の議會の終に臨んで煥發せられたる大詔の結果として、政府は行政の整理に着手致しました。行政整理の結果は既に諸君の御熟知の如く、各官制に於て現はれ、また諸君の前に既に提出致したる豫算に列擧してありますに因つて、故らに細密に涉つては述べませぬ。昨年八月八日、本大臣等が職を奉じて以來、即ち第四議會に於て諸君と協議を盡し、諸君の協賛を経て經費の節減を企てました以來、本年春季の議會の終に於きまして、四十九萬圓の金額を節減し、而して行政整理

に着手し、文武官吏の俸給及廳費其他に於て百七拾萬圓許の金額を削減致したのであります。之に加ふるに、詔勅の結果によつて、文武官吏の俸給一割を、六箇年を期して、彼の海軍擴張のため削減致しましたのと併せますると云ふと、三百五拾萬圓許の概略減額に相成つて居ります。而して全體政府の歳出入豫算上に於きましては、八百有餘萬圓の剩餘金と相成るのであります。國運の伸張國歩の發達、且又法律の結果及事務の伸張によつて、今回の豫算は餘程増加を致して居ります。其増加せざるを得ざる所以は、或は恩給令等の結果とか、或は遞信事業の發達とか或は物價の騰貴に因りて兵食の價が増加致したとかいふやうな事情に因りて、金額の増加せざるを得ざるものが、止むを得ず其の中に餘程含まれて居るからであります。而して又、事業に就いては、水利土工の如き、或は航路擴張等の如き、或は北海道の經費に於いて拓地殖民の上よりして増加せざるを得ざる金額等で、遂に差引剩餘になるべき金額は、其半ばを減じて居るのでございます。是等は委く豫算の上に明記してありますから、無論諸君の御熟覽を乞ひ、又協議を盡さるゝことゝ存じます。政府は此行政の整理をするに於て、國政上許す限り、又本大臣等の力の及ぶ限り、整理したのであります。全體の政府の方針に至つては、昨年本大臣負傷中に臨時總理大臣をして諸君の前に陳述せしめて置きましたことゝ一も變りませぬから、殊更に、政府の方針と



しては述べませぬ。大略政府の力の及ぶ限りを盡し、今日の事情に照し、整理の出来る丈のことを致したと云ふ積りであります。是丈のことを陳述に及んで置きます。

### 官紀振肅決議案に就いて

(明治二十六年十二月十八日)  
第五議會衆議院に於て)

第五議會衆議院は、十二月四日、取引所問題に付き關係商人と結託收賄したと稱せられる農商務大臣以下醜聲ある諸官吏を彈劾し、其上奏案を通過し、越えて同十八日「當局大臣は今日に至るも尙ほ未だ決する所なし依て衆議院は茲に内閣は速に處決すべきものなり」と決議した。此議事中公のなしたる反駁である。

議員諸君。本月四日に於て、衆議院の諸君は緊急動議を提出せられて、官紀上奏の案を決議せられましたが、其節は此事に關して一の質問も提出されなかつたと存じます。過去に屬することは今更論ずるも無益な事でありまして依つて、過去には遡りませぬ。然るに諸君は既に官紀不振なりと云ふことを天聽に達せられてあります。其文言中に於て「政府の威信行はれず閣臣の宰臣の信用地に墜ちたり」とあります。且又此議案を提出された所の提出者の演説に依れば、其責總理大臣にありと申すことでもあります。今日に及んで、其事の當否は敢て論じませぬ。併ながら衆議院の議既に斯の如しと云ふことは今將に、天皇の御前に備つて居るのであります。而し

て本日は又、大臣自ら處決せずと云ふ理由を以て本院に於て議決せられてあります。是に對して一言を述べざるを得ぬ。本大臣は本月五日、即ち上奏の提出せられた翌日、苟も此重任を負うて居る責任に對して斯の如く天聽を驚かされたるに附いて無論、恐縮の意を表せざることを得ませぬに依つて、其手續を致して居ります。今日は私は勅許を受けて居りますから、拙者が當日奉つた上書を此處に於て朗讀致します。

臣誠恐誠懼頓首謹奏す臣不材を以て

陛下の恩寵を叨にし再び内閣首班の重寄を膺く區々の微衷日夜鞠躬以て聊か報效を圖らんとす今衆議院は官紀の不振を上奏し以て天聽に達す臣不敏端揆統督の任に在り聖慮を勞する茲に至る誠に恐懼に堪へず茲に謹みて責を引き仰て

宸斷を待つ臣誠恐誠懼頓首頓首

明治二十六年十二月五日

臣内閣總理大臣伯爵 伊藤 博文

斯の如く上奏を致し、今日迄宸斷を待ち奉つて居るのである。然るに諸君は我等を被告とし



即ち 天皇の 宸斷を仰ぎ奉つて置きながら 宸斷の未だ下らざるに當つて御催促をなさるのでありますか如何でございますか。勿論我等一身のために圖れば、進退去就は風塵の如くである。然れども國家の重責を負ふて、其安危に關係する所の政府の位置を一日も空うすることは出来な。又此日本の政府は主權が 天皇にある政府である以上は、諸君の注文に依つて進退すべきにあらずして、去就一に 天皇の宸斷に依らざるを得ぬのであります。故に仰で 宸斷を待つて居るのである。而して未だ 宸斷の命を賜はらぬのである。臣等素より命に従ふ積りである。餘り輕躁な御催促ではないか。(元田肇氏「早く御辯明になつて然るべきだ」と呼ぶ) 早く退けと仰しやるか。諸君の命令に従つて退けと仰しやるのですか。それではあなたの御議論は、此議院に大臣を進退するの主權ありと御主張なさるか。(元田肇氏「さてはありませぬ、辯明をなさつたならば分るだらうと云ふのです」と呼ぶ) 是に就いて、我等は斯くの如く、臣等相等の分を盡して居ると云ふことを諸君の前に一言述べて置きます。

## 條約改正問題に就いて

(明治二十七年五月十六日)  
第六議會衆議院に於て

前議會(第五回)に於て衆議院は或は議長星亨懲戒問題があり或は官紀振肅問題があつて紛争を極めた。而して後者の結着を見るの違なく、衆議院は更に條約厲行問題を提げて政府に肉迫した。其建議案に「衆議院は政府が現行條約の實施

上我帝國の權利を汚損する所ありと認む故に衆議院は切に望む政府が條約の權義を明確にし以て之を勵行せられんことを」云々と、本問題が議題となり、其說明に至るや停會となり、期満ちて再び本問題に入るや再停會となり、再停會滿期の翌日遂に解散を見るに至つた。而して解散の際政府が其理由を明示せざるの所以を以て世の非難を受けた。本演説は第六議會劈頭の演説に係り解散の理由とも見るべく、爲めに其演説中絶えず騷擾を呈した。

議君。諸君は總選舉の結果に依つて新に選出せられ、詔命を奉じて今回本議場に御集會相成りましたに就いて、本大臣は、國家急要の事件たる即ち追加豫算及法律案を、同じく詔命を奉じて諸君の前に提出致して置きましたに依つて、諸君は十分に審議を盡されんことを希望致します。又本大臣は、政府の取る所の方針所見を、諸君の前に陳述致す積りであります。其事は餘事にあらず、即ち日本の外交問題のことでもあります。此外交問題とは即ち條約改正の問題であります。が、條約改正の問題に就きましては、勿論諸君の御熟知の通り維新以來今日迄の方針は一定して動かぬ所のものであります。條約改正のことに就いては我政府が從來屢々着手致して屢々其目的を達しなかつたことは、是又多辯を俟ちませぬことでもあります。併し今日と雖も尙ほ其方針は變ぜぬのであります。然るに甚だ痛嘆に堪へぬ譯でありますが、前期衆議院が解散の止むことを得ざるに立至つたものも、均しく此問題に牽連をして居るのであります。或は政府と議會との所見を異にしたことは勿論事實であるに相違ありませぬが、此解散の止むを得ざるに出



でもしたの、即ち此勵行法案であります。勵行法案に政府は最も重きを置いたのであります。勵行法案其者に就いて特に重きを置くと云ふ譯ではありませぬが、勵行法案の出所成立と云ふものに遡つて見ると、これは非内地雜居、尙早論より起つたのであります。それが一變して、以て勵行法案と相成つたのであります。(ぶのい／＼と呼ぶものあり) 此一言は私も間違ましたから何時でも取消します、建議案であります——即ち建議案であります。勿論議會解散の止むを得ざるに出でたことは種々の事が湊合して居りますが、夫れよりして此立法行政の衝突と相成りましたが、是も重きは勵行案に置いたに相違ない。政府は之に絶對的の反對であつた。若し此建議案にして萬一多數を占むるに至れば、其餘響の及ぶ所容易ならぬこと、見たのである。今は即ち從來の方針に依り條約改正のことに斷へず着手しつゝある時である。(「爲し得るや否や」と呼ぶものあり又「六ヶ敷い」と呼ぶものあり) 勿論成し遂げる見込がなければ決して着手致しませぬ。諸君も勿論諸君の見所があつて提出されたのでありませうから、政府に於ては、議會と衝突することは決して好むのではない。唯政府は之に對して所見を異にしたのである。諸君が決して非内地雜居にあらす又尙早論にあらすと云へば、是政府の大に喜ぶ所である。對等の條約を結ばうと云ふこと、非内地雜居と云ふことは、兩立の出来ることではない。維新以來の方針は、諸君の御熟知の通りに、我國が開國の主義を取つて行く以上は、

獨立國の得べき権利を得やうと云ふのであるが、ソレを得れば即ち萬國公法の條規に従つて交際をしやうと云ふのである。其萬國公法の條規に従つて交際をしやうと云ふことになれば、萬國普通の慣例に依つて交際するの必要がある。今日の條約は即ち時宜に適應しない。今日の條約が則ち時宜に適應せぬ、故に改正しなければならぬのである。(「改正は出来ないではないか」と呼ぶものあり) 改正の事に就いてサウ容易く行く譯のものではない。條約勵行を以て改正を促すの手段とされると云ふ説も承りますけれども、政府は其方法を取らぬのである。(「それがいかぬのだ取得ないのだ政府は條約を勵行する能はず然らば廢棄する積か」と呼ぶものあり) 政府は、條約の勵行に必要なことは勵行しつゝある。維新國是の方針に依りて條約の改正をすると云ふことは、政府の最も重きを置いて居る所の一大義務であると考へる。故に此事に就いては、政府は、孜孜として怠らす進行させつゝあるのである。此事を成し遂げるためには、總ての障礙は、力を極めて之を排除する積である。而して其目的を達する積りである。畢竟、此事に就いては、反對の意見を持して居る諸君と所見を歸一する事の出来ぬことは分つて居りますが、政府の所見を述ぶることも亦不必要にあらすと信するのである。其以上は諸君の判斷に任せるのである。併ながら、此先とも政府は、此改正の目的は何處迄も貫く積である。而して其目的を達するも決して遠きにあらすと自信して居る。ソレ故に諸君に對して虚心に御熟考を願ひたいのである。ソレで此



外交の問題に就いては、政府は勿論責任を取る積である。然る以上は此中外に關係する所の問題を以て、暫らく政治上の紛争を止めて貰ひたいと考へるのである。諸君の中には勿論外交の事に御熟知の方も澤山あることを信じて居りますが、此條約改正をする杯と云ふことに就いては、唯脅迫的手段を以て行けるものではない。雙方協議で行かなければならぬ。今政府の見る所に依れば、サウ幾度も着手が出来るものではない。ソレデ是非此節は此目的を貫く考へである。併し諸君に今虚心に御熟考を願ひたいと申したのは、斯う云ふ問題を以て、政府と議會と始終衝突して、而して國家急要なる事業を後に残さなければならぬと云ふことは甚だ痛嘆に堪えぬ所である。然るに諸君は、此節も亦此問題に就いて上奏を提出して居ると云ふことを承つて居る。幾度も同様な衝突をして、而して國防上實業上の問題を最後に残して、其の運びの付かぬ様なことをするに至ると云ふことは、諸君も亦之れに其責任なしと云へない。諸君に重ねて請求致しますが、政府が再び最終の 聖斷を仰がなければならぬ様なことには、ドウカ此議會を至らしめぬ様に御工夫を願ふ。〔又聖斷が出た、何通でもやるべし、さう云ふ〕 諸君が上奏を爲さるるのは、内閣に對して反對を爲す最終の御手段であるのである。〔勿論〕と呼ぶ者あり、又「上奏より上がない」と呼ぶ者あり、又「脅迫をされるために議員とはならぬ」と呼ぶ者あり〕 決して脅迫を致すのではない。政府は決して脅迫の所爲を致さぬのみならず、誠心を以て斯の如く諸君に再

考御熟稽あらんことを望むのである。

## 日清戦争前に於ける交渉顛末

(明治二十七年十月十九日 第七議會貴族院に於て)

諸君。此節の事件に附きまして大體の御報道を申します。朝鮮事變よりして延いて日清間の交戦と爲り、我 皇上陛下既に大轟を茲地に進められ、親ら統帥の天職を盡させられ、而して諸君をして軍國の急務に參與せしむる爲め、臨時帝國議會を大本營の下に召集せらるゝに當り、本大臣は其奉ずる所の職務に由り、日清兩國間終に此事局を生ずるに至りたる顛末を略述するの光榮を荷ふ。抑々朝鮮は夙に我帝國が卒先して其獨立を認め、之と條約を締結し、宇内列國に紹介したる所にして、爾來數年の間、各國も亦齊しく自主對等の一獨立國として漸次條約を締約し、交通の道を開けり。朝鮮は我と僅に一葦端水を隔つ。其國の治亂盛衰我に於て緊切の痛癢を感ずる最も深し。然るに其國力微弱にして國勢振はず、政治も亦從て其宜を失し、動もすれば内亂を醸し、上下相訐ふるに至り而して政府の力遂に之を鎮壓すること能はず、其禍害時に或は延いて居留の



外人に及ぼすに至る、其國情既に此の如く日に衰頹に赴くに當り、我國、其自滅に一任して顧みざれば則ち止む、苟も然らず、卒先其獨立を確認し、列國に對し先蹤を啓きたるの初志を完うし、併せて我帝國の權利利益を保護せんと欲せば、斷じて其獨立を鞏固ならしめ、以て東洋大局平和の基礎たらしめざるべからず。我國、維新以來中興の宏謨に則り、内は文化を敷き、外は交通を開き、専ら東洋大局の平和を重んじ、俱に與に文明の域に進まんとことを冀圖せり。故に朝鮮に事あるに際しても、毎に此方針を以て之に臨み、又清國に對しても、誠を披き、正を履み、隣交を重んずるを以て主要とす。既に今回のことの如き、日清協同事に従ひ、天津條約の精神に依り、共に同一の地位に立ち、隣邦の孤弱を救ひ、東洋の平和を維持するの責任を兩國間に分たんと欲す。然るに清國は之を顧念することなく、徒らに口實を求めて我の提議を峻拒したり。是に於てか、我政府は止むを得ず、獨力以て朝鮮に勸むるに其稅政を釐革せんことを以てし、朝鮮は已に之を肯諾したるも、清國は終に陰に陽に百方術を盡して之を妨碍し、終に戰爭の以て避くべからざる形勢に陥れしめたり。本大臣は茲に此事局に關する兩國間往復の公文を諸君の前に提出し、其顛末を見るの一端に供せんとす。當初東學黨の亂起るに際し、清國北洋通商大臣李鴻章より東京駐在の其國全權公使に訓令せし出兵の事の公文を第一に諸君の前に朗讀すべし。彼の公文は漢

文なるが、是は日本文に翻譯したるものなり。

以書簡致啓上候陳者今般北洋大臣李より本使へ左の通り電報有之候

光緒十一年清日兩國にて議定せし條約中に將來朝鮮にて若し變亂の件有之清國にて派兵を要する場合有之候節は應に先づ行文知照すべく事定りたる上は直に撤回し再び留防せずと有之本大臣今朝鮮政府の來文に接し候處全羅道所轄の人民の習俗凶悍に有之東學教匪に糾合し衆を聚めて縣邑を攻陥し又北のかた全州を竄陥致し候に付前に已に練軍をして往て征討せしめ候へ共戦利あらず就ては若し滋蔓日久しきときは憂を上國に貽すこと尤も多かるべし然るに壬午中倭邦兩度の内亂の節にも中朝の兵士に頼りて代て爲に之を戡定せしこと有之因て其例を紹ぎ數隊の兵を配遣せられ速かに來て代て征討せられん事を懇請致候尤悍匪の挫殄する上は直に其兵を撤回せられ候様致度敢て更に之を留防せしむる事を請ふて以て天兵の久しく外に勞せらるゝことを致さざるべしとの赴に有之本大臣之を覽るに其請詞切迫なるのみならず兵を派して援助することは我朝が屬邦を保護するの舊例に有之候得者奏聞の上諭旨を奉し直隸提督葉をして勁旅を選帶し馳て朝鮮全羅忠清道一帶の地方に赴かしめ時機を見計ひ防堵攻討し期を剋して之を撲滅せしめ務めて屬邦の境土をして又安ならしめ各國人の朝鮮地方にて貿販をなすものをして皆各



々其生業を安ずることを得せしめ度尤も平定次第直に各兵を引揚げ更に留防せしめざる様可致候右至急條約に従ひ行文知照すべき筈に付貴大臣へ電報致候間早速日本外務省へ照會有之度候右の通申來候に付本使は之を貴大臣へ及御照會候敬具

光緒二十年五月三日（我六月七日）

清國特命全權公使 汪 鳳 藻

日本國外務大臣陸奥宗光閣下

此照會に對し、我政府より彼に回答に及びし文案は則ち左の如し。

以書簡致啓上候陳者今般貴國政府にて朝鮮國へ派兵被成候に付明治十八年四月十八日日清兩國政府にて訂結の約書第三款に遵ひ行文知照の赴本日貴簡を以て御申越相成承知致候然るに貴簡中保護屬邦の語相見居候處帝國政府に於ては未だ嘗て朝鮮國を以て貴國の屬邦とは認居不申に付此段御回答旁言明致置候本大臣は茲に重て敬意を表し候敬具

明治二十七年六月七日

外務大臣 陸 奥 宗 光

清國特命全權公使汪鳳藻閣下

之に引き續きて、我國より朝鮮に出兵するに付き、北京駐在の我代理公使をして、清國の總理衙門に通牒せしめたる公文なり。

以書簡致啓上候陳者朝鮮國に於て現に變亂重大の事ありて我國より派兵の必要有之候を以て帝國政府は若干の兵を派遣する積に有之因て明治十八年四月十八日貴我兩國政府にて議定せし條約の明文に従ひ清國政府へ行文知照すべき旨唯今我政府よりの電訓に接し候に付右の趣及御照會候敬具

明治二十七年六月七日

日本國臨時代理公使 小村 壽太郎

清國總理各國事務王大臣御中

次は、總理衙門より我出兵に就きて種々の異存を申述べたるものにて、總理衙門王大臣より我公使館への照會なり。

以書面致啓上候本月四日（我六月七日）貴簡を以て朝鮮國に於て現に變亂あるを以て若干の兵を派遣せらるべきに付兩國の條約に従ひ右の趣行文知照すべき旨貴國政府より訓命を受けられ候旨御申越相成候處我國にては朝鮮の求めに應じて兵を派遣し其亂民討伐の援助を爲す次第に



して是は從來屬邦を保護するの慣例に有之且つ専ら内地の亂民を討伐するためにして平定次第直に引揚可申目下仁川釜山各港の様は靜穩なれども通商の地に候へば保護の爲め暫く軍艦を留置き候のみに有之候貴國より兵を派遣せらるは専ら公使館領事館及商人を御保護相成候ためなるべければ申迄もなく多數の兵を御派遣相成候必要可無之又朝鮮より請求したる次第にも無之候へば決して朝鮮内地へ進入して驚疑を起さしめざる様被致度加之我國の兵士と出逢ひ言語不通軍禮の差異あるため或は不慮の事を生ずるが如き場合も有之候半と懸念致居候に就ては右の趣貴下より貴國政府へ電報にて御申送相成度致希望候右及回答候敬具

光緒二十年五月六日(我六月九日)

清國總理各國事務王大臣

日本國臨時代理公使小村壽太郎貴下

之に對し我代理公使は政府の訓令を奉じて下文の通り回答に及べり。

以書簡致啓上候陳者本月九日貴簡を以て貴國より朝鮮へ派兵せられしは從來屬邦を保護せらるるの慣例に有之我國より多數の兵を派遣するの必要可無之又は決して朝鮮内地へ進入不致様との趣御申越相成候に付本官は早速其旨我政府へ致電報置候處只今我政府よりの回電接到、帝國

政府に於ては未だ曾て朝鮮が貴國の屬邦なることを認居不申今回我國より朝鮮へ派兵せしは濟物浦條約に依りたる儀に有之而して出兵の手續は天津條約に依りて取計置きたる次第に候又帝國より派遣の軍隊の衆寡は帝國政府自ら之を裁決致す可きに有之又其行動の如何に至りては赴くべき必要なき處へは無論赴かざるべけれども他より掣肘せらるべき筋毫も無之又兩國の兵士相出逢ひ言語不通軍禮の差異あるため或は不慮の事を生ずるが如き場合も可有之との義に至つては我國の兵士は紀律を守ること嚴肅なれば貴國の兵士と出逢ふことあるとも故らに事を生ずるが如きこと決して無之は我國の固く信ずる所なれば貴國政府に於ても其邊已に豫め御加意相成候事に可致旨申越來候に付右及回答候敬具

明治二十七年六月十二日

日本臨時代理公使 小村 壽太郎

清國總理各國事務王大臣御中

此間段々談判あり、東京駐在清國公使と我外務大臣とも談判を爲し、又本大臣の所へも來訪し、我政府の主意の在る所を十分彼の公使へ申聞かせたり。然して我政府が一の企を爲して彼の公使へ照會を致しましたる書簡は左の通りなり。



以書簡致啓上候陳者朝鮮國に於ける目下の事變及善後の方法に關し昨日御面晤の節帝國政府の提案として貴國政府へ御協議致候要旨は左記の通に有之候  
朝鮮事變に就ては日清兩國相勦力して速に亂民の鎮壓に従事する事  
亂民平定の上は朝鮮内政を改良せしむるため日清兩國より常設委員若干名を朝鮮に派し先づ大略左の事項を目的として其取調に従事せしむる事

一、財政を調査すること

一、中央政府及地方官吏を淘汰すること

一、必要なる警備兵を設置せしめ國內の安寧を保持せしむること

右爲念茲に申進候本大臣は茲に重て敬意を表し候敬具

明治二十七年六月十七日

外務大臣 陸 奥 宗 光

清國特命全權公使汪鳳藻閣下

之に對して、清國全權公使汪鳳藻は、本國政府の訓令を奉じて左の如く答へたり。

以書簡致啓上候陳者本使は唯今本國政府よりの電訓に接し候處貴國政府より御商議相成候朝鮮

事變及善後の方法に付ては篤と考慮を加へたる上左の通及回答候

一、朝鮮の變亂は已に鎮定したれば最早清國兵の代て之を討伐するを煩はさず就ては兩國にて合同して鎮壓すべしとの説は之を議するの必要なかるべし

一、善後の方法は其意美なりと雖も朝鮮自ら釐革を行ふべきこととす清國尙其内政に干預せず日本は最初より朝鮮の自主を認め居れば尙更其内政に干預するの權なかるべし

一、變亂平定の後兵を撤することは乙酉の年兩國にて定めし條約に具在すれば今茲に又議すべきことなかるべし

以上は本使より已に御面話に及置候得共尙爲念以書簡申進候敬具

先緒二十年五月十八日（我六月二十二日）

清國特命全權公使 汪 鳳 藻

日本國外務大臣陸奥宗光閣下

之に對し我外務大臣より尙ほ又左の通り照會に及びたり。

以書簡致啓上候陳者閣下は貴國政府の訓令に従ひ朝鮮國變亂鎮定並に善後の辦法に關する帝國政府の提案を御拒絶相成候趣貴曆二十年五月十八日附の貴簡を以て御申越相成閣悉候願て朝鮮



國刻下の情勢を察するに於て貴政府と所見を同うする能はざるは帝國政府の遺憾とする所に有之候之を既往の事績に徴するに朝鮮半島は朋黨争鬪内訌暴動の淵叢たるの慘状を呈し而して斯く事變の屢々起る所以は獨立國の責守を全うするの要義を缺くに職由するものと確信するに足るべき儀に有之候

疆土接近と貿易の重要とを慮るに於ても亦朝鮮國に對する帝國の利害は甚だ緊切重大なるを以て彼國內に於ける斯る慘状悲況を拱手傍觀するに堪へず候情勢斯くの如くなるに當り帝國政府措て之を顧みざるは實に平素朝鮮に對し抱持する隣交の友情に戻るのみならず我國自衛の道にも背くの誚を免れず候

帝國政府に於て朝鮮の安寧靜謐を求むる爲めに種々の計畫を施すの必要は已に前述の理由なるを以て更に之を看過する能はず今にして遲疑施す所なくして日を曠うせば該國の變亂愈々長く滋蔓するに至るべく候是を以て帝國政府に於て其兵を撤去するには必ず將來該國の安寧靜謐を保持し政道其宜きを得ることを保證するに足るの辦法を協定するに非れば決行しがたく候且つ帝國政府が斯く撤兵を容易に行はざるは實に天津條約の精神に依遵するのみならず復た善後の防範たるべくと存候

本大臣が斯くの如く胸襟を披き誠衷を吐くに及び假令貴國政府の所見に違ふことあるも帝國政府は斷じて現在朝鮮國に駐在する軍隊の撤去を命令すること能はず候此段御回答旁本大臣は茲に重ねて敬意を表し候敬具

明治二十七年六月二十二日

外務大臣 陸 奥 宗 光

清國特命全權公使汪鳳藻閣下

此數日の間に於て、双方平和の局に至らんことを試みたるも、遂に十分の結果に至らざりしを以て我政府より左の通り總理衙門に申込みり。

以書簡致啓上候陳者明治二十七年七月九日貴衙門にて朝鮮事件に付御面談候節貴王大臣より御陳述の次第は總て即日我外務大臣へ電報致置候處唯今我政府より電報到達朝鮮にて屢々變亂有之候は其内政の紊亂に基因する儀に有之而して我政府は日清兩國の該國に於ける何れも其關係常に緊要なれば今該國をして内政を釐革し以て變亂を未萌に絶たしむるには日清兩國戮力同心して之を爲すに如かざるべしとの意見にて此意を清國政府に提出したる處詎ぞ料らん清國政府は此提議に従はず只望むに徹兵の一事をのみを以てせらる是れ實に我政府の深く訝る所に有之



又其後在北京英國公使は友誼を顧重し日清兩國をして妥協の局を結ばしめんことを欲し盡力調停せられたりし趣なれども清國政府は依然徹兵の事のみを主張し毫も我政府の意に應ずるの色なし是に由りて之を觀れば清國政府は意ありて事を滋くするものにして則ち事を好むにあらずして何ぞや就ては今後因て以て不測の變を生ずることあるも我政府は其責に任ぜずとの旨申來候に付右電報譯文相添此段申進候敬具

明治二十七年七月十四日

日本臨時代理公使 小村 壽太郎

清國總理各國事務王大臣御中

遞次往復を重ねたる兩國の間の照會文は、唯今朗讀したるが如し。此外にも其以後に於て双方の公使を撤回するに付き往復文あるも、格別諸君の閱覽に供するの必要を見ざるを以て之れを省略す。

清國の妄慢此の如く漸く甚しきを致し、一方に於ては朝鮮の屬邦を主張し、又一方に於てはその自主を認むと云ひ、己自ら干渉して他の容喙を拒み、獨り其事を專にせんとす。想ふに其意、朝鮮内亂の時機に投じ、先づ自國の權勢を擴充し、毫も其不振を回復し自立を扶持する念なくし

て却て終に其獨立を滅して人を併呑せんと欲するに在るや必せり。故に彼の一面に於ては東徒の未だ平かざるに既に鎮定すと説き、以て我兵を撤回せんと請ひ、而して時機を緩にし漸次自國の兵を増遣し以て威壓を試みんとし、他の一面に於ては天津條約の精神を逸視し、陰に朝鮮を使喚して我好意の勸告を拒絶せしめんと圖れり。其證左歴々掩ふべからざるもの許多ありと雖も、今爰に之を縷陳するの要を見ず。此間一二の大國は好意を以て居中調停の勞を試み、由て以て兩國の間に往復したるも清國は遂に之を聽かず、是に於て我政府は、我代理公使をして、清國の事を滋くするに意あつて、將來不測の變あるも其の責清國に在るを宣言せしめたり。清國已に我好意を斥け、東洋の平和を沮格せんとするのみならず早く已に戰端を開く、則ち我の之に對する唯交戰の一途あるのみ。宣戰の詔勅下りし以來、上は皇上の威徳と下は陸海軍の精銳忠武に依り、屢々戰捷の報に接したるは諸君と共に國家のため齊聲稱賀する所にして諸君は已に 聖詔を奉ず、上下一致以て此大局に當り、其目的を達するために諸君の能く奮勵して協贊の任を盡されんことは本大臣の信じて疑はざる所なり。



## 大本營の下に召集されたる臨時議會の

## 開會

(明治二十七年十月二十日)  
(第七議會衆議院に於て)

諸君。日清交戦の事起りし以來我 皇上陛下は統帥の事を親しく行はせ給ひ、既に大森を此地に移させらる。而して立法の急務を舉行せらるゝ爲め、臨時議會を、大本營の下に於て、兵馬倥偬の間に召集せらる。諸君、今や我陸軍は、櫛風沐雨、久しく異郷に曝露し、成歡に平壤に既に赫々の偉勳を奏し、又海軍は、遠く風濤の險を越え、豊島に、黄海に、硝烟彈霧の中に於て奕々の大功を顯はす。本大臣は、諸君と共に之を稱揚慶賀すると同時に、我交戦の目的を達するに於て、前途尙ほ幾多の艱辛に處することを覺悟せざるべからず。而して軍事に關する國家の急要なる議案は、既に旨を奉じて本院に提出し、諸君の机上に横はれり諸君は既に 聖詔を忝うせらる希はくば、方今の事局に鑑み、協同一致、以て軍國の大事を翼賛せられ、政務軍務の當局をして、聖裁を大權の下に仰ぎ、機宜の處斷を行ふに於て後顧の憂なからしむるは、本大臣が之を信じて疑はざる所なり。

## 軍國前途の計畫

(明治二十八年一月八日)  
(第八議會衆議院に於て)

諸君。方今の軍國重大なる關係の大體に就きましては、本期議會開院の勅語に於きまして既に御承知に相成つて居ることゝ存じますが、昨年七月日清交戦の事起りまして以來、既に半歳を経過して居りますが、此間に於て、軍事の進行に就きましては、諸君に於ても御熟知に相成つて居る通りでありますから、私より特に申述べる必要はないと存じます。又、外交のことに就きまして、大體は既に勅語に現はれて居りますし、且つ、其詳細の事に至つては、今國家と重大なる關係を有する譯であります故に、諸君の前に之を明瞭に報告を致すの時期に未だ到達致しませぬ。併しながら、軍事外交共に其時期に達すれば、自ら細大遺すなく諸君に御報導を申したいと存じて居ります。今日此未曾有の時期に際しまして、素より國家の上には爲すべきこと多々ありまするが、已むことを得ず、今日は、事の緩急を計つて、軍事及外交上の急なるものを以て事務と致しまして、其他の事は成るべく後日に譲る積りであります。故に本日即ち本院に提出致して置きました處の豫算に於きまして、先づ經常費を目的と致しまして、之れに已むことを得ざ



るものを加へたのであります。事終局に至りますれば、前途の計畫も百般あらうと存じますが、是等は戦争の半ばの今日に於て到底計畫し能ふことでありませぬ。併し軍事の終局を告ぐるに至れば、諸君と共に將來の計畫を立て、往かなければならぬことでありまして、其の時期に至ればそれ等の議案を提出するに至るだらうと思ひます。先づ今日の大勢上に於きましては、諸君が御熟知の通り竟畢此國家進運の時期に際して、斯くの如き戦況に至つて居りますのは、素より上至尊の御威徳に依り、且つ我陸海軍の忠勇なるに因る譯でありますが、抑々諸君が國民代表者として此軍國の大猷を當初より翼賛せられましたために、外に在つては軍人内を顧るの必要なく内に在つては人心一和して、以て此大敵に當ることを得る爲であると存じます。博文、甚だ不肖ながら、至尊の信任を蒙つて自ら揣らず此時期に際して大任を荷うて居りますから努めて、至尊の大命を全うし、併せて諸君の希望に背かざらんことを獨り自ら祈つて居ります。斯の如き時期に際して上下人心一致の結果に依つて、其希望を満すべき政略を實行するの大任を蒙りますは一國の宰臣として、實に名譽とする所であります。願くば今日の時期に於ては、政府に於きましても唯今述べます通りに、經濟上のことや或は法案などの中急を要しませぬものは他日に譲らうと欲しますから、諸君に於ても政府と御同感でありますならば、ごうか事を速に結了されんことを偏に希望致します。

## 大本營地へ出發に就いて

(明治二十八年一月十日  
第八議會衆議院に於て)

諸君。帝國議會開會以來僅に數日を経ましたる今日、本大臣は、軍國の要務あるがために大本營に出頭すべき電命に接しましたゆゑ、明日を以て當地を出發して廣島に向ふ積りであります。此地に止つて、諸君と共に此立法の要務を御商議申すことが出来ませぬのは甚だ遺憾であります。今日の際に於て止むを得ざる次第であります。立法上の事に就いては在京の各大臣に委託して置きましたから、政府と交渉する事件に就いては、其主務の大臣と御熟議あらんことを希望致します。本日特に出席して暫時の別を告げます。

## 軍事費法案の提出

(明治二十八年二月二十日  
第八議會衆議院に於て)

諸君。本大臣は、國務上百般の關係に依りまして、一時歸京致す必要がありましたから、旨を



奉じて過る十六日に歸京を致し、本日本院に出席して、國務上必要なる審議に賛同することを得まするのは、誠に欣喜に堪へぬこととござります。目下に於ける交戦の状況及戦地より來る捷報等に至つては、特に本大臣の列擧を俟つまでもなく、諸君の御熟知に相成つて居る次第と存じますが、唯敵國が此戦争の終局を如何するかと云ふことに就いては、一旦講和の使節も派遣致して、本月上旬、廣島に於て兩回の面會を致しましたが、其意志甚だ曖昧にして、未だ真正の和を求めるとは認めませぬから、之を拒絶するの止むを得ざるに出たのであります。其大體の顛末は過日外務次官をして本院に其報告を提出致さして置きましたから、其れに依て明白と存じます。爾來今日に至るまで交戦の繼續して居る事情に照して見ますと、彼が真正に和を我に求め來るは、果して何れの日に在るか、輒く判断を下すべからずと存じます。右の事情に依つて考ふれば、或は將來に軍費の不足を告ぐる虞なきことを保證することが出來ませぬから、本大臣は勅命を奉じて、第二の臨時軍事費の豫算を、本日本院に提出致しました。諸君は、國家の大局に關する、即ち我國の安危榮辱に關する此大戦争に於て、我天子の遠猷を最初より賛成をせられ、特に昨年十月の臨時議會に於ては、巨額の軍事費を、國民の意志を代表して、一齊に可決されたのであります。本大臣は、本院が、昨年と同様に、此軍國に於て必要なる第二の軍事費に向つて、速に協

賛の誠意を表せられんことを偏に希望致します。上下一致の今日、將來の大局を完うする考は固より諸君の意中に明瞭なることは確信して疑はぬ處であります。願はくば速に議決の誠意を表せらるゝことを、諸君に希望致します。

## 朝鮮國の財政援助

(明治二十八年二月二十二日)  
第八議會衆議院に於て

過刻、本院に、特別豫算を提出して置きましたが、右は朝鮮國の目下の財政上の困難を救済する爲めに、一時、止むことを得ず、金額を貸し渡すといふのであります。同國の昨年以來の形勢に就ては、諸君の御承知の通りですが、特に昨年初夏以來の東學黨の叛亂に引續いて、昨年不作、然して日清の交戦と相成り、爾來、同國は吾と同盟の位置にあつて、今日尙ほ交戦の半にありますから、我政府に於ても、之を傍觀に附することが出來ませぬので、止むことを得ず、一時貸渡す必要に迫つたのであります。御承知の通り、今日も尙ほ、朝鮮の各地に於ては、東學黨の叛亂の餘孽を幾許か存して居る。さりながら、同國の王室及政府は、銳意我政府の勸告を參して改革を實行せむことを希望してをりましたから、その改革に就きて、昨年六月我政府より清國



政府に對し、日清兩國力を戮せて此改革を勸告し、然して彼の獨立を扶持しようと思はれたが清國に於て之を拒絶しましたにより、遂に今回の大戦争と相成つた譯であります。爾來、我國は、獨力で其獨立を扶持せしむるために、其孤弱を憫むで、今日まで力を添へ助を與へて居るのであります。右の狀況なるに依つて、目下の困難に遭遇し、一時之を救援するの必要止むを得ざるのであります。尤も同國政府に於ては、早晚公債を起して、以て自國の諸般の費用に充てようと思ふ計畫を致して居ります。其計畫が成り立つた後に、之を以て返辨せしむる積りであります。右の通り止むを得ざる事情でありますから、諸君が審議を盡されて、速に協賛せられんことを希望致します。此事に就きまして、尙ほ詳細の質問等がありますれば、委員會の席に於て、政府より此係りのものを差出して、辯明に及ばせる積りであります。且又本大臣は、不日、當地を去つて、再び大本營に歸任致します。最早此回は諸君に御目にかゝるの時期もなからうと思ひます。過日提出致して置きました第二の臨時軍事費の議決は之を實行されんことを、併せて茲に希望して置きます。

右演說に對し議員長谷場純孝氏より (一)朝鮮の内政改革に就きて其方法及順序 (二)之に對する列國の感情如何等の質問があつた。之に對し爲したるものは即ち次の演說である。

朝鮮に對する我政府の方針に付ては、朝鮮國と始めて交際を結びし以來、一も變遷を致したことはないと存じます。即ち清國は彼を屬地と認め、我は之を獨立と認めて、此二つの意志が當初より兩々相容れざる所のものである。而して他國に對して交際をする上に於ては、時々、事情の變遷が多少なきにあらざることは、固より論を俟ちませぬが、さりながら我國の朝鮮に對する大方針に至つては、今日迄、一も變つたことはない、本大臣に於ては確信致して居ります。其證據を挙げますれば、清國は其獨立を主張しながら、朝鮮の外交に於ては常に其責任を避け、其内政に於ては強ひて之が干渉をなさんと試み、而も朝鮮と最も接近して、之と親密なる交際を結んで居る國は、我國を除くの外にないのであります故に、彼の干渉は常に我國と朝鮮との交際の妨と相成つた。併しながら事小なるものに於ては、一々之を排除して行く譯にも参りませぬ。始めて、明治九年に、我國が使節を派して彼と貿易の條約を締結した以來の事に就いては、諸君に於て或は御非難の廉もあるかも知りませぬけれども、是は過去の小歴史と存じます。併し昨年の事の如きに至つては、即ち朝鮮東學黨の叛亂を名とし、且つ其叛亂の起る以前に當つての朝鮮國に於ける内情、及支那より派出してある所の官吏の舉動行爲に至つては、我國と朝鮮との交際を阻隔せんと務めたる證據を明に認めたのである。而して朝鮮國王が清國に向つて出兵を請ひ、



寧ろ請ふと云ふよりは請はしめて、而して此東學黨の叛亂を平ぐるを名として朝鮮の獨立を滅し以て彼が屬國の實を擧げんと欲したる證據は、歴々として明であります。是に至つて、我邦は已むことを得ず此干戈を動かしたと云ふことは、實に國家重大の事のみならず、又國として輒く動かすべからざるものであると、本大臣は常に確信して居りますが、之を忍び之を藐視し之を傍觀するに至つては、遂に我邦の利害のみならず、榮辱、寧ろ國威の消長に關係するに依て、當初明治九年の條約を結んだ以來の大方針を貫かざることを得ざるの結果になつたのであります。さりながら朝鮮國は、天下衆人の知るが如く、誠に貧弱なる國である。而して其國必ずしも富源を缺いて居るとは見えぬ。然るに之を開發する所の手段方法が少しも成立つて居らぬ。其國民も亦無爲に安んじ姑息に安んじ、因循に安んじて、唯一日を安穩に暮して居るに過ぎない。上下擧つて儉安の世の中である。是は、今日の世の形勢を少しも知らぬから起るのであらうと存じますが、斯くの如きものをして獨立せしめんとする必要は、獨り朝鮮の爲のみならず、一衣帶水を隔てた所の我帝國に於て、大なる關係を持つことでありますから、其獨立を扶持すると云ふことは、誠に帝國の國を建て、往く點に於ても、誠に緊切なる關係を有すること、確信してゐます。故に朝鮮の改革を行はしむることに就いても、支那と相提携して其獨立を扶持せしめたいと云ふ意であ

りましたが、前申す通りに、支那政府との意向が相投合しませぬ所より、我政府は獨斷で此責任を取つたのである。而して他國の干涉如何にと云ふに至つては、苟も孤弱を憫み、人の獨立を扶持するに於て、否を容るゝ國がある道理がないと確信しております。此獨立を扶持し獨立の實を上げるに於ては、頗る至難な事と見ます。去りながら、之を爲さずに抛つ譯に參らぬ。唯今も申す通りに、僅か三百萬圓位の金を貸して、之を扶持しなければならぬことが目前に迫つて居る。而して其改革は何等の事であるかと云へば、昔に京城の役人が入替つたとか、唯東學黨が平らいだと云ふても、決して是で一國を興起せらるゝものではなからふと存じます。朝鮮の叛亂が平定すると共に、各地の政治が擧つて來なければならぬまい、又運輸等の利便に依つて以て、國民の富源を開發するの便利も興つて來なければならぬまい。又多數の兵力を養ふことは出來なからうが、一國の治安を保つに足るだけのものは備へなければならぬまい、是等のものを着々歩を進めて行かしむるに就いて、先づ彼の財源は如何であるか、是等のものを十分調べて見ぬければならぬまい、固より朝鮮の獨立は、朝鮮人をして爲さしむるが主眼であるが、之を爲さしむるには扶を與へることが必要であらう。茲には自ら主客の別ありと云ふことは、論を俟たぬこと、存じます。又改革の細目に至つては、未だ一定せざる所のものもあらうし、今は既に一定して居る所のもの



もあるでありませうが、是等のことは特に條擧するの必要もなからうと存じます。決して此方針を我政府に於ては取違へては居らぬ、又取違ふべからず、取違へ能はざるの理由ありと信じて居ります。大要先づ右等のことで宜しうございますか、如何でございますか。

## 朝鮮問題の言責

此演説は、長谷場氏が前演説に於ける首相の言明を以て「我道理を以て行ふものとせば諸外國の感情は決して喙を容るべきものにあらず」と思爲し其言明の遂行を希望する旨陳述したるに對し答辯したるものである。

朝鮮國問題に於いて起る御質問に對して御答へ申しますが、私は今日の大事の責任を取る位置にありますから、未然のことに就いては御請合を申さない。それは即ち至尊の聖斷に出づることと據らざるを得ぬ。事實を御覽になつたならば分るであらう。又唯今の御言葉中にも少し間違がある。是はごうである。日本國が、朝鮮の獨立を扶持し、孤弱を憫む、何處までも獨立を扶けると云ふことに於ては、喙を容れるものがなからうとは言はない。異存を云ふものがなからうと言はない。誰も同意することであらうと申したのであります。又今日まで、昨年事の起つた以來どういふことが生じたのでありますか、凡そ外交上のことなどは、國と國と相對して、日本が朝

鮮と相對して、與國が朝鮮と相對して、日本が支那と相對して、與國が支那と相對すると云ふことに就いては、是又別問題のことであらうと存じますから、是だけは一言述べて置かざるを得ぬ。苟も私は、今日は至尊の政府を代表して此席に臨んで、此日本國の安危存亡に關する大事を擔任して居る以上は、無責任なる口上を吐かぬのみならず、苟も浸すべからざるものは侵されませぬのでありますから、是丈は、一言、此議場に述べて置かざるを得ませぬ。

## 日清講和後の方針

(明治二十九年一月十日  
第九議會衆議院に於て)

諸君。一昨年より昨年に渉る長期の日清交戦に關係する事項にして兩國の間に交渉したるものは、一昨年十月、廣島大本營の下に於て臨時召集せられたる議會に於て、當時の状況は一通り御報道に及び、尙ほ昨年の常會に於て、外務次官をして當院に報告せしめて置きました。爾來平和の局を結ぶに至るまでの御報道を今日發端に於て諸君に向つて致したいと存じて居りますが、之に關聯する所の書類等は數通のものを重ねて居りますから、朗讀の煩を省き、且つ之れを口舌の上に述べますのは時間を費す恐れもありますから、講和に至りますまでの間の報告を一通り



書面に認めて、諸君の参考に供するために當院に差出して置きますから、御熟閱を望みます。且つ又日清兩國間に起つた交戦に伴ふ種々の問題も、今は殆ど結了を告ぐるに至りまして、御熟知な如く、今日は既に平和の天地に回復し、之がために復た國家の上に現はるゝ所は百事新面目を呈し、従つて將來に向つて計畫せざるべからざる事柄は數多あります。就中、最も必要とする軍備や、其他將來のために必要な諸般の事業の計畫に就きましたは、特に諸君の御注意を請ひ、併て政府にも亦深く現今の我國家財政に顧み、且つ臣民の資力如何を推測して、之を以て急要なる國務の規準と致しまして、豫算も調製致して本院に提出してあります。今日の國勢上殖産、興業、教育、運輸等の如き國家の富強を増進するがために必要な事業は、政府國民共に力を協せて、將來の發達を計らなければならぬこと、信じます。戦争の結果に依つて新に新領土と相成つた臺灣の將來に於ける統治上に關係することに就きましたは、是れ又頗る重大の事件でありまして、其統治に關係する所の各種の問題を決し、適當なる組織を立て、商工業及殖産等の事に就ては將來の發達を圖り、我國民を移住せしめて、以て將來大に其發達を期せねばならぬことでもあります。此事は、臺灣が昨今僅に平定したのみでありますから、未だ準備を十分に整頓するまでに達して居りませぬ。將來に就ては政府は議會と共に謀りて、此戦勝の結果たる紀念物を何處

までも十分に其統治して、我目的を貫くやうに盡力せねばならぬと存じます。從來の議會に於て屢々御報道に及んで置きました通り、條約改正の事も既に其功半ばに至り、又之が實施に要する時期も甚だ遠からずと存じますが、之に就ては、我社會上に於て必要な準備を勉めて、違算なきを期せねばならぬと信じます。我國家の上に現はるゝ所の現象は、戦争以前と今日とは實に同日の談でないと思ひますが、是れ上は至尊の威徳日に躋り、威武是れ揚り、従つて我國民の勤勉忠勇にして以て國家に報ずるの厚き、加ふるに國民の代議士たる諸君の當時宏猷を翼賛せられ、而して其功績の現はるゝ所今日に至つたものと存じます。今日の我國家の地位より顧みますと、將來に於きましては、東洋の全局に關することは頗る重大なる位置なりと存じます。冗長ながら、一言過去の歴史に就いて御話申して置きたう存じますが、我帝國が海外諸國と交際を開きまして以來僅に四十有餘年、銷國の論が一轉して今上陛下の登極と共に開國の宏謨一定し、封建の制を變じて郡縣の治を布き、是と同時に我國民は、教育及其職業は勿論、衣食住に至るまで均一に自由を享有し、社會全般の秩序を保有するの外は、國家之を待つに城壁を以てせず、竟に今日の盛況を呈するに至つたものと信じます。今日の事既に然り、將來の事、復た上下一致、孜孜として勤勉國家のために怠ることなくんば、我前途に於ては、國運は進むことあつて退くことなしと確



信致します。此過去の歴史に徴して見ますれば、國家及國民は、僅に數十年間に非常なる長足の進歩を爲しまして、又憲法政治上に於きましても、國民の發達と相伴ふて相戻らぬやうに政府も力を盡し、諸君に於ても亦御盡力あらんことを希望して已まぬのであります。故に政府に於ても、胸襟を披いて、十分に諸君と國家前途の計畫を御相談致す積りであります。畢竟、國家の發達は國民の力に依らざるを得ず、又國力の運用は政府議會と妥協の全きを得るに在りと信じます。どうか政府の意志の在る所を十分御了解にならんことを冀ひます。而して目下の急要たる豫算及諸法律案は、既に本院に提出してありまするに依つて、十分に審議を盡して、協賛の任務を盡されんことを冀ひます。

## 日清戦後の經營

(明治二十九年一月十一日  
第九議會貴族院に於て)

諸君。從來のことに付きましては、戦争に伴つて起つた所の外交關係の事件は、曾て廣島及び昨年の議會に於て報道致して置きました、爾來の報告を諸君の前に提出して、御參考に供する積りであります。然るに何分多數の公文等を重ねて居りますから、一々之を口頭を以て述ぶるの煩

を省き、書面に認めて差出しまするから、後に御一讀を煩します。大體の所見は昨日衆議院に於きまして陳述に及びましたから、自ら貴聽に達したこと、信じますが、重ねて同様なる旨意を一通り諸君に陳述致します。日清兩國の交戦に付きましては、實に幾ど一年の長期に涉る戦争を繼續することを得ましたのは、全く上下一致の力に依ると信じます。遂に當時の敵國たる清國より和を請ふに至つて、講和の談判を開き、昨年の四月に於て雙方調停の上、兩國の友誼をして故とに復せしむることを得ました。是れに關する數多の重要な事件も、今は大略結了を告げました。今日に至りまして尙ほ將來のことに深く勘考を及ぼしますれば、漸く一事が治まれば復た一事が附帯して起る譯でありまするに依つて、前途の形勢に於きましては、重要な問題は屢々起ること、信じます。然るに今日に方りましては、今日平和の恢復と相成りました以上、是より進んで國力を培養すると云ふことが、最も今日の急要と信じます。一體戦争と云ふ事柄は、申すまでもなく、多くは國力を消費するものでありまするが、平素に在りては、國力培養の力に依つて、即ち國家の資力を増進することに依て、國家の富強を計るは平素の務めであります。即ち今日の平和恢復の後に於て尤も注意を要しまするのは、實業を獎勵振作することでありませう。故に政府は是れに付いては十分の力を出して、以て舊に倍するの國力を養成しなければならぬと考へま



す。併しながら此數十年、即ち僅かに二十八九年間の王政復古以來の歴史、就中明治十七八年以來の進歩に付いて見ますると國力の増進したることは異常なものであります。是畢竟、人民の勤勉と教育學術の効果と存じます。今は進んで、我國民は政府といふ教師を俟たずして、十分に進歩する有様を確かに認むるのであります。此實業の進歩に至つては、地方人民の盛なることは、實に賞揚するに餘りありと存じます。併ながら政府にあつても、常に是が注意を怠らずして、益々進歩せしむることに盡力致さんければならぬことは論を俟ちませぬ。其事柄如何であるかと云ふと、即ち立法行政上に於て尤も注意を要することであらうと存じます。是等の事は、私が殊更に冗長に述べませぬでも、諸君は固より御熟知のことでありますが、茲に諸君に御注意を仰がんと欲することがあります。即ち臺灣の新領地のことであります。此臺灣新領地統治のことは頗る重大な事と信じます。併ながら又之を宜しく將來の統治方法に考へ、行政の實を擧げるにあらざれば、容易ならぬ面倒をも惹起すであらうと考へます。此一點に就きましては尙將來に於て十分御商議に及ぶこともありませうが、第一の問題は、臺灣は御承知の如く内地とは大に異なる所であります。是に居住する人民は幾多にも種類を分けて居るのであります。差掛る所、多數の人民は即ち支那の人民でありますが、此人民も多きは廣東福州近傍の惡漢の徒が隨分移住をしてゐて

其性も甚だ慥悍な人民でありまして、一通りのことでは之を統御することが出来なからうと存じます。殊に一方に於ては貿易の開けて居る所でありまして依つて、其數甚だ僅少ではありますけれども、外國人——歐米人も來て居ります。又臺灣の半は未開に屬する所でありまして依つて、彼の生蕃の棲息する所の如きは、最も統治上に難きを見る所であらうと思ひますから、之に適當なる制度を施し、適當なる政を行はなければならぬ譯であります。之れに付いては、立法上の問題、行政上の問題、之を悉く今日の急務として定めなくてはなるまいと存じます。又此臺灣の事務を本邦に於て管理する官衙も必要ではないかと考へます。而して又財政の事も餘程重大なる事柄と考へます。臺灣は漸く昨今に鎮定した位でありますに依つて、未だ詳細なる取調を致すことが出来ませぬが、何れ遠からず一通りの調査を了りましたら、將來經營する所を定めねばならぬと存じます。第一に唯今も申す通り、財政上のことなどは頗る重要なことでありますが、先づ目下の有様を見ますと、臺灣より國家に收入することを得るであらうと考へる歳入は、之れを以て臺灣の統治に充つることは出来ぬので、餘程其の額は少額なものであらうと思ふ。特に言語不通にして、風俗も異なり、人種も違ふのみならず、是まで支那が管轄して居つたので、十分に國土の發達を圖ることが出来ませんでしたから、道路通信の便も亦た頗る缺けて居る。故に



之を統治し之を鎮壓して行くに付いては、十分なる兵力も要し、且又た平素の警察取締等に付いても、逆も内地の比ではなからうと存じます。併ながら臺灣を、此大戦争の結果に依つて我が新領地と爲したる以上は、十分に之に力を盡し、大に我が人民を之に移殖して、以て將來の發達を謀らなければならぬことは論を俟ちませぬ。此問題は餘程大切なこと、存じますから、特に諸君の御注意を願ひます。加之、北海道の如きも内地と同様には開けませぬから、是等のことを特に御話申す所以の主意は、唯今申した通りに、内地は人民進取の氣象も餘程富んで、實業上のことも段々進歩して参りまするけは、北海道及臺灣の新領地の如きに至つては、政府が大に與つて之に力を致さなければならぬと云ふ區別があります。其事に關しては尙ほ追々上下兩院とも熟議を盡して、以て將來のために經營せなければならぬと存じますから、此事を一言諸君の前に陳述致して置きます。此報告書は議長の手許に差置きまするに依つて、御熟覽を願ひます。

## 明治二十九年の豫算案に就て

(明治二十九年三月四日  
第九議會貴族院に於て)

山川君が私に演説を促されましたが、此の豫算に就きましたは、過日豫算委員の諸君の席に罷

り出まして、一と通所見を陳述に及んでおきましたから、自ら速記も御覽下されたことであらうと思ひます。且つ又た豫算委員におきましては、政府より各部の委員を派出いたしましたして、諸君の御調査及御質問に對して、十分に御答辯致さしてあります。元來、豫算なるものは普通の法律と異つて居るものであります。總て計算上の事でありまする故に、一部々々に付いて辯明を要することゝ存じます。殆んど數千種に分れて居るのでありますから、外の委員と違つて、特別に豫算委員なる常立の委員が出来て居つて、殊更に詳細の調査を遂げらるゝ譯であります。私は、大體の事に附いて、一通り豫算委員會に於て申述べました。是は、到底大體論で片附くことではない。餘程詳細なる調査を要するものと存じて居ります。既に豫算委員會の調査を終りまして、豫算委員長より本院に報告されて、將に本院の本議に掛らんとする今日であります。又唯今、曾我子爵より大藏大臣に向つて説明を求められました通りに、是も亦大體の御議論であります。私は今日本院諸君に只管希望致しまする所は、既に十分なる御調査も届いて本院に報告に相成つて居ることと存じますから、戦後の計畫たる財政を網羅して居る此總豫算を、速にどうぞ本議に上るやうに御盡力あらんことを願ひます。而して其可否の決定は全く諸君の掌中にあることでありまするから、如何様になさるとも、即ち帝國議會の一方の機關たる上院の議員、殆ど國の柱礎



とも謂ふべき諸君の御列席に相成つて居ることありますから、國家のために十分御審議になつて、今日の事態如何を顧みて、速に御決了にならむこと、確信して居ります。最早數日の間、質問に質問を重ねられて、段々答辯も盡された曉であります。即ち本議場の便宜を促すために特に豫算委員會と云ふものを置かれて、而して豫算委員會に本議に掛けるまでの用意を調べさせる——其用意とは政府の各部に渉る所見如何、如何なる考へであるかと云ふが如きことを取調べるためである。——既に其事を決了して此議場に報告されて居ります以上は、私が特に又之と異なる演説をするの必要はない。私は熱誠赤心を以て、どうぞ速に此議案の議了されんことを本院に向つて偏に懇願を致すのであります。

唯今大藏大臣にお尋ねになりました谷さんの御意見でございますが、餘計なことゝは存じますが、一通り事情を申し上げて置きます。豫算を調製して政府に於て一通り取調べをする際には、商法會議所は一の機關であつて、是等に向つて國家經濟上の事柄を下問すると云ふことは、年々の豫算のことでありますから、到底出来る譯ではございませぬ。或る場合に於ては、商法會議所に對して、外國の貿易の事や、或は内地の貿易上の事などを下問することはありますけれども、併し政府に於ては既に見込を立て、さうして之を立法部たる帝國議會に協賛を求め、さうして

一の議院が既に其れを可決して、今此本院に來つて居るのであります。既に其の立法部の手中に在る豫算であります。かういふ状態に在る今日、如何なる名説が出来ました所が、政府は其の中路に於て其説の採りやうがない。故に諸君がさういふ商法會議所とか、或は一個人とか、或は工業の右等の會合とか云ふものゝ協議の結果として、案や何か出て居りますなら、それを御參考になるのは一向差支ありません。假令今日さういふものが政府の掌中に入りました所が、既に立法一部の機關の協賛を経て、既に憲法的の動作を爲して中際でありますから、それに交ぜかへして動かすことは出来ませぬ事でありますから、事情をどうぞ御洞察を願ひます。御參考とならざるとは、あなた方の御胸中にある事でありますから、如何様に御加へなうと差支へない。政府に於ては、今日さういふ案が何れの所から出て來やうとも、政府が之を煮て喰ふことも焼いて食ふことも出来ないといふ事情を一通り御話を致しておきます。

## 民法中修正案に就いて

(明治二十九年三月十八日  
第九議會貴族院に於て)



本日本院に提出相成りました民法修正案の事に就きまして、大略を陳述に及びます。本法は去ぬる二十五年の第三議會に於きまして、現在の民法を修正するといふ議に基いて、延期法案が提出に相成りまして、上下兩院通過の後、同年の十一月に發布せられまして、而して修正の期限が明治三十九年十二月三十一日までと定められてあります。右法案の結果に基きまして、政府は現在の民法を修正する義務を負ひましたのであります。翌二十六年の三月に於きまして、勅令を發布せられ、修正委員を組織されまして、本大臣は其の總裁の任命を蒙りました。此の法典調査委員會の組織は、第一に高等行政官及司法官、其次に大學の教授、帝國議會の議員、辯護士、又學識經驗のある民間の諸氏を以て集合されて居ります。其中に本院の議員中よりは殆ど三分の一強の委員を選定されてあります。此の人員に依つて、二箇年有餘の間に修正を終りましたる所の民法の部分が、即ち今回の議會に提出されたのでございます。其法典調査會に於きまして、委員の諸氏は、異常に勉強致しまして、斯くの如く迅速に運びましたのでありますが、此の間には十分なる討議を盡し、又日本の習慣及舊來の法律等をも、參酌の届くべき所までは十分に研究を盡し且つ諸國の民法等にも參考致しましたのでございます。故に此修正の結果は、決して佛國民法に據るとか、或は英吉利の習慣法に係はるとか、或は其の他の諸國の民法に依つて修正の機軸を成

したものでございませぬ。舊來發行されて居る所の、即ち現在して居る所の民法に於きまして日本の習慣上に幾分か抵觸する所があるので、是では事實上に於て差支があらうといふ所からして、即ち延期法案が出ましたのであります。其の意を斟酌致して修正を致しましたものであります。右の譯合を以て修正が成立つて居りまするに依つて、此の修正に依つて實行さるゝに於ては決して事實上に差支はなからうと云ふ政府の決議に依つて、裁可を蒙つて、即ち帝國議會に提出致しました。既に衆議院の可決を経て本院に參つて居るのであります。如何にも短縮の時日ではありまするけれども、本院の議員中より十一名の委員も加へて、十分に今日まで討議を盡し研究を盡したる結果として成立つた修正案でございませぬ。政府は本院に向つて、本會期に於て議了に相成らんことを飽まで希望いたしまするから、諸君に於て十分の御勉勵を以て速に議了にならんとを希ひます。

## 選舉權の擴張

(明治三十一年六月七日  
第十二議會衆議院に於て)

諸君。唯今政府より提出して、諸君の机上に横つて居る衆議員選舉法改正案のことに就いて、



政府の所見を大略諸君の御参考に述べたいと存じますが、其の以前に於て、本議會に提出したる重大なる法案の大意を述べて、諸君の協賛を希望致します。前期議會は不幸にして解散せられ、引續いて前の國務大臣は辭職せられました。之が爲めに今日急要なる國務の上に、多少の延滞を來したるは甚だ吾等が遺憾とする所であります。本大臣等が本年一月十二日就職以來、國家の現況に就いて、先づ實務上に關し調査を致しますために、殆んど今日迄の時日を費した次第であります。其の取調べました大體のことに就きましては、其結果として必要なる議案を諸君の前に提出したのであります。且つ又提出しつゝあるのであります。其の議案の大なるものは、即ち諸君が御承知の通り、維新以來上下一致の結合に依つて、國是方針と相成つて居る所の開國の規模に基いたる條約改正の事業であります。此事の成就是將に近日にあらうと考へます。是を實行せらるゝに就きましては、既に數年來修正を加へました法典であります。此の大部なる法典を此の臨時議會に於て決議せらるることを希望致します。此の法典にして決議になりませぬば、今將に成らんとする事業の上に大なる澁滞を來す譯であります。それに續きまして、吾等が國家の財政上に於て取調べた結果として、現在の歳入を以て到底國費を補ふに足らぬ所より、已むことを得ず増稅案を提出せざるを得ぬことになりました。何れ今明日の中に當院に提出して、諸君の協

賛を求むる積りであります。其の案の詳細の節目に至つては、主管大臣より、本院の議場或は委員會に於て、詳細なる説明に及ぶ積りであります。其の次は即ち本年度の追加豫算であります。是れ亦實務の上を細査致しました結果として、已むことを得ず當年度事業進行の上に必要なるを認めました爲めに、諸君の協賛を求めます。而して只今本院に出て居ります衆議院議員選舉法の修正案であります。唯今所見を陳述することを求められました通り、當初憲法を發布せらるゝと共に衆議院議員選舉法が發布せられたのでございます。此の衆議院議員選舉法を制定せらるるときに當つては、未だ嘗て經驗のない所でありますから、政府に於ては深く之に注意を加へて成るべく憲法上の進行を平穩に運ぶやうにと用心を致して拵へました。故に資格の上に於ては餘程高めてあつたのであります。爾來星霜を経て今日となりまして、僅々數年の間ではありますけれども、今の選舉法の規程に依る選舉人の資格では、各種國民の意志を十分に代表するに足らぬと認めました。それ故に選舉權を下げましたのであります。而して商業、工業等の發達するに従つて、市の代表者を特に増すの必要あるを認めました。諸君が御熟知の通り、憲法の施行せられて居る孰れの國に於きましても、凡そ人口の比例と又選舉權を有する者の數とは、一定の極りがある譯ではありませぬが、併し稍々近きものが行はれて居ります。我國現今の選舉法に依ります



と、四千二百萬人の人口の中、選舉權を得て居るものが四十四五萬人内外あります。此度提出した議案に依ると、凡そ二百萬人に上げると思ひます。さうすると選舉人即ち參政權を得るものが唯今の五倍以上に成りますが、是位の増加が先づ當然のことであらうと認めました。而して參政權を得る、即ち選舉人の數が増しまして、人民の各種の意志が發表せらるれば、被選舉人に對しては、別段資格を要せぬことと認めます。而して成るべく之を日本全國に共通して汎く選舉するやうに相成つた方が宜しからうと云ふ積りであります。是は現在の國狀に照して見ましても、唯今の狭小なる區域の上に、此憲法の任務を盡す所の議負の選舉法を固守致すよりは、憲法編制の進行上に於て一層の發達を見て、成るべく國政の上に各種人民の思想の發表されることを希望致す積りであります。而して又此の現在の選舉法制定の當時の人口と今日とを比較して見ますると、餘程人口の數も増して居ります。一面に於て、人口の數の増すのと比較しますると、選舉資格は自ら制限せられて居りまするために、次第に減少する結果を來す譯でありますから、一は議員の數を増し、選舉人の増を増すと云ふ方針を執りました。而して又一方から見ますると云ふと國勢の結果自ら人民の負擔を増さざるを得ぬ狀勢に趨いて參つて居りますに依つて、之と相伴ふて參政の權を擴張することの必要を認めましたのでございます。此案の詳細なる説明に至りま

ては之を起草致させた主任を出席致させて、諸君の御質問に御答致させる積りであります。

## 衆議院議員選舉法改正法律案に就て

(明治三十一年六月七日  
第十二議會貴議院に於て)

諸君。唯今衆議院議員選舉法改正案を提出致しましたに附いて、其の大體の理由を御尋でありましたから、一通り御答を致します。此の逐條に涉つての主意は、委員が唯今申した通りであります。最初憲法發布に際しまして、當時此の衆議院議員選舉法なるものを、私は調べました。此の時に當つて、未だ曾て經驗のないことでもあります故、現行の選舉法に於きましては、餘程周到なる廟議を盡して置いたと考へます。即ち選舉人の資格、被選人の資格等に於きましては、大體此の日本多數の人民の資産の度合よりは特に高めて置いた積りであります。而して實地の經過に依つては、變更は到底免れまいと云ふことを、其當時より豫知して居りました。今日まで段々經過致して參りました所で、此の衆議院議員選舉法に於て豫防してあつた條件が、悉く無効に屬す



るやうな結果に見えるのであります。それはどう云ふことかと云ふと、十五圓の資格などは、例へば養子に行くとか云ふやうな方法が行はれまして、法律の目的を十分に達することが出来ぬやうなことが澤山に出来て参つた。それから、日本國民の大體の人員の數から考へて見ましても、最初は十分なる統計表杯がありませんから、參政権を得る、即ち選舉權を有するところの數が、確かにどの位と云ふ十分の見込も附かなかつた。現行の選舉法が行はれて見ますと、四十四五萬ぐらゐ選舉權を有するもののあることがわかりました。四千二百萬の今日の人口に對して、參政権を得る者が、四十四五萬では、非常なる少數と今日では認める。成る程、十五圓の國税を納むる者を五圓に下げると云ふと、非常なる激變の如く見ゆるに相違ない。又激變に相違ありませんが、選舉法杯は餘り屢々修正することは宜しくあるまいと云ふことから、將來を洞觀して、見込を立て、之を五圓に下げたのであります。今日提出の法案に據ると、選舉權を得る者が二百萬内外に及ぶであらうと考へます。之を以前の法案に比べて見ますと、先づ五倍以上の増加と相成ります。之れでも、凡そ立憲の政治の行はれて居る國々の割合に比べて見れば、總體の人々に比較してまだ少い。併し必ずしも是等は原則があるのではない。選舉權を得る者が、人口に對して幾らでなければならぬと云ふ極りはない。併し先づ五圓と致しまして、政治上に參與するの權利

を得る者が二百萬と相成れば、國政の上には、各種の人民の聲を現すことができると認めて、下げらるゝ度合まで下げたのであります。それで斯の如く變更を致すに附いて、今日までの所は多く地租に依つて居つたのであります。税法の變更より且つ農工の發達するに附いては市民の代表者が頗る必要と認めましたに依つて、全體の人口に於て農民の數が勿論多數を占めて居ります。けれども、商工の數の少い割合に商工の事業は國家の消長に對して非常なる關係を有するものでありますから、其の選舉人の數は少數でも代表者を出すことの出来るやうに致したのであります。此等は、今日の狀勢に於て、國運の擴張と共に、成るだけ人民の權利を伸張して政治に與ることを得せしむるやうにした方が、將來のために、國家に取つて得策であると認められたからであります。之に就いては、憂慮する議論も段々ありますが、私は斷じて顧慮するの必要はないと見て居る。又被選舉人に附いては、年齢のみを限つて、其の他の條件を附けなかつたのであります。是も今日の時勢となつては、最早其の必要はなからう。選舉人が是なら然るべしと認めるものを選ぶことになれば、納税の資格を附帶するの必要はなからうと、斯う云ふ考で、此の時勢の變遷と共に、もう少し憲法政治の上に於て進歩せしむる必要を認めましたので、此の案を提出した譯であります。然るに衆議院に於て之に修正を加へたのであります。此の修正は政府提



出の目的と相反しまする故に、政府は之に絶對的の反對を持つて居る。唯今も委員が申述べた通りに、之を列記法にすると云ふことになれば、學理から論じても、實際から論じても、少數者の代表は出ることが出来ぬことになりまますから、是はどうしても單記の方法を取らざることを得ぬと考へます。それと又商工の代表者を減じたことも、政府の意向とは全く反對であります。此二つのものが恢復されませねば、之を法律と爲すことに於ては、反對せざることを得ぬのであります。大體斯の如き考を以て、此の法案を提出して譯合であります。

## 地租條例中改正法律案

(明治三十一年六月七日)  
第十二議會衆議院に於て)

過刻、租税委員會の委員長より、本案が、委員會に於て、否決に相成りました報告を承りました。此の租税の止むを得ざる事情は、委員會に於きましても、本大臣及大藏大臣から、質問に、逐一答へてありますから、之を茲に重ねる必要はなからうと存じます。此の増税の必要な所以は、法律問題では決してなく、政府の財政上の問題として、今日迄屢々陳述した通りに、來年度

より國家の生存に妨があること云ふことから起り、本年に於ても、實際不足を生じて居るのでありますけれども、本年度は他の方法に據つて補ひを取つて居るのである。豫算と共に提出せなければならぬと云ふ御議論は、一應道理のある御議論であります。昨年の冬の議會に於て、前内閣は、豫算と共に之を提出されたのであります。不幸にして議會は解散された。其の結果として、本年の臨時議會に於て、之を要求せざることを得ざるに至つたのである。而して此の要求を、此の短期なる議會に於てせざるべからざる事情に附ては、今日まで政府の意見も陳述に及び且つ御質問にも御答申してある通りであります。國家の狀勢に於て、到底此の増税の已むべからざることを再言せざるを得ぬのである。成程、今年の冬まで待つて、冬の議會に之を提出したら宜からう。政府も出来ることならばさう致したい。併しながら人民の負擔に係るものは、法律を既往に及ぼすことが出来ないと云ふ原則に據つて、此酒税の如き、また地租の如き、來年の三月頃にはが議決になれば、一月より起算してあるものに對し、是に遡ると云ふことは到底出来ぬ。此増税の目的を達することが出来なければ、來年の豫算を編むことも甚だ困難であると考へます。それを、此の議場に於てどうか再考されんことを希望致します。政府が是に附いて困難をするよりは、寧ろ國運の進歩に支障を及ぼすことを御熟考あらんことを希望致します。如何



なる手段方法を採つても、政府は國家を一意に重んじなければならぬ職務を負担して居るのでありますから、國運の進歩を沮喪することは出来ないのであります。で、どうか満場の諸君に、御再考あらんことを希望致します。今日委員會の否決と共に、將に是より此議場に上げらんとするのであるが、此の議に上げつて、又本議場で否決になるやうなことに至りますれば、政府は已むを得ずして、別段な手段を考へざるを得ぬ——私の意中に存することを唯今御話申すのである——(田中正造別手段に付明言を求む)。兎角言言讒謗に涉つて、人の精神を吐露して、人の職務より陳述する時に當つて——勿論後とて批評は御勝手になさるが宜しいが、決して議員の口を箝すると云ふ譯のものぢやない。それで、どうしても此増税の目的を達しなければ、如何なる政府が出来やうが如何なる人が其の責に當たらうが、今日迄歩ゆんで來つて居る所の國家百般の事務を履行して往くことが出来ぬのである。それから又財政の整理が済まぬと云ふ議論もありますけれども、其財政の上の事と云ふものは、豫算に臚列してあつて、年々議會の議決を経て居るものでありますから、決して私は整理してないとは認めない。それで議會に於て、年々の議會に於て、不整理なものを矯正する途も十分開けて居る。で、此の上は、財政の整理不整理の議論にあらずして、政府の歳入の不足である。此の不足額と云ふものは如何なることに使用するかと云ふことは法律的に論ずれば

豫算と云ふことになりましてけれども、政府は今日迄其の方針に附いては十分の説明も致してありますから、是れが御分りにならぬと云ふ道理は、私はないと信するのである。此の論は、今日に始まつた議論ではない。昨年中より胚胎して來つた議論である。増税説は——私は、前政府の當局者よりも承つて居つて、どうしても増税は已むべからずと云ふ議論は、前の内閣からあつたのである。唯々爰に不幸なるは、客冬の常期の議會に於て、是を議決する都合に至らず、解散の結果を招徠したことである。事實、來年度より不足するのであるから、此の不足額を補ふと云ふことに附いては、是非共諸君の協賛に依らざることを得ぬのである。どうぞ諸君の御熟考を煩はされんことを希望致します。

## 二

人民の負擔の輕重に至つては、固より政府も見て居なければならぬが、議會も御承知のこと、存じます。即ち國民の歳入なるものは幾許の歳入であるやと云ふことを御覽になつたならば、是に依つて容易く分ることだらう。而して其の負擔の分配方法なるもの、何れの部分に重くして何れの部分に輕いかと云ふことも、是れ税法の定むる所に依て明かであると思ふ。併しながら此の輕重を論ずる以外に、今國運の進張に伴ふて國家の爲しつゝある事業は如何なるものであるか



と云ふことを一方に於て御覽にならなくつちやなるまい。勿論其の邊に附いては十分御熟知に相成つて居ることと存じますが、海陸軍の擴張及び是に伴ふ各種の事業を始めて、今日政府の事業は勿論種々あり、又今まで議會の協賛を経たる鐵道の建築、港灣の建築、其の他時勢の進運に伴ふ運輸通信の事等に至つては、餘程の事業の計畫がしてあると、私は見るのである。之を今日地に墜すと云ふことはどうも出来ない。民力其の物で成し遂げ得らるゝ事業は、無論政府が手を突込んで之を奪ひ取つて自らなすには及ぶまい。政府自らせざることを得ぬ事業が異常で、其の經費上の不足を生ずるに依つて、其不足を補ふ途は唯人民より收斂するにあるのみと云ふが如き譯ではない。人民の負擔を増すより外に今日の整理方法はない。(地主が困難して居ると云ふ事情は御承知ないのですかと叫ぶものあり)地主が困難をして居ると云ふ事情は勿論知つて居る、勿論知つて居るけれども、地主ばかりではない、困難をして居るものを言へば幾らもあるだらう。併し先年に比すれば物價は漸を逐ふて段々騰上して行くから、農業者の農産物などの値はどうしても上つて来る。上つて来れば自ら収益が増して行くと云ふことも、亦一方には見ねばならぬ。そして是が絶對的に行ふべからざるものは認めない。増税することに附て——(此時發言を求むるもの多し)——地價修正の返辭と仰つしやるのですか、其の事に付いては、絶對的に反對はしないと云ふことは、是れまで度々御話して

ある。それは御分りになつて居ること、思ひます。

## 民法修正案と條約改正

(明治三十一年六月十日  
第十二議會貴族院に於て)

今將に民法の可否の定る時期に際して居ると考へますが、前日既に委員會に於ても其の必要は十分説明に及んで置きましたから、委員諸君には十分御分りになつて居ること、考へます。此の民法の得失論は、敢て私が喋々を要せぬこと、存じます。然るに此の民法なり、また總ての諸法典なるものは、國家の上に如何なる關係を持つかと云ふことであるが、維新以來三十年間の歴史に就いて御覽になれば、上下共に此の事に附いては一の異存をも聞かなかつたが、條約改正に付いては、維新の國是方針に基て、國權の回復をしなければならぬと云ふことは、三十年一日の如く唱導されて來た問題であります。而して此の條約改正其のものに付いての二十四五年間の歴史も、能く一般に知れ渡つて居ることでありますに依つて、是れ亦細述を要せぬと存じます。此の條約改正に就いて、改正其の事が頗ぶる大切と云ふことよりは、寧ろ日本國の獨立權に在つて、一國統治の權は邦土の上に其國の法が行はねば、十分なる獨立の權力を施行するものと



はれぬのである。是に依つて此權力施行のことに附いて、條約改正と云ふことが多年の間上下の希望であつたことは、諸君も御記憶に相成つて居ることゝ考へます。而して此の際條約改正を實行することに附いては、獨り政府のみならず、民間の議論も喧しかつたのである。不完全なる條約改正と云ふことに付いては餘程喧しかつた。至極尤なことである。故に、其ために屢々之を延期して、而して竟に今日の條約なるものを完結するに至つた。殆ど世界各國をして、我要求を大概承諾せしめました。政府が此の法典を今日の議會に提出したのを恰も山の中から飛出したやうに御考にならずに、どうぞずつと繼續して居る事柄であること云ふやうに御考を願ひたい。政府も議會を脅迫して、僅な短期の間に議了せしむるなぞと云ふやうな考ではない。實に事情已むを得ぬことであります。既に二十九年度の議會に於ても、民法の一部分は、上下兩院を通過して、今實施されて居るのである。——實施されては居りませぬが、即ち法律と相成つて居るのである。此の殘部のものが今日の議會に横はつて居る。故に此條約改正は抑々與國の希望、與國の注文に依つて起つた問題にあらずして、日本の要求に依つて出來たものである。故に日本は自ら己の法律の不備を悉く完成して、而して其條約を實行するに異存のある道理がないと云ふので、今日までに二十四五年の星霜を経て、條約は遂に完結されて各國の君主及我天皇陛下の御批准に相成つ

た。是は正さしく日本國の上に輿論との關係を規定する所の法律であります。而してそれに期限が附帶して居る。此の期限も亦日本國家が承諾して、協議の上定めた所のものである。今日或は延期しやうとか、或は之に向つて談判を開いて、其趣旨を變へやうと云ふが如きは、決して出來る相談ではありません。それで、諸君に、此法案を速に議了されることを、私は國務大臣として、且つ本院の議員の一人として、御勸め申さざることを得ぬのであります。先刻加藤君の演説も承りました。此處で今月一杯位經過せば随分出來ること云ふ御話であります。是れ亦實地に考へるとむづかしい話である。成る程質問をしてさうして之を熟讀なさる位は其期間で澤山か知れぬが、之に修正を加ふるが如きに至つては、其修正のために時間を費さなければならぬ。其結果はどうである。衆議院を通過した所の法律であるから、之に修正を加へれば亦兩院の協議會を開かなければならぬと云ふやうな結果になる。是は半月やそこらで出來るものとは考へられませぬ。それ等のことは餘論として、敢て私が批難攻撃する考でも何でもありませんが、實地、此の條約諸國と今日時期を定めてある所のものを變更しやうと云ふことになつて、十七八國の國々に涉つて、此談判を開いて、或は承諾をなし成は承諾をせぬと云ふやうに色々の結果に至るであらう。世界の各國が皆同一の意思を以て居らぬことは、日本自らが同一の意思を有して居らぬと同一で



ある。而して此の改正條約なるものは、一國が不承知を云ふても行れないのであります。故に三十年も掛つて、齟齬して漸く成功をした所のものを、今日水中に投じて了つて、而してその國權の回復を、之に依つて見ることを得るのにそれを抛つと云ふに至つては、私は實に容易ならぬ重大なことと考へる。成る程民法中に於ても、人事編の如き最も重きを置かるゝものは、之に向つて異存は決して言はぬ。至極尤な御考である。先刻の加藤弘之君の議論にしても、餘程好くは出来て居るが、何處を修正しやうと云ふ見分けもまだ附かぬと云ふ様な誠に正直な御議論である。併し時勢事情は此の如くに迫つて従て期限のあるべきことを衆議院は認めて之を議決に成つたものと見ざることを得ない。一院は既に此の如く議決されて居る。必ずしも衆議院の議決に服従しなくてはならぬと云ふことはなからうが、併しながら國家全體の形勢に關係することを見るに附いては、一國の方針國是として、上下兩院は勿論のこと、政府も亦之は歸一の方針に據らざるを得ぬことと考へる。殊に斯の如き重大なる關係を有する事柄に於ては、此法律の善いとか惡いとか云ふことを言つて居る時間が、自然物の成行の結果として、斯の如く切迫に相成つたのである。それも昨年の議會が解散に至らずして此法案が兩院の議事に掛りましたなれば、もう少し御研究の時間をも與へられたのであらうが、併しこれも實に不幸にして已むことを得ず解散となり、此

の短期の議會で斯の如き浩漭なるものを議決せよと云ふに至つては無理だと仰つしやるが、それは、既に委員會に於ても辯じたのであります。政府は、尙ほ是れより國家の上に於て重大なる關係を有するものでありますに依つて、輕重を測らざることを得ぬ。殊に此の條約改正の實施如何は、實に國運の消長に關係すること、之を一度地に墜して再び復た談判に掛りましたならば、三十年五十年の間に出来る仕事と私は考へない。無論又今の條約にしても、十二年の新條約も限があります。此條約は又其時に當つて自ら修正せられる。民法のことに至つても、鬼神にあらざれば、其利害を豫知することの出来ぬやうなこともありません。法律が人民の事情に適應せぬときには改正をされるより外仕方がない。此の改正は一人一箇の議論で出来る理のものではなくして、上下兩院は勿論、又一般の専門に居る所の學者仲間の議論も利害論も起つて來るだらう。又政府も其利害論の尤なる所に於いて同意を表して法案を提出するか、或は學者が別に著述して草稿を起すかしてさう云ふ事情は獨り此の親族編などのみに關係したことではなからうと思ふ。それで今日の際に方つて、繼續委員と云ふ如きことに對しては政府が異存を云ふとか云はぬとか云ふ度合の話ではない。繼續委員に御同意を申せば、やつぱり一方の期限のあるべきものは墜つちなくちやならぬ。で此の法案が若し通過せぬと云ふ曉になりますれば、今日まで三十年の事



業として繼續して來て將に成功致さんとする所のものが水泡に歸することになりまするに依つて此邊を篤く御熟考の上、速に議了せらるゝことを希望するに過ぎませぬ。

## 極東の形勢と日本の財政難

(明治卅一年十二月十日帝國ホテルに於ける憲政黨員招待會に於て)

憲政黨諸君。昨日憲政黨より林有造君を以て、今回出京の好機に際し諸君に御面會を申して何か所見があるならば一場の御話を申して呉れんかと申す事でありましたから、格別諸君の御清聽を煩はして耳目を新たにするやうな事柄もありませんけれども、折角の御厚意でありますから、本日は推參したので御座います。

御承知の通り私は本年六月に官職を辭して閑散の身となりましたから、何れかの時機に於て一度は支那地方の漫遊を致したいと平素希望致して居りました。ところが幸に閑地を得ましたに依つて、七月の下旬より旅行の途に上りまして、朝鮮及び支那地方を漫遊致して居りました。

支那の事情を委しく御話申したいと存じますが、委しく申すのは餘程難いことであります。凡

そ耳目見聞の及ぶ所を以て御話申すのは容易い譯であります。内部の事情に立入つて穿つて見ると、餘程支那の事情には審かにし難いところがあります。特に今日の形勢に於ては殆ど端倪し難い有様であると存じます。獨り私が斯く申すのではない。支那漫遊中に數多の外國人にも面會して直接に其談話も聽いて見たのでありますが、何れも確乎と一定の見識を以て見る事が出来ぬ有様であります。と申すは、支那の形勢に付いては、支那政府が今日遭遇して居る困難は外觀に現れて居るやうなものではなくて、殆ど推測に難いものであると考へます。而して列國が支那に對して今日施しつゝあることや、相互に睥睨して居る有様などが危険至極であることは論を俟ちませぬ。支那政府に於ても、一定の方針が確立して居つて外交上の手段として之に對する程ではない。支那の内地の形勢を以て見ても、なか／＼危険な有様と云ふことは、誰れしも認めて居るのであります。然らば將來如何に成行くかと云ふことは判斷に苦しむところでありませぬ。

今日の東洋大局の問題は、取りも直さず支那の問題であつて、朝鮮の如きは誠に蕞爾たるもので、支那と比較の出来るものではないと考へます。そこで支那の内政に就いて一通り御話を申し上げますが、諸君も御承知の如く、丁度今年九月の下旬頃に支那の改革論の爲めに一の變動を來したのでありますが、此變動其ものに就いては私はえらい重大な問題とは考へない。支那の改革、



支那の改良は必要で、既に改革に着手した事柄が一轉して今日になつたのでありますが、其改革の着手の順序等に就いて見ますと、當初から支那全體に付いて今日の儘では到底支那を振起すことは出来ぬと云ふ考から出たものとは、私は認めなかつたのである。故にアノ事は最初より成就しないことゝ、支那に到着するや否や、私は考へたのであります。果せるかな、數日を出でずして、蹉跌したのであります。支那の改革は出来なくちやならぬことではありますけれども、彼の大國に於て殆ど數千年來繼續した所の制度文物や風俗事物に對して有效なる改革を爲すことはなか／＼一朝に能くすべき所ではない。又之を成さむと欲すれば、非常なる英邁な君主及び之を輔弼する人物があつて、殆ど革命の如き事業が起らなければ出来ぬことゝ察します。斯の如き容易ならん事業であります故に、輒く着手して出来ることゝは察せられん。

而して一方に此現狀に鑑て支那の現在の方が其國を守るに足るか云ふと、是れ亦十目の見る所では、強大なる邦土を守るに足る兵力も亦政治も成立つて居るものとは見られない。唯舊に依て漸く今日を維持して居るのでありますが、是も今日の無事を維持するに足るとは考へられない。故に各地方に於て叛亂の起ることが屢々で、現在も叛亂が起つて居る。其叛亂も一箇所に止まらぬ、數箇所に起つたのであるから、今の力を以ては其叛亂を鎮壓して一國の無事を保つに足らぬ。

斯の如き有様で、而かも列國は競争して支那に臨むで居るのであるから、其封疆及び獨立を維持することは、今日の儘では出来る相談ではないと斷言するを憚らぬと考へます。

斯の如きであります故に、東洋の形勢は甚だ危険であることを確に認むることが出来るのであります。而して此危険なるものゝ原因は種々起て來るのであります。其原因は、必ずしも東洋の問題が立ろに東洋のみに危険を直接に及ぼすにあらずして、世界各國の交渉も矢張り東洋の危険に及ぶのである。現在近い例を以て見れば、英佛間の埃及のファシヨダの問題ですら、諸君の御承知の通りに電報に現れて居りまた各新聞等にも現れて居るが、歐洲に於て争ふ所の利害は立ろに東洋に危険を及ぼすのである。私が上海に止まつて居た間であるが、英國の艦隊が威海衛に集合を命ぜられた。これは秘密訓令即ち海上に於て披封すべき訓令の下に威海衛に軍艦が悉く集合したのである。支那の北部に於て何か起つたかと云へばさうではない。矢張り歐洲に於けるファシヨダ問題、即ち英佛の間に横つて居る所の目前の危険が、斯の如くに鋭敏に此極東に感じたのである。而してそれは如何なることであらうと推察を下す者の説に依れば——是亦私が自家の判定よりするのではないが、凡そ支那の事情や海の内外の事情に熟通する人々の説に依つて私が之に信を措くことが出来るのでありますが、——其説に依ると、北京の一時の變動に於て甚だ危険



なる形勢を支那人其者が生じて居るから、各國はこれに大に注意しつゝあつて、此以上如何なる事が生ぜぬとも計り難いと云ふので用心をしつゝある所に右様な問題が起つたので、更らに北部に於て如何様なことが起らうか計られん、それは支那人其者から起るのではない、列國の競争の爲に起るかも知れぬと云ふので、威海衛に軍艦を集合したのであるが、一體武力の集合と云ふものは、獨り武力が集合したからと云つて危険はないが、武力其のものが相對峙して集合する時は、鐵砲の玉の鳴るのは何時か測り難いと云ふことになりす。之には段々關係する所がありますから——外交上に大分渉る事でありすから——私は深く明言することを憚るのであります。

斯の如き形勢でありますから、第一に支那の防禦力が不足で自國の自立を守るに足りないから内亂が起つた時に鎮壓の力が足りないことになる。而し幸ひ内亂が大きくならず、各地に小亂を起して居る位のことであるから、今日は支那全國に大なる影響を及ぼして居らんやうに見えて居るが、萬一何れの一國でも此の支那の廣大な疆土の上に手を掛ける事が起つたならば、或は均勢を保ち或は競争の結果として、續々と手を掛ける國が起つて来る。其起らざるは必し難いことゝ私は存する。

今日の狀勢より察して見ると、凡そ國は、己れの國を自ら治むる事が出来て而して後に外に對する事が出来るのであつて、己れ自づ治むるに足らぬ力を以て外に對することはどうしても出来ない。自己に過失があつても己れ自ら其過失を匡正することが出来なければ、他人が立ちに手を差込んで之を匡正するに至るのである。現在、小過失は續々起つて居る。或は宣教師を殺し或は寺を焼くが如き事が續々起つて居る。これらは幸にして支那の全體に波及する禍害にはならんから、無事の如く見えて居るが、斯の如き事が過度に至つたならば、禍亂の原因となるであらう。今日の所では、何れの國が如何なる事を支那の上に施すか、互ひに相睨み合つて居る形勢である。是は私が言ふを憚らぬ位である。衆人——世界の人の萬目の皆見る所である。

斯の如きの形勢であつて、我日本は之に直接して居るのである。支那に何か騒動が起つたならば、其利害を第一に受けるものは必ずや日本である。其時に於て日本は如何なる處置を執るか、如何なる手段に出るかと云ふが如き事は、今から明言するの限りではない。其時の事情に照さなければならぬから、決して對外強硬なる手段採と云ふ大言を吐くことは私には出来ませぬが、一國の利益の爲に、其利益を失はぬやうにする手段を平素から心掛けて居らなければ、其機に臨んで日本全國の人民が色を青くした所が、何等の事も出来る者ではない。國家を憂ふる者は、平生に慮る所がなくてはならんと考へるのである。



支那の形勢が危険なる事に就いて深く御話を申せば幾らもありますが、大體に於て甚だ危険な形勢であつて、支那が今日の儘であれば、自ら自立を計り、内は内亂を鎮壓し、外に對して其國たるの義務を盡し、之に臨むに暴を以てする者ある時に抵抗するだけの力があるなぞとは決して認めない。然らば甚だ危険なりと云ふことは、一言以て掩ふに足ると存じます。

又朝鮮に至ては、今日の新聞に顯れて居る所の紛争は朝鮮の命脈に關係する程の原因となるとは認めませんが、今の如くにして爲すなくんば矢張獨立を危くせしむる方の傾きを取るより外に仕方がない。是も彼れ自ら奮て一國を整理して以て其力を養ふやうにしたならば、幸にして國を保つことが出来るか知らんが、是又だうも甚だ險呑なる形勢に在ることは論を待たぬ。で、支那の問題や此極東の問題は、我が日本の國民が之を觀察しつゝある如きものではない。各國人は餘程危いことに皆考へて居る。却て近くに居る所の人より遠く隔つて其利害を争ふて居る人の方が深く感じて居るか、私は察して居る位である。此支那の地理山川人情風俗政治上の實體に付ての細目を悉く御話申せば甚だ長くなります故に、深く御話を申しませんが、大體概括して申せば右様な次第である。

是に於て諸君に私の心事を御話申さなければならんが、私は御承知の通りに一昨年職務を辭した以來、最早政界に於て我輩如きの微力を以て此大任を全うするなどは思ひも依らぬことである。故に退いて他の諸公に依託するに若かずと考へて、實は辭したのでありましたが、併し己れ自ら省ても、生存して居る間は自國の運命を憂へざることは人類に於てあるべからざることでありませぬ。故に其事だけは常に自分の念頭に忘るゝことは出来ないから、政治上に奔走して來た。之を旨く治めて、日本の國威國運を失墜することなくしてやつて往かうと云ふことに對しては、自分の力は最早及ばんと決心をして實は退いたのであります。然るに本年に至つて、遂に已を得ず、再び大命を奉じて、再び重任に當らなければならぬやうになつて、實は甚だ自分の本心には背いて居るが、君命の默止し難きに絆されて、已むことを得ん、何とか此處の急場の策を施したいと存じて、本年の一月十二日に拜命を致して、而して先づ我々の力——及ぶ限りの力を盡して種々な研究取調等をして、五月の臨時議會を開いたのであります。

所が其結果不幸にして我々の計畫は議會の容れざる所と相成りましたに依て、萬一これ以上職務に眷戀して居り或は幾度も同じ事を繰返して失敗に失敗を累ねては、自己の榮辱に於ては顧みる所はないが、それが爲に國家に残す損害は容易ならぬと存じました故に、段々自分に於ても考慮を盡し又他の元老諸君とも謀て、幸にして黨派の合同も出來たことであるから、之にお任せ申



すことにしたならば、我々の爲し能はざる所が十分に出来るかと考へ、又憲法の進行を圖つて往く上に於ても然らざることを得ぬと考へて、自分は退きました。然るに一昨年退いた時の素志を己れ自ら貫かずして、君恩の厚きに絆されて已む事を得ず職に就き、當年も亦失敗を累ねたと云ふやうな譯であります。而して再び職を辭するや、過ちを再びせずとは古人の言ふことであるが、自分は過を再びまてしたが、過を參たひ累ねて國家に大害を残すに至ては、其罪天地の容れざる所と自ら深く信じて居ります。故に私は安心して是から憲法の進行、國務の運用も機を後れずして往くであらうと確信して、支那の漫遊に出掛けて、此東洋の形勢の危いことは平素自分も多少見て居つたが、尙ほ實地に付て見たいと考へて出掛けて行つた所が、計らずも上海に居る時に、内閣も崩れて仕舞つたのである。實に驚き且つ憂へたのであります。

上海で速に歸朝しろと云ふ電報の命令を拜しましたから、已む事を得ず歸りました。長崎に着いて見ると、幸に内閣の組織も出來さうな有様で、大に愁眉を開いたのであります。而して歸る途中熟考へて見るに、どうも此現在の内閣を組織された諸公の奮發は實に感服に堪へん、併し頗る困難の事であらうと云ふのは、國家の經綸上に付て深く苦しまるゝ所もあるまいけれども、その計畫さるゝ所のものが議會を通過せん爲にそれを實行することが出來ぬ。其實行が出來な

れば國家の進路は防塞されると云ふ事である。事實どうかと云ふと、現在救はなければならぬ問題も目前に横つて居れば、既に着手したる事業を失墜しては前申す東洋の大局——大勢に對して萬一事不測に發した時に到底これに應ずることが出來ぬ位置に陥るが、此の點に付ては深く諸公に於ても憂慮さるゝことであらうと考へて居りました。故に如何なる人が君命に依て内閣を組織されやうが、それ等の人物を論ずる違はないことで、どうしても國運の進行——進路を防塞せずに進んで往かれる道を付けることが必要であるが、併し今の内閣の諸公は素より政黨を作つた連中でもないければ又政黨員でもないから、議會の通過に於ては甚だ困難をされることであらう。自分——假りに此内閣が崩れたとして——萬もないことではあるが、若しも又何とかしると云ふが如き大命を奉じた時には、己れは如何に之を處するかと云ふと、矢張出來ないと云ふことになる。して見ると假令此前の憲政黨の内閣であらうとも又は今の内閣であらうとも、國權を左右し國權を依托されたる政府は國の安危を掌る所の代表であるから國の安危を掌る點に於て國運の進行を實行すべき方法を執るより外に道はない。然らば既に一の政府が倒れたならば、倒れた者は致方はないが、新に出來たものは全力を傾け、之を助けて繼續せしめて國運の進行を計るの外はないと私は考へたのである。併し前申す通りに、己れはどうであるかと云ふと失敗したる者であ



るから、自ら進んで斯様なことをしやうなど、云ふのは甚だ耻しい譯である。出来ることではない。手傳でもあるなれば、何かして内閣の現在の諸公に助けを與ふことに致したいものだと考へて歸て來たのであります。其内に大藏大臣などから歸て來て呉れる、神戸迄歸て來て呉れると云ふ要求もありました。自分は少々病氣でありました故に主上に御猶豫を願つて途中に滯つて居たのであります。到頭歸つて參り、大磯に居ると山縣侯爵より段々相談もしたいと云ふやうな次第、又一昨日は西郷侯爵が東京迄出て來て呉れと云ふ。國家のお爲になる御手傳ならば私の一身を犠牲に供しても決して願ふ所ではありませんから、お手傳を致しませう。己れ自らも疾に當つて其艱難を知つて居るから、人の疾も亦實に異常な困難なこと、考へて、出て來たやうな次第であるが、此の時機に於て諸君より御案内を蒙りまして何か話でも申せと云ふことであります。故、右の行掛りを一通りお話し申して置かなければならぬと思ふのであります。

大磯に歸つた當座、承れば諸君と現政府との提携が成立つたさうで、私はそれを聞いて膝を打て喜んだ。誠に幸なことである。どうか國政の擧るやうな、立法の府と行政と相待つて力を盡して往かれたならば、まだ今日に於てはどうか之は救へるだらう。併しながら萬一議會が又當期に於ても互に相容れずして解散か、又は内閣の辭職か、何れの一つかがあつて政務が沮滯して、

來年になつたならば、如何なる賢者ありと雖も、もはや其の藥を下す時を失ふであらうと考へたのであります。幸に今日諸君と政府との提携がなつたと云ふことであるから、私は深く喜ぶのである。

來年に至たならば其時機を誤るであらうと云ふことに付て一通り御話申しませう。二十八年の戦後に於て、舊自由黨の賛成に依て成立つたる所の案は今迄に進行しつつある所である。其進行しつつあるものの財源は悉く供給されて居るか云ふと、供給されて居らぬ。そこで二十九年三十三年度三十一年度に於ては始終不足を告げて居つて、それがどうして維持されて居るか云ふと、歳出の議決と歳入の議決とは何時も相伴はず僅かに軍費賠償の繼續費などに當嵌めてあるものがあつて、之れは數年の後を経なければ遣はぬもので、幸ひ茲に堆積してあるものを取換へて姑息の手段でやつて居るが、今の事業は年々それを取戻して遣はなければならぬことになつて居る。取戻さうとすれば早や先きへ出して仕舞て居ると云ふやうな有様である。故に來年度に至つて救ふことも出來ぬやうになつて居る。私は是が十分に救はれる道があると存せないのである。

さうして一方はどうであるかと云ふと、先刻お話しした通り、東洋の形勢は實に累卵の危きを來して居る。一朝にして大砲の音が鳴らんとは保證が出來ぬ。其時はどうするか。是は陸海軍當



局者に於ても深く平素に注意しなければならぬこと、考へる。併しながら、さう云ふ急場の場合には急場にも應じなければなるまいが、豫め我に用意をして待つあるの實を盡さうと云ふ時には時機を誤らんやうにしなければならぬ。其時機を誤らぬやうにと云ふのは、當期の議會が完全に往かなければならぬといふことで、それが完全に行くことを私は深く信ずるのである。

諸君が最初より此戦後の經營を率先して實行をされたことは、今日に於ても私の深く肝に銘じて忘れざるのみならず、深く感謝する所である。然らば諸君は既に始めある——始めある者は必ず終りなくんばあらずである。幸にして今日現に政府と提携されて、其實務を擧げられるに至っては、即ち是れ終りを能くする者であると信ずるのである。願くは諸君、此際に於て畢生の力を盡し、以て此國運の伸張を圖り、之れを失墜せしむることのないやうに御盡力あらんことを、諸君に向て政府の爲めに歎願をする。即ち國家の爲に歎願するのであります。

私の既往に於ける實際上の經驗に付て御話し申しても宜しい。二十八年の暮に於て二十九年度に向つて戦後の計畫を立てた。是れ獨り政府の事に於てのみではない。各種の民間の事業に於ても、或は航海の如き或は鐵道の如きも牽聯して居るのであります。先づ戦後の計畫に付て段々と見込を立てた。當時は大藏大臣として私の下に渡邊子爵が居たのであります。之と共に計つて段

段やつて見た所が、陸海軍の希望は随分壯大なるものである。どう考へて見ても之を當期の議會に於て實行するには、將來に基礎を能く定めてやらないと危い。併し私も日本の武備の完結を希望することは、陸海軍の人よりも甚しいかも知れない。けれども私は、國力と相伴はなければ、空論をして見た所がこれを實行せんと欲する時に當て、必ず突當る恐れがあるから、當時之を第一期として行つた。詰り財源の十分なる見込が立たなかつたのである。

そこで翌年に至ては臺灣へ——新領土へ參て見て歸らうと思て、留守中に皆財政上の計畫などを一通り調べることを命じて出て往たのですが、歸つて見るとどうも姑息なことをやつては置けぬ。少し薄弱であると思つたから何とかが工夫をしなければならぬと思つた。當時外交の方は陸奥伯爵が外務大臣になつて居つたが、是も殆ど病死せんとするの時であつた。此方にも人がない。又渡邊子爵は大藏大臣を辭すると云ふやうな譯。心竊に望む所は、どうしても此日本の財政の基礎を鞏固にするには、それ〴〵の人を集めて相談をして根據を固めて、明かな見透しを付けてやらなければならぬといふことで、その爲めに松方伯爵が大藏大臣に、また大隈伯爵に外務大臣に這入つて貰ふ積りであつた。それ等の事は段々相談をして見たが、内閣に於て十分の折合が付かぬ。折合が附かぬ結果、遂に内は内閣の破裂を來し、外は相談が纏らぬと云ふやうな事になつて



は甚だ危険であると思ひました。故に、私も退き、板垣伯も其時一緒に辭職されたのである。而して松方伯、大隈伯、樺山伯等が内閣を組織されて、後が出来たのである。

所で第二期の計畫は何分焦眉の急務であると云ふ事で、實行されることゝ成つて、之れに應ずる財源を求めなければならぬやうになつた。即ち松方伯が政府に居て、昨年議會に見込を立てて案を提出されましたが、議會は議事を開くに至らずして解散された。其跡を私が受けて一月より六月迄やつて見た。矢張り既に計畫を實行しつつある所のものに向て財源を求めなければならぬ。品物は實は先きを買ふてあつて、後とから金を拂ふ穿鑿をするやうなマア譯。所で松方伯が總理大臣を勤めて居られた時の計畫に依ても、此財源の基を段々と穿鑿されて見たものと見ゆるが——外に良い事はあるまいかと段々穿鑿をしたものと見えるが、矢張り地租より外にないと見られたものと見えて、地租を増課することになつて居つた。

私は一體此地租の増加論に付ては、素より之れを首唱することは餘り好まなかつたのであります。どう云ふ譯で好まなかと云ふと、私は歴史的に好まん、それから又經濟的に於ても——少し經濟に固着する譯であるが——經濟學的に好まなかつたのである。と云ふのは、十分に此運輸交通などが開けぬ。随つて商業が開けぬ時は、どの國でも農業を専らにするのである。特に日本な

どは、外のものが開けて居つても、同様百般一律に農の税に依るのである。二千五百年以來、日本の開關以來、總ての國の費用は長い間農者の負擔となつてをつた。今日國民の住居移轉の自由思想の自由、言論の自由、教育を發達するの自由、職業の自由、又門地を廢して——門地の名を存しても門地の實を廢して、何人も其器に依て則ち人臣の極位にも登ることが出来ること云ふやうな制度を立てた以上は、農民と雖も所謂レベル——地位を進められるのは當然の事である。斯う段々進んで來れば農民のみが獨り重き負擔を負ふ道理がないと、私は平素に考へて居つたのである。又經濟學から云ふと先づ成るべく間税を主として直税を下げたいと云ふ觀念をも持て居た。然るに當年内閣に這入て段々調べて見ると、如何にも確實にして據るべきものがない。地租に據るの外どうも確實なものはない。發見することがどうも出来ぬ。それで已むことを得ず、是に據ると決斷して、松方伯の故轍を履んで矢張り地租増加説を提出したのであります。

それで今日に於ても、私の所見は此國務の進行上今の事業を失墜せしめぬ爲めに財源の不足をどうして補うかと仰つしやるならば、私は、六月に出してある通りであると云ふより外に仕方がない。是れは已む事を得ぬ行掛りと信ずる。併ながら海軍にしても陸軍にしても其他の事業にしても農者が出した税に依らねばやられんと云ふ譯でないから、刻下確實なものでありさへすれば



甚だ宜しいのである。併ながらそれが無い時には、國の運命を危険ならしめざる爲に現在戦争に於ては人民の生命迄も抛げ棄る位であるから、農者も此際忍んで國の爲めに其義務を盡さざるを得ぬ譯であらう。

今の政論の傾きを見るに物を壊す迄は頗るお手際に出来るが、それから先きはまるで下女の喧嘩と同じことで、茶碗を打壊はして仕舞つて、アノ下女が壊した、ナニ此下女が壊したと云ふても、それを元の通りにすることはどうも出来ぬと云ふやうな譯。壊すばかりでは往かぬ、今の時代は、日本はまだ建設的の時代である。而して周圍の形勢はどうかと云ふと、頗る危険であるから、一日も軍備其他各般の事を怠ることは出来ぬ。而して其計畫だけは既に成て着手されて居るが、其財源に至ては供給する所がない。斯う云ふことでは、恰も門戸を閉めて人に這入れと云ふと同じ道理であります。私が當年五月六日の議會に提出したのも種々講究を盡した結局であつたのであるから、今日の内閣がそれを提出されたことに付ては無論同情を表するより外に道がない。諸君も幸に此現在の政府と提携されて始めより戦後の經營の計畫に賛成されたことでありますから、此議會をして再び爲すなきに終らざるやう御盡力に成ることを私は深く希望するのであります。

茲に書附がある。是れは確實なものやらどうやら分らんが、賠償金などがどうなつて居るか云ふことを私が一寸調べて見たもので、それを御話し申して置きたいと考へる。是は自由黨の諸君は——前の自由黨の諸君は現在大藏省に御在職の方もあつたから、能く御承知の事でありませうが、軍費賠償金は、總體取たのが三億六千四百四十八萬二千三百五圓三十八錢二厘である。此の中、平和條約に依つて取つたものが三億一千六百三十二萬六千六百五圓餘で、遼東半島還附に依て取つたものが四千六百五十九萬二千餘圓で、それから償金殘餘の利殖高に依つて取つたものが百五十六萬三千餘圓で、合せて三億六千四百四十八萬圓餘となる。さうして其金はどうなつて居るか云ふと大概皆支出されて、一億七千七百七十四萬六千五百五十四圓餘は常用へ繰入れて使用され、差引殘額一億八千六百三十二萬二千八百四十八圓であるが、其内百七十七萬八千五百五十九圓は三十一年度の常用に繰入れてある。また七千六百五十五萬四千三十九圓、之れは公債を募集しやうとしたが經濟社會の有様が許さなかつたから遂に常用の方に貸出されて居る。是又公債を引戻さうとして之を賣て公債を募集しやうと云つても今の經濟社會の有様ではそれが出来ぬ。六千六百六十七萬七千九百六十一圓、是れは公債買入代、額面五千九百五十一萬五千二百二十圓になつて居る。是も經濟社會不融通で堪らぬ所から遣はれて居る。是は今松田君の大藏大臣中



にも繼續されたものであらう。三百四萬八千五十圓、是は勸業債券引受代金。千五百萬圓、三十一年度常用へ貸出すべき金。三百萬圓、臺灣銀行補助貸出金。百萬圓、京仁鐵道に出した金。それから九百七十六萬圓、是れは正金銀行へ出してある。合せて一億六千九十二萬千六百十圓、差引二千五百四十萬千二百三十八圓しかない。右の内で三十二年度に於て仕拂ふべき金が五千二百十五萬千六百六十三圓、差引二千六百七十五萬四百二十五圓不足になつて居る。成程貸出したものを取返し買上げた公債證書を引戻したら往けるが、今の經濟社會はそれが出来ない。

斯の如き有様であるから、來年になつては私は救治が出来ぬ。時機を誤つては如何なる賢者が出ても如何なる智者が出て救治がむづかしいと、只今申したのであります。私は必ずしも地租を是非おやりなさいとは云はぬ。併し能くあなた方もお考へになつて、政府と共に計つて、今度の議會に於て、此時機に於て、確實な見込を立て、さうして時機を誤らんやうにすることが今日の急務であつて、私も此の跌きで辭し、今の内閣の困難も矢張私と同様な病氣であるから、私は内閣に頗る同情を寄せざるを得ぬのであります。此邊に付ては深く諸君の考慮を要すること、國家の爲めに盡力になられたら宜からうと思ふ。

更らに愚見を陳述致して置きたいのは今の實業社會の有様である。輸入は積堆して従つて商業

は振はぬ。金融は多少緩慢になつたが、金融の緩慢は事業の萎縮である。萎縮してしまつて事業の振はぬ有様であるのを茲に救治して繼續せしむる必要がある。是又立法部の深く注意せざるを得ぬこと考へるのであります。

私は漫遊から歸つたばかりで、長い間日本の新聞も見ず、又目下の日本の事情や形勢に付て深く明かにせずして、漫に諸君の求めに應じ、茲に出てお話しするのであるから、自分の經過經歷した後にお話し申すの外はありません。故に或は間違つて居ることがあるかも知れん、又諸君と大に感を異にするかも知らんが、併し人各々見る所を異にするは致方がないことであります。併し立法部とか或は行政部とか云ふものゝ間に調和が出来なければ——憲法の運用は其調和に依つて出来るのであるから、政府と議會が何時でも齟齬して往けば、國歩の進行は停まらざるを得ぬ。各黨派も只だ争ふべきことは必ずしも求めて争はなくとも、争はざるを得ざることが出来て來るのであるから、それは已むを得ぬ次第であるけれども、成るだけ調和を計ることに黨派が注意をするやうになつたならば、憲法政治の進行も出来るだらうと信じます。

云ふ迄もないが、英吉利の憲法政治が斯の如く能く往くの以外の國のは何故能く往かんかと聞いて見ると、それは英吉利人は讓歩の心が強いが其他の國の人は讓歩の心が少ないからである。



讓歩の心の少ない者は憲法政治には不適當な人民であるとは學者が今日始めて云ふ口狀ではないのである。日本の憲法は實にホヤ／＼である。まだ出來たてである。日本人は決して憲法政治に十分慣熟した所の人民とは云はれぬ。それを養成して且つ將來に於て運命を長からしめて、此憲法政治に依て日本の國民が幸福を得るやうにするのは、全く今日の諸君の任務であると深く信じて居る。私は諸君の高説があれば教を受くることも敢て厭はぬのでありますが、大略私の意見は斯の如くであります。

## 條約改正實施と國民の覺悟

(明治三十二年一月十五日)  
千葉有志者歡迎會に於て

今や我邦に於ける問題は支那問題より大なるはなし。余は數年來國家の要職に在りたるを以て支那の國情を親しく觀察するを得ざりしも、昨年職を去り閑散の身となりしを以て支那漫遊を思ひ立ち、僅かの間ながらも北京天津上海を始めとし支那の一部を觀察したるに、聞く所と見る所とは大に相違したることを發見せり。支那は人口四億、廣袤百二十萬方里を有する大國なるに拘らず、其の歳入は八千萬兩、殆ど我國の一億二千萬圓に過ずして、之を以て中央政府、地方行政

機關并に陸海軍の經費までも支辨するものなれば、財政の困難なる名狀すべからず。若し支那が倒るゝとすれば財政に基因すること毫も疑を容れず。去りながら世人が想像する如く分割問題は容易に判斷することを得ざるものあり。何となれば政府は斯の如く困憊するにも拘はらず、人民は勤勉にして能く職業に従事すること殆んど世界其比を視ず。従て一般人民の富は亦非常なる者なり、故に財政の方針を改め諸般の改良を行はゞ支那帝國をして益々發達せしむること決して困難の業にあらず。故に漫遊の際同國の要路に在る者、勢力を有する者に向て意見を闘はしたるに何れも予の意見に同意せられたり。然れども積弊の蟠る所、一朝一夕にして改革し得べしとは思はれず。一時康有爲の徒が改革に着手したるも忽ち失敗せり。畢竟改革を希望するものは一小部分に限り、其大國たるを以て容易に成績を挙げ難きに依るなり。併しながら之を此儘に存せんか、將如何なる有様に陥る可きか、内亂の爲め政府の顛覆を免れざるか、或は内、人民の統一を缺き外、交問題の困難を來し、終に世界列國の分割する所となる可きや、將た又今日の儘にして尙ほ數十年持續し其間商工業の發達と共に諸般の改正行はれ、列國の關係益々親密に赴き、長く存在することを得るや、これ世界の經世家が全く判斷に苦しむ所なり。要するに支那今日の狀態は、陸兵六十萬と稱するも實際何等の用を爲さざるべきは日清戦争に依り暴露せられたる事實なるを



以て是迄支那を大國として容易に手を付けざりし國も今日は之を侮り種々の要求を爲すに至りたるを以て、支那の運命は極めて危険なりと云はざるべからず。支那が將來如何なる方向に進むも我國に取りては至大の關係を有するを以て、朝野共に着目を怠らざるを要す。

爾て我國の状態を観察すれば如何。我國は小なりと雖も海外の智識を輸入し、諸般の改良を實行し、國家の基礎稍々確立するに至れり。特に本年よりは改正條約を實施することになりたれば今後益々發達するに至る可し。然しながら此條約實施と共に一般國民の覺悟せざるべからざるべしとあり。是迄は内輪同士の附合なれば面倒なる關係を生じたる所が左まで憂ふるに足らざりしが七月以後は然らず。改正條約實施と共に、多數の外國人がドシ／＼内地に雜居し商工業に従事すべしとは想像するを得ざるも、何に致せ同等の權利を得たる代りに義務をも負ひて内地を開放したることなれば、漸次外人は入込むに相違なし。其時に於て外國人と内國人との間に困難なる問題を生じ、延て外交にまで煩を及ぼすに至るが如きことの無からんことを望む。固より我國民は支那の人民と異り、無謀の事を無すが如きは今日に於て有るべからざるも、氣を付けざれば些少の事件にても意外の問題を惹起するに至るの恐あるを以て、十分覺悟して改正の美果を收むる様に致し度きものなり。予の目より見れば法律命令の點に於ても尙不十分なる處あるを以て之を改

正致し度し。又一般人民に於ても此際覺悟を要することにして、愛國心を箇々獨立して働かせず各人が共同して働かしむる事に致し度し。何事を爲すにも一致共同が尤も必要にして、一縣は一縣、一郷里は一郷里、同志者相團結し事に當らば、萬事整頓し、事物の改良發達を圖るは容易なるべし。又た教育其他の點に於ても一般人民の注意すべき事項數多あるも、之を今日此席に於て一々演説するは時間の許さざるを以て、今茲に其大體を言ふに止む。

終に臨んで一言すべきは、諸君が熱誠を以て予を歓迎せられたる厚意は予の深く肝に銘じて感謝する所なり。

## 歐洲選舉法の變遷と我が改正案

(明治三十二年二月二十日帝國ホテルに於ける選舉法改正期成同盟會に於て)

今晚は懇切なる御招待を蒙りまして、此選舉法のことについて愚見を陳述致せといふも望であります。此事に就ては深く自ら研究を盡した譯でもありません、且其利害の在る所が随分入り組んで居りますから、必ずしも私の所見が衆人を悉く化導する譯のものでもありませんが、併し先づ



之を以て是なりと自ら認むる所がありました故に、在職中一たび此選舉法改正の案を議會に提出致したのであります。其簡短なる歴史と之れに對する愚見とを是れより陳述致さうと考へる。

最初、憲法の發布に際して公布せられた所の選舉法は、十分なる實際上の經驗を積んだことではありませんから、大概是れで遺算はなからう宜からうといふの考で草案を立てたのであります。然るに之を實地に行つた事跡の上から、如何にも不十分であるといふことを發見したのであります。素より選舉その物に就きましては、海外各國皆其趣意を同うして居りますが、選舉する仕方方法に付きましては大に異同があつて、其間に種々利害得失があります。且又憲法發布當時の我國におきましては、議會に付ては僅に府縣會の數年間の經驗を得た位のことであつて、全般に通じて行つた經驗もありませんから、成るべく單純にして人の知り易きを主とし、且成るべく混雜を防ぐ様にしたいといふ考であつたのであります。

然るに實際に之を行ふて見ますると種々其缺點を發見し、實に意外なる結果を見ましたに由て竊に憂慮致して居たのであります。既に選舉のことに付ては經驗の少い——殆ど無いといつても可なる時に於て制定したものでありますから、今日實際に行はれて居るやうな弊害を生ずるものとは夢にも豫想し得なかつたのである。併し是れは一個人の罪にあらずして、多數の行爲、

行動に因て生ずる譯でありますから、人を罪する譯には行かぬ。即ち法律を改めて以て實際に適する様にするより外に途はないのである。

此十年間の選舉々々の度毎に意外な結果を生じた。選舉の競争は非常に劇甚で、其の競争の劇甚さは殆ど他國に類例を見ざる位である。單に競争が劇甚なるのみならばマダ宜しいが競争の極往々腕力に訴へるやうなことが屢々ある。又浪費の額に於ても驚くべきである。我々は成るべく費用を省く様にと考へ、又此の如き浪費を爲すには到るまいと考へて居たのであるが、事意外に出で、亦異常なものになつた。是れは或は日本人の性質として勝敗を争ふに生命財産をも顧みぬことに基くのかも知らぬが、議員の競争等に關しては決して其所まで争ふべきものではない。敵國と戦するが如く争ふべきものではない。同胞兄弟が國政に參與する上の争である。是れ等の弊害を今日容易に匡正するは極めて難いことであるが、併し選舉に依て選出せらるゝ議員、及之を選出する選舉人が、之に對して希望する處に適合する丈けには、是非とも國家が直さなければならぬのである。

そこで先づ此の選舉に關して最初記名投票の制を採つたことからお話を申しませう。段々研究を致して見た所が、如何にも記名投票は公然的で人の意思を公けにするし、殊に投票は參政權



に對するの權利であると共に又義務であるから、之を秘密にするの必要はなからうといふの觀念で、實際公にして居る所があるのである。而して此研究中に於て一説を承つたことがあるが、夫れを私が採らなかつたのは、今日より考へて見ると私の過失であつた。是れも實地經驗のない所から起つたのである。其私が承つた一説はといふと、私は英國に於て、英國の憲法學者と英國の憲法の講究をした時に、投票は秘密ならざるべからずといふ説を承つた。夫れは如何なる理由であるかといふと、ジョン・スチワード・ミルといふ經濟學者の説に依れば、一國の人民が國家の利害得失に關する所の政治に參與する所謂參政權は國民として男子として尤も榮譽の職務である。其職務を實行する上に於て何の秘密を要するか、正に公に——公然に其職務を盡すべしといふのである。此説に對して慥に今人名を記憶しませんが——ローレンスといふ人であつたと思ふが、——其人が反駁を加へて曰く、ジョン・スチワード・ミルは國民が國に對して義務を果すに公にすることを知つて其妻子眷屬の困まることを知らぬと、斯ういふたのである。是れは何をいふのかといへば、英國の大地主や大政治家などは餘程多數の人を自分の財産の中に生活せしめて居る、是れ等の人がこの如き議員を選みたいといへば、以心傳心の間に資本家や地主の顔色を窺つて自分の意思に反しても其議員を選挙する、若し又之に反する投票をすれば、其翌日から或は賃銀が

取れなくなるとか、或は雇を解かるゝとかいふことになり、甚しきに至てはそれらの人の氣に入らぬといふ所から、其損害が妻子眷屬にも及ぶ故に、良心を顯はさせ様とするならば、必ずや無記名投票でなければならぬといふのである。私は其説も承つたのであるが、歐洲に於て段々研究しつゝ在つた時には、私は左様考へなかつたのであります。

然るに此記名投票を實際に行つて見ると、其弊害は選挙の度毎に屢々見るやうな次第で、どうしても無記名に成らなければならぬといふ考を起したのである。此の選挙の弊害は獨り選挙人、被選挙人の舉動のみより起るものではない。政府といはふか或は寧ろ選挙に關する官吏といふ方が適當であらうか、十分に其規則を厲行するの力に乏しかつた爲めも餘程ある。即ち上下共に誤つて其弊に坐した所より胚胎して、今や將さに其習慣にならんとする形勢であるを考へる。實は明治二十六年に、私は此選挙法を改正せざるべからずといふ説を唱へ出したのでありますが、當時は、憲法及憲法附屬の諸法典を私と共に取調に從事した連中は悉く私に向て異存を唱へて、その爲に往復日月を送つて遂に昨年に至つて、どうしても是を改正せざるを得ぬといふので、夫れより取調べて議會に提出したのが即ち昨年五月の改正案である。今日出て居る改正案は稍々之れと似て居るものであるが、多少逕庭する所がある。



既に改正を要する點に付て、記名無記名としたことは、前段に於てお話したが、次は選舉資格である。當初は無經驗であつた爲めに、選舉の混雜に陥らんことを恐れ、また多數の人が群集しては十分に行ふことは中々難いと考へて、選舉の資格を高くしたのである。然るに此十年間の經驗に依れば、其方は餘程進歩して多數の人が群集するからといつて、五萬人集まるも三萬人集まるも混雜は同じことであるから、今日に至ては私の第一に着眼する所は、日本四千有餘萬の人口に對して僅に四十七萬人の選舉人しか無いといふのは不釣合も亦甚しきものである。故に國民の選舉の權を許さるゝ以上は相當の程度まで之を擴げねばならぬといふ考でありまして、昨年提出した所の選舉法が行はれると、選舉人は概略百七十萬人に上つて、即ち現行法より四倍弱を増加する計算となるのであります。

此の如く、此參政權の擴張は所謂民權の擴張の大なるものであるから、之を非なりといふ者は誰もなからうと考へる。各政黨者が此民權の擴張に向て異存を唱ふるのは怪しからぬことゝ言はざるを得ぬ。之れを他國に比しまするとマダ／＼中々少數である。併し俄に之を暴進せしむるといふことも出來ず、又無資格にするといふことも出來ぬ譯であるから、即ち納税の額を定めて選舉資格を前申す如く擴張したのである。是れが第一着の希望である。

212513

其次は選舉人のことである。憲法發布の當時におきましては、日本國中の交通が甚だ不便であつたが、以來僅かに十年の歲月であるけれども、交通の便も異常に發達致した故に、被選人の居住に就ては最早その必要は無からうといふ考から、何れの縣の人も雖も東西南北に相通じて議員となつて妨げないことに致したのである。凡そ政治なるものは地方々々の觀念に起るべきものでなくして全國に通ずるものであるから、成るべく其趣意に協ふ方が宜しい。是れが第二の私の希望であつたのであります。

而して其れを通じて行はしむるには、現在の選舉區を用ゐる必要はなからうといふので、選舉區を大きくすることにしたのである。尤も實際は投票所を設けるから一向差支へない。夫れから選舉區を大にするに隨て選舉人、被選人の數が増して來る。大なるが故に人の數を餘計にしなればならぬ。是に至て初て單記、聯記の説が起る。單記の説を取るものは、單記でなければ少數の意思は發表されぬ、聯記にすれば大に便宜が有る如く考へるが決して然らぬと考へる。又假し政黨などに於て目下之れが利益だと思つて見ても、己れが用ゐて便なるものは人も亦用ゐて便であるから、是れは永遠に顧みて此の如き立法を定めらるゝが必要である。

其の次は即ち諸君の御希望になる點である。國家や社會の爲めには農者といひ、工者といひ、



商者といつて區別はあつても熟れも皆必要なものである。故に之れに輕重を附する譯ではなす。併しながら一方に農者の利益を見るものもなくちやならぬ。人口に依つて代議士を選ぶといふことは一つの組織である。決して目的ではない。是れは外に手段がないからである。選舉に付ては他に名法がないのである。是は一つのメカニカル、所謂機械的の組織であるが、かくして議會を拵へて、而して其政治上に行はるゝ所の農工商者に及ぶ利害如何を見るのが第一である。して見ると各種の事業や各種の利益を代表するものが必要である。然るに商工のことは多く都會に於て發達する、又都會でなければ出來ぬことである。夫れで市の議員を増加しなければならぬのである。何れの國に於ても然りといはなければならぬ。此商工なるものは、貿易が開けて海外と交通を爲すに至ると、最も重大な關係を持つのである。一國が只自國內の經濟のみに依て居る時には素より商工の發達も内國丈に止まる。故に事物の開けることも比較的少なく、十分な發達も出來ぬが、海外と交通が開けると商工の事業は實に國運と消長を共にするやうになる。農者が此商工業に依つて利する所は實に偉大なものである。商者は國の内に於ても勿論重大であるが、外國貿易に於ては一の經濟的機關である。其需要供給のことよりして、各國共に競争して外國に物を賣る手段方法を講ずるのが專一である。此自己の獨立、此需要供給の如何といふことを見にやな

らぬ。又工者に在ては、成るべく自國人の需要に供するものは自國で造り、而して之を外に供給することを得るに至れば乃ち夫れ丈けの財利を得るのである。商工兩者が發達すれば農者は自ら其利益を得る。此の如きの關係であるから、どうしても商工業が政治上に勢力を持たぬことは出來ぬ。否、出來ぬのではない。さうで無ければ國家の爲に不利益であると考へる。故に議員の數を増すことに致したのであります。

此選舉法に於て尤も眼目とする所は以上申した通りであります。此選舉法に付て私は昨年書記官に申付けて調べさせたのであります。簡單ではあるが、各國の例はどう成つて居るかといふことをお話する爲に、一寸調べたものが茲にありますから、諸君の前に一讀致して見ませう。先づ此聯記法に付ての利害から論ずると、

- (一) 聯記法を採用する時は甲選舉區の者は三人を選舉するの特權を有すれども乙選舉區のものは四人を選舉するの特權を有するが如き不公平を免れず
- (二) 聯記法を採用する時は多數者悉く其選舉區の議員を私し少數者は一人の議員も出すを得ざらしむる如き壓制の結果を免れず
- (三) 聯記法は人物を得るの道にあらず



(四) 聯記法は選舉競争を極點に至らしむ

(五) 聯記法は現行法よりも無効投票を多からしむ(無効投票とは當選者を得ざりし投票を總稱す)

制限聯記に伴ふ弊害は、

現に聯記法にして右に述べる缺點ありとすれば制限聯記は其幾多の缺點を存するものたるや疑を容れず、而して政府提出案たる大選舉區單記法は制限聯記の極甚なるものたるを忘却すべからず

外國の例を見ますと、

- (一) 佛國、聯記單記幾度か變遷したる後一千八百八十九年遂に單記法を採用す
- (二) 伊太利、久しく聯記法を採用したりしが一千八百九十一年に至り單記法を採用す
- (三) 英國、久しく制限聯記法(減一法)を採用せしが一千八百八十五年に單記法を採用す
- (四) 奧太利、單記法を採用す
- (五) 獨逸帝國、概して單記法を採用す(一二の除外例あり)
- (六) 米國各州、區となり前には概して聯記法を採り今は單記法を採用するもの多く而して更

に進で累積法を採るもあり、紐育は一千八百六十六年に各選舉區より選舉すべき議員の外に三十二名を選舉することゝし其半數を聯記するものとしたり

單記聯記の問題に付ては、今度提出してある案と私が當職の時に出したのと同一である。少々異なるけれども、私が出した案と現在の政府が提出した案とは大同小異であります。今出している所の政府の法案は郡の人口十二萬毎に一人、私の提出したのは人口十萬人に一人、また政府の案は市は人口五萬以下一人、以上八萬まで毎に一人を加ふ、私の人口五萬人まで一人、以上五萬まで毎に一人を加ふ。と、斯ういふ違ひである。其結果はどうなるかといふと、現在提出せられたる政府の法案に據ると郡は三百三十九人、私の提出したのは三百五十六人、夫れから今議會の委員會で修正案が出来て居るさうであります、其顛末は私は知らんが、此方は三百八十三人。市は現内閣の提出案では九十八人、私の百十三人、今度委員會の修正に據ると七十人になる。

次に所謂町村の町であるが、これは議員が無いが、どういふ理由かといふと、市を入れて置けば、同性質の商業なり工業なりを營んで居るから、市から出る議員が其利益を代表しますから宜しいと見たのである。併し市町の人口を見ると全國で一千萬程になつて、全國の人口の四分の一



を占めて居る。夫で四分の一までは出ていい、道理であるが、そこまで至らずともその割合に近いものであれば、人口上から論じても不當なものとは見ぬ。各國に在つてはどうかと云ふと、市町は商工業の中心であるから、殊に夫れに對して特典を與へて居る國が多い。瑞典のやうな小さい隅の方の國は又別段で、商工業の發達を望むからでも有りませうが、郡は人口四萬に付議員一人、市部は一萬に付一人を出す様に成つて居る。英國に於ては郡市は素より選舉人の資格を異にして居るが、千八百九十一年の調査に據つて議員一人に對する選舉人の數を對比して見ると、郡は三百七十七人の議員を出し、議員一人に對する選舉人は一萬百八十二人である。市町の方は議員二百八十四人で、此議員一人に對する選舉人は八千九百三十八人である。町は選舉人の人數が少い。夫れから各國の議員の數と人口との比例を見れば、北米合衆國は議員三百五十七人、一人の議員に付て人口が十七萬三千九百である。普漏士は四百三十三人の議員で一人に對する人口六萬九千八百八十一人。佛國は五百八十四人の議員で、一人に對し六萬六千人。英國は六百七十人の議員で一人に對し五萬八千九百人。澳太利は三百五十三人の議員で一人に對し五萬七千五百六十六人。伊太利は五百八人の議員で一人に對し五萬八千人。西班牙は四百三十一人の議員で一人に對し五萬人となる。此割合で日本のを算當して見ると、現行法に依ると三百人の議員で、議員一

人に對して人口十四萬となる。處で私が提出したる案に依ると、四百七十二人の議員にして一人に對し八萬八千九百となるが、現在政府提出の案に依ると議員は四百四十四名にして一人に對し九萬四千六百となり、又委員會に於て調べつゝあるものに依ると議員は四百六十四名にして一人に對して九萬五百人となるのであります。

夫れから選舉法に於て無記名投票法を採る國は、英國、佛蘭西、獨逸、瑞西で、米國の中二十一州も無記名法を採て居る。先づ大略此の如くであります。

勿論何人と雖も自分の説の行はるゝ事を好まぬ者はない。併し自説に稍々近くなるならば先づ結構である。凡そ立法事務の如きは悉く己れの思ふやうのみに行くものではない。私の議案は右に陳述する如き觀念よりして最初提出したのであります。現在の政府も、之を是なりとして提出せられたのであるから、此政府の案の通過せむ事を私に於ても熱望する譯であります。デ諸君も勿論此事に異論のあらう譯がない。その實行を希望せられて今回態々御上京に成つた事と考へますから、諸君も我々も等しく此通過を望む者である。どうか成るだけ速に此法案が通過せんことを求む。素より現在の議員には是が爲めに聊かも變動を及ぼすのではない。後の總選舉から實行せらるゝと云ふ事であるが、さうなつたなら大に議會の面目も改まり、又議員が事實各種の事



業を代表する事にもなるから、國家の爲に謀つても、人民の爲に謀つても、此上ない結構な事と考へます。

選舉法に就きましては、モウ此位にして止めて置きませうが、政府に就いて少し御話を申して置きたいと考へます。茲に政府と言ふのは單に現在の政府を指すのではない。勿論諸君の中には學者も御居でにならうし、又實驗を積んだ御方も居らるゝでありませうから、私が喋々の辯を費すの必要がないかも知らぬが、暫く愚見を御聴取になつて、而して寸毫の益があるならば此上もない事と考へる。

我日本の過去の歴史に就て深く述べる必要はありません。日本の變革が實に偉大なものであると云ふ事は諸君も知らるゝ通りである。而して私が常に感じて居る所は、何れの國も元は多くは封建であつたが、封建より一度專制に移つて、それから憲法政治に移つたのである。然るに日本ばかりはさうでない。封建から一足飛びに憲法政治に移つたと私は斷言するに憚らぬ。此間に專制政治があつたかと云へば、決してなかつたのである。斯くの如き例は何れの國の歴史を繙いて見ても、決して見出す事は出來ないのである。日本人は實に善を選んで之を採るに吝ならざる者と考へるのである。

此憲法政治なるものは、實に上は天子より下は衆人に至るまで、等しく希望した所であつて、今日行はれて來たのであるが、また憲法政治になつてから僅の歲月である。然るに此僅の歲月の間に良結果を得たと、私は過日も申して置きましたが、尙此上進んでモツと良結果を得るやうな工夫をしなければならぬと考へる。憲法政治は素より歐羅巴諸國に於て行はれて居るけれども、英國を除くの外、憲法政治に就て十分なる歴史を持つて居る國はない。英國の憲法の歴史が異常なる影響を各國人に與へた事は、是れ又論を俟たない。我國の憲法政治が英國の如く行はれむ事を希望すると云ふではないが、之に就いて一ト通り私の見る所を御話申す必要がある。憲法政治が行はれて居つても、今のやうに始終相衝突するやうな事では誠に困る。之を避ける方法が十分なければならぬ。茲に衝突と云ふのは立法部と行政部との衝突を申すのでありますが、此衝突の爲に國家の進運を妨碍するに至つては甚だ憂慮に堪へぬ次第である。此衝突を免かるゝやうな工夫がなければならぬと考へる。

素より英國の憲法の發達は殆ど七八百年の星霜を経て居るから、其間に於ては安危存亡を賭けるやうな事も多かつた。此經驗は實に異常なるものでありまして、其れには惡例も餘程多いが、併し善例も澤山ある。而して如何なる經過を爲したかと云ふ事に就いて、即ち政府と政體とに就



いて、御話を申したいと考へるのである。

英國の憲法の源に遡つて見ると、始は殆ど封建的の有様から起つて遂に今日の状態にまで變遷して來たのであります。此政府と云ふ名稱に種々な文字を附けた、何と言はうか、マア議會政府と言つて宜からうと思ふが、ガヴァーンメント・バイ・パリアメントを翻譯して——然るに今日は變遷に變遷を重ねた結果如何になつて居るか云ふと、遂に議會政府は變じて黨派政府即ちガヴァーンメント・バイ・パーチとなり、次ぎに内閣政府即ちガヴァーンメント・バイ・キャビネットと成り、内閣政府は更らに變じて一箇人政府となつた。一箇人の政府と言つたら如何にも可笑しいやうであるけれども、政府といふ機關を扱ふには矢張り他の機關を扱ふと同様でなければならぬのであつて、必ず其の主動的の働きを爲して行く者がなければならぬ。即ち今日では英國はガヴァーンメント・バイ・シングル・ペルソンと言つて居る。然らば果してシングル・ペルソンであるか、一人であるかと言へば、一人にあらすして、所謂合同的大臣が集つて一となつて居るのである。

此點に就いては日本に於ても、或は主權論の出所を論ずるとか、責任の何れにあるかと云ふやうな學術的の議論もあつたが、私は最早さう云ふ學術的の議論は試みない。敢へて議論には涉らずに事實上に於て國政を擧げて行くのに便宜な方法を探らなければならぬのである。彼れは餘程經驗に富んで居るから、其結果として事が圓滿に運んで行くと言つて宜しい。時に依つては何れの國と雖も至難な事のないことはないが、是は暫く除いて、是等の事を今の黨派に對して私は望むのである。幸に諸君の御臨席の場所であるから諸君に向つて申すのであるが、今の政黨などに向つては特に望むのである。

彼の英國の議會政府とか、或は内閣政府とかいふものの淵源に遡つて見ると、矢張り議會にあつては各省の大臣は單に行政部の事を扱つて居つて議案などを調製して出すものではなかつた。ズツと昔は別であるけれども發達して以來はさうである。議會は自ら議案の調製もすれば好みに依つて自ら法律も作つたのであります。内閣から議案を議場に出さうとすれば或る一の議員に頼まなければならぬと云ふやうな有様であつた。是等の事は内閣大臣の職務でなかつた位に考へられる。所で其當時は國君自ら事を處理して、宰相は、政略も何も彼も、國君の政略に従つて働くだけであつた。然るに段々變遷して遂に此黨派政府となつた。是に就いては色々の沿革や經驗もあつたのであります。兎角黨派政府と成つてからは大に面目を改めて來た。遂に議會に多數を占めて居る黨の首領が政府を組織する事になつた。法律的にさう改つたのではないが、實際的



慣習的にさう云ふやうになつたのである。而して其黨派政府なるものはどう云ふ働をして居るか  
と云ふと、今では議會に臨めば議會の指導者である。内閣に關してはどうであるかと云へば、即  
ち内閣の頭領である。一國の宰相であるのである。故に入つては行政を主宰し出で、議院に臨め  
ば議院内の指導者且つ管理者である。黨派の人でなければ、法律的ではないが、内閣を組織する  
ことは出来ぬから、多數を占めると云ふ結果よりして、さう云ふ事になつたのである。今日或は  
政黨内閣を望むなど、云ふ論があるが、未ださう云ふやうな譯に行つて居ないのである。

勿論私は王室の権力の衰微する事を望む者でない。王室の権力が益々活動して働く事を望むの  
であるが、王室の権力は即ち何に依つて活動さるゝかと云ふと、是は假設の事ではあるが、主權  
の發動は暫くの間民心を治めて居る者に派出さるゝのであるから、イツ何時でも取上げることが  
できる。是に妨げがあるものと見ないのである。而して今後は内閣と議會とが成るべく調和の途  
を取つて、主義は今日のまゝにして置いても、事實の上に於ては幾分か唯今申すやうにならな  
ければ可かぬ、國の安寧を謀り國民の福利を計ると云ふ事をしなければならぬと考へる。素より私  
は黨派を一人も持つた人間でないから、自分に出来ると思つて居るのぢやないが、幾分か上下の  
爲に利益を與へたいと考へる所よりして言ふのである。

乃で其黨派なるものは如何なるものであるかと云ふと、之を以て現在の英吉利を解釋する事が  
出来るが、ヂスレリー、即ちグラッドストーンと相對峙した守舊派の總理大臣は、斯う言ふて居る  
「英國の宰相は自己の黨派に對して忠實ならざるべからず、黨人は其首領に對して絶對的に忠實  
ならざるを得ず」と。即ち其指揮命令に従はなければならぬのである。議會に多數が集れば必ず  
や紀律を要するのである。之れを稱して彼等は正當に能く組織せられたる軍隊と同じだと言ふ。  
無論指導者の必要たる事は論を待たぬ。

それで何れにしても調和の道を謀ると云ふ事が頗る必要である。斯く成り來つた理由は一體ど  
うかと考へて見ると、被選人なるものゝ性質が一變して、従つて議會なるものゝ性質も變じて、  
今日の如くになつたのであります。元と此被選人と云ふ者が英國に起つた時に當つては、選舉  
區よりして如何なる政務が行はるゝかと云ふ事を監督に行き、また選舉人は自分達村落や町村の  
苦情を訴へるやうな考で使にやつたのである。其時には選舉區と議員とは密着して相離れなかつ  
たのである。所が今日では、選舉區と議員とが密着の關係を離れた所ではない、殆ど選舉區に臨  
む外は關係がないものとなつた上に、議員の性質も亦大に變つて來たのであります。是に就いて  
選舉の趣意を誤つたと言ふ人がありますが、學術的に論じても又斯う言はざるを得ぬ。極く分り



易い御話をしますが、エドモンド・ブルクと言ふ人が己の選挙區に向つて、「議員なるものは選挙區の命令を受けて働くものではない、議員は其選挙區から選出せられた議員には違ひないが、選出せられた以上は全體に對するの議員である。議員なる者は平生人に信じられて居るもので、それを選挙するや否やと云ふ事は其選挙人の意思の自由に存する。此議員を選挙人が選挙するのは恰も彼の醫者は上手だから彼を頼まうと云ふのと同じである。又彼の靴屋は上手だから彼の靴屋に靴を造つて貰はうと云ふのと同じ事であつて、上手な醫者であると信ずる者を頼まずに外の醫者を頼むと云ふ道理がない。又靴を造るのが上手な者にどうか靴を造つて呉れと言つた時に其靴屋が、宜しいお前さんの足に合ふやうに造つて上げやうと言つて靴を造りに掛つて居る所を、イヤさう縫つてはいかぬ、さうやつてはいかぬと言つて靴を造らせる者が靴屋の手足を引張ると云ふ事は出来ない」と云つた。是は有名なブリュストルと云ふ選挙區に發送した手紙の中の喩であつて、誰しも知つて居る事と考へるが、さう云ふ風に今までは議員を選出して來たのである。素より議會に於ては、國家の政務であれ、國家の法律であれ、國家の財政であれ、其政務、法律、財政が如何なる結果、如何なる影響を問者に及ぼすか、工者に及ぼすか、農者に及ぼすかと云ふ事は顧みねばならぬのである。

彼等は議員なる者は選挙區より派出する使節ではないと言つて居る。如何にも其通りである。使節なれば訓令の下に働き命令の下に働くものであるが、選ばれたものは全國の代表者となつて一の組織體を形成するのでありますから、議員の職務と云ふものも時勢と共に大いに變じて參つた。日本に於ても議員の職務は今日既にさうならなければならぬのであつて、他日必ずさうなるに違ひないと考へる。

して見ると、小い選挙區を作てエライ親密な關係を持つ理由が何れにあるやといふことを考へるのである。斯ういふ法律は何うか一般の人民の上に如何なる影響を持つかといふことを考へて貰はねばならぬ、全體の上に付て考へて貰はねばならぬ。一部々々の便宜不便宜を考へて貰つては此の如き改正を要する際には甚だ困る。此の如くに變遷せしめたのは、多年の歳月を懸けた結果でありまして、今夫を簡短にお話申ませう。最初は英國で議員を派出するには、其出で來るに付て旅費日當の如きものを其選挙區で徴集した。今は全く其法を廢したのではないが、實地に行ふことは止めて仕舞つて、永い歳月を経過して居る。之を止めた爲に選挙區との關係は大に薄らいだのである。夫れから選挙區内に居住するものでなければならぬといふことを有つた。處が何れの縣のものを持つて來て議員に選んでも宜しいといふことにして大に關係を改めたのである。



夫れから又一時は議員の指名といふことが行はれたのである。是れは國王或は地方の所謂豪族とか貴族とかいふものが議員を指名したのである、誰れ夫れを選挙せいと指名したのである。是が止まつて大に議員の面目を改めた。夫れから其次には議席の賣買といふことが起つて來た。最後に永く議員の職に居るといふことが、全く議員の面目を一變して、所謂議會政府とか黨派政府とかいふものになつた。其變遷が内閣政府となつたのである。内閣政府といへば今の人は大きに嫌ふか知らんが、先きでは左様なるかも知らん、左様なつた國でも國家の爲に不利益をして居る譯でもないのみか、國家の進運を圖るに於て却て大に便宜を得て居るのである。併し英國の憲法の如きは今日のまゝで將來に動くべからざるものとはいへない。英國は數百年の間非常な沿革を経て成た國でありますから、此上尙變じて如何なることに成るか知らんが、今日の形勢は此の如きものである。私も日本の憲法に就ては聊か微力を致した譯でありますに由て、是れが永續を計るに付ては十分に盡力致し度いと考へて居る。之れが永續せねば單に國家の不利益のみでなく、國の安寧に大なる妨げがあることは論を待たぬ。黨派の如きも右様に進歩して來て居るのであるから、日本でも之を進めるには左様いふ方法を採らざるを得ぬ。直言を以て申せば、今の日本の各黨派に首領ありや否は甚だ疑はしいことである。名稱は兎も角、實權の上に於ては陽はに認め

て居る。併し其人は議院に列して居ない。考へて見ると、私も先年黒幕など、唱へられたことがあるが、何うも今の有様を見ると政黨の黒幕たることを免れぬ。決して悪る口ではないが憲法政治は公けな政治であるから、左様いふことは政黨に於ても一つ見切つて遣つては何うか。又上院に列すれば黨派の統轄が出來ぬといふ譯はない。何れか一方の議院にさへ出て居れば宜い。左様いふ工合に是れから先きの進歩を望む。左様ならなければ到底今の黨派の望む様なことは出來さうもない。茲に至て尙ほ繰り返すが、私は進歩は早いと思ふ。成る丈け早く出來るやうに仕たいと思ふ。如何となれば今日の世の中は、英國が七八百年の星霜を経て變革して來た跡をそのまゝ學ぶやうな優良な變革を許すや否や。先刻も此中に列席の御方に一寸お話したのであるが今日は餘程交通の便が開けて、殆ど國と國との競争の極點に在る。百事其通りである。此時に當て競争をしやうと云ふなら、商賣の仕方方法に於て舊慣を守つて居るといふ譯にはいかなからう工業亦然りである。又實際遣つて居るのである。進歩には順序があるといつて人の悪弊までも學ぶには及ばん、英國の過失までも學ぶには及ばん、今日は英國の善い所を採て致す様にするのが然るべきことと思ふ。又實際今日は其通りに行はれて居るのである。二十年イヤ三十年で今の鋼鐵艦が日本人が初めより計畫して出來るや否や、今の海軍士官が初めより工夫してアノ整頓に至



るや否や、考へて見ると船も亦然りである。是れは機械の議論であるといふならば、然らば人を扱ふ軍事は何うであるか。是れ亦何うも今日文明國に於て行はるるものを直ちに用ゐなければ、此階級に至るまでに歳月を費するから逆も斯ういふものには成らぬ。私は、機械なり政治なりの進歩は歳月を要するから、人の誤も善いことも皆繰返さなければならぬといふ人に——一時ならそれも或は宜からうが一時は短いが國の生命は永いものであるから、永い國の生命を益々永く保たしめやうとすれば、之れに對して速に進歩する、過を再びせず、學問するにも何をすることも、彼の善を採りて惡を除くは是れ人の智識の發達の道であると考へる。何うか左様いふ御觀念であらんことを望む。同時に今日まで私が甚だ遺憾に思ふて居つたことであるが、憲法政治が行はれても日本の人達は相變らず吳越の觀を爲して、己れの頭に懸る利害を抛擲して居つた。私は是れでは困まつたものであると思つた。併し今日の如く商工關係の諸君が熱中して此利益のある所を調ぶるに至つたのは、大に私の喜ぶことである。政治は百般の事に關係せざるなしである。商者は己れは商者であるから政治に關係がないといふのは時の弊である。左様いふことでは商業などが將來發達するものではない。工業も亦然り、農業も亦然りである。何人と雖も、關係せぬものはないのである。而かも之れに口を容れる權利を與へられて居る。これは最も榮譽なる權利である。

る。之れを度外に措いて他人に任ずることは、何うも宜からぬことと考へる。勿論、商工の業に従事するものは、政治屋とかいふ先生のように朝から晩まで狂奔は出来ぬ。己れの業務を專一とせなければならぬのは勿論であるが、併しながら政治を度外視することは出来ぬのであるから、將來は益々御注意あつて、何うぞ政治のことを等閑に見らるゝことのない様に希望します。

## 衆議院議員選舉法改正案

(明治三十二年三月九日  
第十三議會貴族院に於て)

諸君。本年の會期も將に本日をして終らんとするに臨み、諸君の清聽を煩はすの已むを得ざるに至りました事柄は、唯今議題と相成つて居る所の衆議院議員の選舉法であります。此選舉法なるものに付て大體の趣意を述べます。此選舉法なるものは、憲法の運用上重大の關係を有するものなるが故に、此選舉法に依つて如何なる經過を爲したるかを、經驗上より考察して本案の改正の必要を認め、昨年本員が奉職中始めて改正案を提出致しましたが、其節は不幸にして議會が解散となり、之を實行するを得なかつたのであるが、現内閣に於ても之と所見を同じうして本期の議會に提出せられたに付て、平素本員が懷抱しつゝある所の所見を述べて、諸君の御參考に供



さうと思ふのであります。

思ふに、十年間の試験に於て、議會の解散と共に總選舉を行ふこと既に六回、此總選舉の度數は、僅か十年間の議會開會數に比較すれば、異數なるを認める。而して其度數の多かりしが爲めに、此の選舉法が如何なる結果を現はしたるかを、瞭かに觀察することが出来たのである。當初より行はれて居る選舉法制定の當時、本員も之が參畫者の一人でありましたが、當初は、勿論議會の事は經驗に乏しきを以て、慎重に慎重を加へ、頗る狹義なる主義を執つて、將來の經驗に俟たんと希望が、廟議の中に存して居つた。然るに此狹義なる仕方方法に據り、且又當時此立法の際に、此の如き主義を執らうといふたことの中で、此十年の經驗に依つて水泡に歸したことが多々あるのであります。例へば、記名投票の如き、又之に伴ふ選舉の度毎に起る脅迫の如き、或は約束の如き、種々なる情實が醸されて居る。いつも選舉の騒動なるものが絶えない。而して又此の選舉の方法は記名なるが故に非常なる費用を要し、全國民の資力に徴して見ると、實に過大なるものとなることは、諸君も之を否定されまいと考へる。で、之を省く工夫は、成るべく此の約束の出来ぬやうに、脅迫の出来ぬやうに、矢張無記名投票としなければならぬと考へる。此の事に付ては、既に外國に於て種々經驗を重ねて、或は記名投票とし或は無記名とし、一利一害、

其國の風俗に伴うて居るは當然で、今日必ずしも此を是とし彼を非とする譯ではないが、先づ無記名投票では選舉は元來自由の意志を發表して任意の人を選舉するのであるが故に、選舉を潔白にすることが出来る、之が最も必要なることである。今の情弊を見ると、大に之を忘れたるが如く見えるのは甚だ憂ふる所である。又最初は唯今申す通り狹義なる主義を執りしが故に、憲法政治は布かれても、參政權を得る者の數は異常な過少であつた。唯今の現行法に據ると、四千萬以上の人口を有して居りながら選舉權を得る者は僅かに四十有餘萬に過ぎぬ。既に參政權を許された以上、憲法政治の進行に従て、適當なる度合に之を増加するは當然なことである。之を以て單に民權の擴張といふけれども、私は民權の擴張といふよりは寧ろ分配法の適當を得ると認める。而して昨年本員が提出した案と、現在政府から提出に相成つて居る所とは多少の異動あれども、大體の主義に於ては變らぬ。昨年提出した趣意に因つて、五圓の稅額を基礎として選舉權を得せしむるに至れば、百七八十萬選舉權を得る者ができる。世界何れの國と雖も、今日憲法政治を行ひ參政權を有するに、此の如き過少なる國はない。併し我帝國に於ては、勿論憲法政治の經驗もまだ少いことであるから、他國の比例に必ず據るには及ばぬが、有權者の數を次第に増して行つて、終には適當な度合に至ることは、固より豫期せざるを得ぬと考へる。故に選舉の資格を下げ



るといふことが必要と相成つて居る。且又當初は通運の不便、航路の不便等に依つて、被選舉人の資格に於ても、所謂居住の必要をも認め、又選舉區域をも狭くしてあつたのでありますが、通運の便の開くるに従つて、被選人に此の如き制限を置く必要もなくなりしのみならず、之を排斥して適當なる人物を得せしむることにするのが必要であるといふ考。又一方に於ては、商工業を代表する市の議員を増加することに付て云へば、今日までと雖も、勿論市町代表者なしとは言はぬ。併し市町の代表者といふよりは、重もに農者の代表者と相成つて居りますから、所謂地方制度の結果として、市なるものは一の團體組織を爲して來る、所謂法人的のものであるから、之に由つて、其代表者を出さしめて商工の代表者たらしむること、是れ亦必要である。其故は、此の人口に依つて選舉するのは、選舉するのが目的ではない。是は手段方法である。農の代表者、商工の代表者といふと、其の利益の關係する所を代表するのであつて、選舉人其の者を直接に代表するといふよりは、寧ろ其の利益の關係を代表するといふ譯であります。故に此の度の法案に於ても、町の代表者は特に入れぬのであるが、將來に於ては町の發達に依つて代表者を出し得られぬことはあるまい。之は他日の改正に譲つても宜からうが、市の代表者と雖も、利益の交渉上に於て、同時に市町の代表を兼ねるものといつて宜からう。何となれば其生活、經營、事業が同

一なるが爲めであつて、此の商工の事は、國家の消長に於て、目今如何なる關係を有するかといふことが、論を須むずして誠に明白なることであらうと考へる。此の商工の事は、唯内地に於けるのみならず、海外との關係に於てもまた大なるものである。其利害得失が、今日、世界の競争場裡に於て、最も注意を惹く必要のあることは、何れの國も皆然らざるはない。此の商工者が、立法參政の權、即ち國運の消長得失の點に於て、代表者を出されぬなどは、以ての外である。故に此等は皆學術的實地の經驗上より割出して、此の如くならざるを得ぬといふ理由より、改正上に此の如き規定を致した譯である。最早時日も切迫のことであるから、自分の十分なる所見を盡して、諸君の御參考に供することは出来ぬが、此の法案の通過することを諸君に訴へざるを得ぬ。又其通過を計れば、寧ろ私は、目下の政府原案を復活するを適當なりと考へる。

それでは、此の案を通過したる結果は如何。世事悉く人の豫期に的中するものではないが、豫め利害の係る所を推測せざるを得ぬ。抑々此の目的たるや、選舉の競争を緩ならしめ、而して成るべく各種の事業利益を代表せしむることにある。競争を緩ならしむれば、假令人に約束をして置かうとも、所謂無記名の投票であるから、無効に屬する。是までの選舉競争の情弊は、必ずしも舊法のみを致す所ではなからうが、黨派の軋轢競争などは勿論、非常に與つて力がある。黨派



の軋轢競争などは、之を容易く防遏することは出来なからうが、併し殆ど其争たるや、腕力に訴へ、或は無益なる勞費をして、總選舉がありさへすれば、人力曳や茶屋商賣をする者は大に喜ぶといふのは、皆選舉さるゝ所の議員や、或は又其の周旋する所の者が非常なる費用を費して居るからである。此の弊を豫防する工夫が必要であらうと思ふ。憲法政治の美果を收めることに付て私は種々なる手段方法を盡して今日迄參つたのであります。憲法實行以來十年の歳月を費して居る。大體に於て、國家を利益したといふことを斷言するを憚らぬが、併し其各種のことに付ては頗る不満足を表せざることを得ぬのである。立法事務の進行など甚だ遲緩して居る。上下兩院共に議決をするに際し、頗る精細を盡されるものと認めねばならぬ。利害得失を明に攻究せねば行ふことは甚だ少い。特に貴族院に向つて私は希望せざるを得ぬであります。何れの國に於ても、衆議院は、時論の爲めに動されて頗る熱中するものであるから、衆議院の議場の慎重を缺くといふことを、如何なる學者も言つて居る。然るに上院なるものは、腦髓が何時でも冷却して居つて、靜に國家の利害消長を考へることが出来る。其證據には、上院に列する人は利益の競争などをすることは少い。自己に關係する直接利害は少いから、自ら公平を維持して事を慎重に計ることを得るから、貴族院に向つて將來の立法事務の益々進歩することを希望せざるを得ませぬ。

夫れで立法行政二つながら獨立のものがなければならぬ。行政の官衙固より獨立、立法部亦獨立でなくてはならぬが、今の情勢を見ると、立法部は外部の運動に依つて始終動く情勢である。此の點に於て、貴族院の深く謹戒されんことを希望する。若し此の爲めに動けば、決して立法の獨立とは言はれぬこととなります。私は憲法の爲めに、帝國の爲めに、熱誠に之を諸君に希望するのである。

而して全體上下を通じての議員の職務、所謂責任といふものは、どうかといふと、重大なことは已むことを得ぬけれども、上下兩院の調和といふことである。立法の事務一は可とし一は否とするに至つては、是れ如何ともすること能はず、而して兩院が合體して又行政部と相對する時も矢張、國務の進行に於て、調和の二字を、決して失すべからざるものである。往々政府の爲す所は——私は議員としての發言權を持つて居る。初より大體に就て述べる積りといふて居る。是皆選舉法と相牽聯して居る。是等のことを、悉く、事由を條列して、以て改正の必要を言ふ積である。暫くどうぞ御聽を願ひたい——是は諸君に御願ひ申すのである。それで此の選舉法なる者の改正は、此の如き理由で初め起案したもので、其の根據は過去の試験と學理とに徴して拵へるの當然のことである。故に提案した原因を述べて、而して此の如き改正案の出で居ると云ふこと



を、私は殊更に辯を好んで御話するのではない。固より、諸君の博識なる、諸君の穎敏なる、我々の及ぶ所ではないが、人は己の意見を吐くといふことは誰れしも免れぬことであらう。時には無益なる議論も無いとは言はれぬ。どうか此の案を政府の提出案に復活さるゝことに御賛成あつて會期中に衆議院と交渉を開かれ、其成否を卜せられることを希望するのである。或は段々承る所に依れば、是は政黨の議論などに動かされて出したといふ疑を世には懐く者もあるといふが、本員は、在職中に、左様な淺薄な考を以て提出した譯ではない。唯今陳述に及んだ通りの理由で、丁度、國會開設以來、已に十年の一期を経て居るから、此の十年の爲に、此の如き改正をされて益々立法事務の擴張と進歩とを計られ、諸君の御盡力に依て帝國の上下及内外に對して、益々國光を發揚さるゝことを希望する。餘り長くなると御叱りを蒙るから、是ぎりに致します。

## 憲法制定の事情と其の運用

(明治三十二年二月十一日帝國ホテルに於ける憲法發布十年記念祝賀會に於て)

今日は神武天皇即位の二千六百五十九年に當り、且つ憲法發布以來丁度十年に相成ります。其當日を祝する爲めに態々尊來を仰ぎました所が、幸ひに御光臨の榮を辱う致しました。先づ私は我天皇陛下及び皇后陛下皇太子殿下、又各皇族殿下の何れも御健全に涉らせられることを、此佳節に於いて目出度き限りと存するのであります。茲に恭しく陛下の萬歳を祝し奉ります。(一同肅然起立、遙に敬禮を表して杯を舉ぐ)

此佳節に當りまして、また憲法の十年目の誕辰に際しまして、簡単に憲法政治に至つた所以と其歴史の大略とを述べて、尙將來憲法の國家と共に悠久ならむ事を望みたいと存じます。——何卒酒を召し上りながら御聞きを願ひます。——熟々此三十年間の歴史に就いて考へて見ますると、我日本の帝國程地球上に於いて異常なる變遷をした國はないと考へます。卅二年の昔は正しく封建の國である。封建の政治は其主義に於て矢張り武斷的政治であります。而して其以前數年を隔て、始て歐洲諸國と交際を開く事と成つたのであります。卅二年以前に於きましては日本全國の輿論は、問はずしてその多數攘夷に定つて居たと認めて宜からうと考へます。當時已むことを得ずして開港を迫られて來た爲めに、幕府の失策を列擧して各藩の有志は殆ど其罪を鳴して餘す所がなかつたのであります。然るに事實開國を實行しつゝあつて、人心は全く之に反對して居



つたのであるが、遂に鎖國の議論を變じて開國と爲し、所謂鎖國攘夷の議論を此に捨て、開國主義を採つたのであります。此間の状態を今よりして回想しますると、實に危険千萬であつた事を想像するに足るのであります。

當時我日本の國勢を動かす議論は概して士族の議論であつて、之を日本の人心を統括する輿論と云ふても然るべきであつたと思ふ。其士族の議論の如く維新草創の際の國是、即ち鎖國攘夷の議論を行つたならば、今日の日本は果して如何なる有様になつたかと云ふ事を考へなければなりません。幸に當時先見の識者があつて、王政の復古と共に其國是を一變して開國の規模を定められ、至尊の大猷を奉じつゝ、人心の傾く所を顧みずして國を危殆の中より救ひ出したのは、これ全く先輩の功績であつて、我々は深く感謝せざるを得ないのであります。

私は王政復古の事業を單に明治初年、所謂戊辰の戦争のみに歸しませぬ。王政復古の事業は之れに伴ふた廢藩、即ち郡縣の治を布いて、兵力、財力を擧げて歸一にする大事業が完成を爲さしめたのであります。斯くの如き大事業を及に軋さずして成し遂げたのは、世界の歴史に於て曾て見ざる所である。之を成したのも、矢張り先輩が上は陛下の大猷を奉じ、而して國家の危機を轉じて安全なる途に導いた爲めであると云ふことは、誰一人として之に向つて反言する事は出来ま

しと思ふ。

畢竟するに、これは先輩識者が忠亮なる愛國心より注ぎ出した所の精力であります。而して此事業を完成する爲めには、此席に列せらるゝ諸君は何れも皆與つて力ありと認めますが、私は先づ明治元年より明治十年に至るまでを王政復古の時代と認め、而して明治十年より二十二年に至るまでの間を憲法政治に至る準備の時代と認めるのであります。此時代には、西南の亂の平ぐや否や、政府は先づ地方會議を開いて人民に議會的の事を熟練せしむる方針を執り、同時に行政各般の事を整理して參つたのである。唯だ財政の一點に至つては頗る困難を極めたのであります。國民の財力が未だ發達せざる時に當つて大亂に遭遇して、非常に國帑を費した後でありました故に、此回復の爲めに固より時日を要した譯であるが、其傍らに於いて憲法政治になると云ふ準備を致したのであります。

憲法政治の事に就いては、先輩の意志を私が親しく知つて居りますから、今晚列席の諸君中には御承知の方もありませんが、之を略述せざるを得ないのであります。明治四年の冬期に於て岩倉右大臣及び大久保大藏卿、木戸參議、私も其一人に加はり——、山口尙芳、當時外務大輔でありましたが——これら一同が歐洲に使節として派遣せられました。此使節の目的たるや、條約改正



の事を相談し、傍ら各國の國政を研究する使命を帯びてゐたのであります。歐米諸國の政治は二の國を除く外は何れも憲法政治であります故に、其研究すべき事項は憲法的の動作より各般の立法行政の事務にまで及ぶと云ふ事は論を待たぬ。之を皆研究して力の及ぶ限りを以て復命したいと存じたのであります。日本へ歸朝しましたのは明治六年でありましたが、木戸參議は、どうしても將來は憲法政治を行はねば此日本の國政を維持する事は出来ぬと私に談ぜられたのであります。而して私も素より憲法政治は將來行はれなければならぬと云ふ意見を持したのである。惟ふに其の以前に行はれた王政復古の各藩は何れも其の私を棄て、公に徇ふるの心を以て、自分の社稷を抛つて、上は王室の爲めに、國家の爲に力を致したが、今後は上は天子、下は國民互に調和して、而して日本は一團結となり、力を合同して以つて外に對さなければならぬといふ事よりして王政復古の事も廢藩置縣の事も行はれたのであるから、之を結んで歸する所がなければならぬのは論を俟たぬ。併し憲法政治は容易に之を實行する事は難からうといふことを論じたのであります。既に木戸參議の議論は斯くの如くであつたのであります。

それから大久保大藏卿の意見は一篇の書面として私に與へられました。其書面は今日も猶ほ私は保存致して居る。是は殆ど一冊と相成つて居りますが、是も即ち憲法政治にする意見であり

ました。夫は丁度征韓論のあつた頃のこと、夫より續いて征韓論の破裂と相成つて、彼の西郷以下當時の各參議は辭職せられたのであります。其辭職後に於いて板垣、副島氏等から民選議院の建白が出て居ります。而して其後内政の整理をしようとする中にナカ／＼容易ならぬ形勢と相成つて、遂に西南の亂と相成つたのであります。

此西南の亂が鎮定すると共に、彼の木戸、大久保の先輩は、或は病の爲めに斃れ、或は兇手の爲めに斃れたのであります。當時三條太政大臣、岩倉右大臣、外に有栖川の宮殿下は左大臣であらせられました。何れも憲法政治にならなければ、將來國家の昌運を計る事は出来ぬと云ふ考でありました。

それより明治十四年に至つて大隈參議より憲法政治を採用せられたしとの建白が出てました。此事は固より早急の事であつて即事に行はるゝ事でない。憲法政治になるが宜しいと云ふ事は既に述ぶるが如く先輩も唱道された所でありませんが、如何なる憲法を施るかと云ふ事が問題である。此憲法政治に就いては、國々各皆政體を異にして居つて、大體歸する所は同じであつても、總て之れを一樣に觀察する事は出来ぬのであります。其處までの研究は未だ届いて居なかつたのである。けれども將來の方針を國民に示さなければならぬ、國民に向ふ所を知らしむるの必要であ



ると云ふ所から、明治十四年の詔勅を發せられたのである。

此明治十四年の詔勅を發せらるゝと同時に、私は歐洲へ派遣を仰付けられた。此時に當つて私が陛下より頂戴をした詔勅を此處に於いて拜讀致します。

朕明治十四年十月十二日の詔旨を履み立憲の政體を大成するの規模は固より一定する所ありと雖其經營措畫に至ては各國の政治を斟酌して以て採擇に備るの要用なるが爲に今爾をして歐洲立憲の各國に至り其政府又は碩學の士と相接し其組織及び實際の情形に至るまで觀察して餘蘊無からしめんとす茲に爾を以て特派理事の任に當らしめ爾か萬里の行を勞とせずして此重任を負擔し歸朝するを期す

明治十五年三月三日

御 璽

奉勅太政大臣從一位勳一等三條實美印

それから此詔勅に對する科目があります。此は私が頂戴致した訓令であります。

一 歐洲各立憲君治國の憲法に就き其淵源を尋ね其沿革を考へ其現行の實況を視利害得失の在る所を研究すべき事

- 一 皇室の諸特權の事
- 一 皇室并皇族財産の事
- 一 内閣組織并立法行政司法及外交の事に關する職權の事
- 一 内閣の責任法の事
- 一 内閣大臣と上下兩院との間に存する諸關係の事
- 一 内閣の事務取扱手續の事
- 一 上院及下院の組織の事
- 一 貴族の制度特權の事
- 一 上院及下院の權限并事務取扱手續の事
- 一 上院及下院に關する皇室の特權の事
- 一 上院及下院の開閉解散并延會の事
- 一 上院及下院の自由政論の事
- 一 上院及下院の特權に關する爭議の事
- 一 議事規則の事



- 一 皇室より上下兩院議員待遇の事
- 一 上下兩院の間に存する諸關係の事
- 一 議案を發するの所并諸議案の事
- 一 上下兩院に於て會計豫算を議定し若くは決算を查察する方法の事
- 一 上下兩院司法權の事
- 一 諸請願若くは行政裁判法の事
- 一 上下兩院議員の資格并選舉法の事
- 一 法律及行政規則分界の事
- 一 各省の組織權限の事
- 一 各省と上下兩院との間に存する諸關係の事
- 一 各省と地方官との關係の事
- 一 司法官進退黜陟の事
- 一 司法官と上下兩院との關係の事
- 一 諸官の責任及進退の事

一 諸官養老特典の事

一 地方制度の事

是れだけが私が奉勅して參つた御沙汰であります。此は至て重大な事柄であります故に、なか私の淺學を以て能く此命令を負擔し得るや否や豫め期し難い事でありましたが、自分の精神と力のあらむ限りは此大命を何處までも果したいと云ふ考で、此詔命を含んで歐洲に參りまして、先づ大體各國に於いて取調の出來るだけは致して歸りまして、それより憲法の草案取調に着手致したのであります。即ち明治十六年に歸りまして、十七年より其取調に掛つて漸く二十一年の末に成就を致して、其れより御聖斷を仰ぎ奉り、乃ち二十二年の二月十一日を以て御發布に相成つたのであります。是れに付き、故井上毅君、今此席に在る伊東男爵、金子君等は私を輔けて共に盡力せられたのであります。

諸君の中で、樞密院創立の當時から御居でになつた御方は御記憶になつて居られませうが、樞密院は憲法の爲めに生れ、憲法と共に生存する官衙でありまして、此の憲法及皇室典範の會議に於いて至尊陛下は一日も臨御し玉はぬことはなかつたのである。長日月の間、會議のある毎に御臨場に相成つて親しく會議を聞きし召され、又私が拜謁する度毎に必ず其の草稿を御携帶あらせ



られまして、屢々御下問あらせられたのであります。憲法は斯くの如く聖慮を注がれて出来たものであります。而して二十二年に御發布に相成つて、二十三年の冬期に議會を開かれて今日に至つたのであります。事は不思議なもので、最初の議會開會の時も總理大臣は矢張り今日の總理大臣山縣侯爵でありまして、其時に議會を解散する事もなく其職務を全うされましたが、憲法發布後十年の記念に際會せる今日も亦た山縣侯は總理大臣の職に在られて、今日の狀勢を以て見れば議會を解散するの必要もなく、誠に其職務を完全に盡されたものと申すの外はない。私も此間に於いて兩回總理大臣の任務を奉じましたが、私は不幸にして何時も解散に遭遇せざるを得ぬやうな不仕合。夫は兎も角、前に申した所に立戻つて、明治十年より二十二年までは前にも申す如く憲法政治施行準備の時代と認めますが、二十二年より今日に至るまでの此十年の間は、私は憲法の試験であつたと申します。

此試験の時代に於いて如何なる結果を得たかと云ふ事を先づ見なければなりません。概して憲法の試験は誠の上結果であつたと云ふことを斷言するに憚らぬのである。其證據には憲法發布の當時即ち明治二十三年の國家の狀態と今日の狀態とは大に變つて居る。憲法發布當時の人民の負擔は僅に八千萬圓に過ぎなかつたが今日は實に之に倍して居る。人民が斯くの如くに政權を

享有して大政に參與する事を得ると同時に、此人民が國家に盡す義務は如何であるか。假令財力が進だとか進まぬとか云ふ事を以て、財政が斯くまで膨脹したのも當然であると云ふ議論をする者があるかも知らぬが、己れの代表者を出して之に賛襄せしめたのであつて、壓制の下にある者とは大に異なる事を見なければならぬ。之を以つて見ても此試験の歲月は誠に好都合に經過したものと云つて宜からうと考へる。

此の間に勿論憲法上の議論に就て餘り大論も起つたことは聞きませんが、政府と議會が常に衝突する點は何かと云ふと、第一は經費節減の議論で其の次は何かと云ふと或は責任論とか、或は行政の整理とか云ふ議論であつたが、當時自分は或は官に在り或は外に在つて考へて見たが、どうも此行政整理と云ふ事は固より注意を致して政府も怠つては居らぬのであります。如何なる方法に依て如何なるものを整理するかと云ふ事に就ては、其整理する點を見出す事が甚だ難かつたのである。唯だ行政整理と云ふ題目の下に行政整理を迫られたのである。又經費の節減に至つても随分政府は經費の節減をされてあつたのである。故に如何なる所を減じなければならぬかと云ふと、何時でも官吏の俸給を減ずると云ふより外に名論を承つた事がないのである。而して責任の議論に至つては最も小子が服従する事が出来ぬものであつたのである。所謂日本



の憲法に於ては、陽に天皇に對して責任を有つと書いてある。歐羅巴の學說に依つても責任論は二箇所に對して有つ事は出來ぬ、故に上院に對して責を有つと同時に下院に對しても責任を有つと云ふ事は出來ぬ。況や陛下に對して責任を有ち、更に一面に於て議會に對して有つと云ふ事は出來得べきものでない。責任は必ず一に對してしか有たれぬと云ふのが定説である。英國の憲法は衆議院に對して責任を有つ所の元祖であります。此はウキリヤム帝の時に始めて定つた責任法であつて、それまで王室即ち皇帝に對して有つた責任が下院に對して單純に有つ事に相成つたのである。而して其責任論は頻りに起つたが、政論家の説も學者の説も天皇に對して責任を取るに及ばぬ、是より衆議院に對して責任を取れと憚る所なく言ふことを得なかつたのは、實に薄弱なる議論と言はなければならぬ。

然るに其等の議論も遂に時と共に經過して、其以後は我國の政府も屢々代り、政黨者も政府を取りなどした結果、幸ひに此等の經費節減論、行政整理論、責任論の如きも能く種々な變化を経て、政府部内も亦た政府以外の者も能く分つて、是等に就いての衝突も此十年の間に於いて雲煙の如く消滅して仕舞つたのは誠に結構である。是れより以後、此十年は如何なる事が必要であるかと言へば、固より此行政の事は始終怠らず整理しなければなりません事、殊に簡便なる方法

に依て經費を節減して行かるゝ途があれば、勞力と經費とを浪費しない事は政府の當さに務むべき事である。併しながら國家の事務は夫々に繁を加ふるのであるから、眞に起らざるを得ぬものまで捨て、仕舞つて加へぬと云ふやうな儉約法は役に立たぬのであります。故に或は通運の事の如き多數の官吏を要する事務に至つても、大に之を節減すれば民の便利を圖る事が出來ない。民の便利を圖る事が出來なければ國家の發達を爲す事も出來ぬ譯であるから、之に就いては事の當否を見て斟酌し、其必要不必要を決定するのが肝要である。是等の點に就いては政府に在つても深く注意しなければならぬ所であります。

又立法部に就て云へば、立法の事務の進歩を爲す事に力めざることを得ぬのであります。立法の事務に就いては、行政各般の事は勿論、此民間社會の狀況、殊に經濟の狀況に深く眼を注いで之に適する法律なり其他の業なりを爲すやうにしなければなりません。それで多くは此の立法部の議事よりも委員などの事に就いて進まなければならぬ。委員などを拵へるに就いては、事柄事柄に依つて専門的に、専門でないまでも事に熟した人が掛つて、さうして議會多數の人に事を明かならしむる、所謂多數の議員をエンライテンドする、分明ならしむる、其爲めの委員であるから、斯う云ふ事が議會に於て段々進歩をして來ると行政部の事も分り易くなり、議會の議論も亦



た當然と聞く事が出来るやうになつて、よく／＼の事であれば無益の争をしないやうになる。無益の争をするのは、時を費し人の心を悪くして誠に國家の爲めに不爲めである。已むを得ずんば争ふのも宜しいが、争ふべきに争はずして、争ふべからざるに争ふと云ふのは、如何なる必要から起るのであるか、此は實に宜からぬ事である。

又之を分拆して言ふと、各黨派に於ても、黨派其者が進歩せざるを得ない。どうも現今の黨派の状況を見るのに、未だ十分に進歩したとは思へない。其證據には、政府は黨派で持つが宜しいと言ふが其の黨派なる者が國家の重大なる事務を自分の肩の上に負擔する用意をされぬのを甚だ疑ふのである。黨派の政府を造ると云ふ以上は、如何なる事があつても其國家各種の事務を、其黨派の首領連中が——即ち黨の者が負擔する用意がなければならぬ。議事の如きは頭數で勘定するのであるが、國家行政の事は頭數では行かぬ。人の材能、技能、人物が大いに關係のある事である。其人を得なければ國家の事務は決して擧るものではない。是等の事も各黨派に於て十分研究を盡して、是れから十年の間には黨派も整理し、行政も整理し、立法事務も整理して而して國家の繁榮に至るのであるが、是等は憲法の光輝に依つて皆出來得る事である。憲法の光輝も之に依つて發揚する事が出来るのである。此十年後は是等の事に務め、憲法政治の永久に維持されむ

ことを私は深く希望するのであります。

今日殿下及び諸君を御招待申して、私が一杯を傾けて、此試験の十年は最早經過した、其結果は甚だ良かつたと云ふ事に對して喜びを表し、杯を舉げて之を祝せんと致したのであります。此憲法政治と云ふ事に就いては、私は無限の責任を負ふて居るものと豫ねて心得て居る。斯くの如き重大なる事柄を陛下の詔命に依つて私に負擔を仰付けられたのであります。而して此事の實に重大なる言語の盡す所でない。國と云ふものは如何なるものであるか、國と云ふものは繼續生存的のものである。どうしても國の歴史に顧みざるを得ぬ。何れの國も國を成せば必ず歴史を有つて居る。其歴史に墨を塗る事は出來ぬ。祖宗の遺業を繼がせられた所の今上陛下に至り主權の事は國體上から論じて見れば變る所はないが、主權の動作、活動、作用は憲法政治となれば固より變るのである。此は時勢と共に變らざるを得ずして變へさせられるけれども、其基く所に溯つて由來する所より變遷する事であるが、天子の天職は實に重大なりと云ふ觀念を私は持つて居つたのである。之を大猷の下に計畫して誤る事なからむやうに致さなければならぬ。獨り憲法の成文は立派に出來ても憲法の實行上に於て國家を益する所がなければ、猶ほ私の責任は盡きぬものと考へて居つたのであります。



然るに既に前十年を経過して今日となり、此の如き良結果を得た事は、私の衷心より満足する處であつて、自ら信ずる所に依れば、上は皇威を損ずる所なく、皇室の威嚴を墜す事なくして、憲法の進行上今日の良結果を見るに至つた事は、國家の爲に欣慶に耐へないのであります。

## 國民の政治的自覺と國運の發展

(明治三十二年四月十日、長野)  
城山館に於ける歡迎會に於て)

私は此信州地方は未だ足跡の至らざる所であります故に、從來一見を致したいと存じて居りましたが、兎角公私の用務に支へられて遂に維新後は參ることが出来ませんでした。故に此節不圖漫遊を思立ちまして、殊に近來は鐵道も開けたことでありますから、當地方を一見したいと云ふ存念で豫ねて朋友兩三名と話を致したこともありましたが、圖らざりき、有志諸君の御歡待を蒙りまして、存外なる盛會に遭遇し、深く感謝に堪えぬのであります。唯今歡迎の御趣意をも承り

まして、御厚意は心に銘じて深く感謝する所であります。私は格別奇論新説を以て諸君の清聽を煩はすに足る程の者ではないのであります。併ながら多年躬を政海に委ねて重要な職務を汚して居りまして、國家の事は固より常に憂慮して措く能はざる所でありますから、多年の實踐上より自ら感覺せる所を聊か述べ、尙將來に於ける希望を述べて諸君の御厚意に對へむと考へるのであります。

諸君も御承知の通り、此日本帝國は、今日遭遇して居る四圍の形勢より云ふも、また内治百般の事に於ても、未だ全く十分の整頓に至つた譯ではなく、尙目下及將來に於て益々改良を加へ、進歩を謀らざるを得ぬ形勢に在りますが、大體より之を論ずれば、今日の必要問題は經濟問題であります。又外交は最も緊要な事でありますが、外交の事は對手のある譯でありますから、内治と比較にして論ずることは出来ませぬ。外交及經濟に就て之を分つと論ずれば、各種の問題も起るのであります。此處で細説して御話し申すことは到底出来能はざる所でありますから、その中で比較的重大なる問題に就て概括的に御話をする積りであります。

先づ第一に外交に就いて御話致しますが、外交の事は帝國全體の所謂國是でなければならぬと考へます。全體の國是と申せば、各種の政見を異にする黨派があつても、其黨派の各々が見る所



に依つて外交の政略を定めるわけではなく、一國全體が國是として見る所に依て定まらねばならぬのであります。此事に就ては、輒近の歐洲諸國でも政治の實權を握る者や學者などの唱道する所に依つても、外交の政略は一國の政略として一致したるものならざるを得ぬと云ふことに段々傾いて參る形勢であります。其故は如何と云ふに、外交は素と國と國との間に存する事でありますから、若し茲に一國が上下相一致して以て國論を一定し外國と相對して事を争ふに至れば、必ずや國論を一定したものは強大なる勢力を持ち、分裂したものは自から微弱の位地に立たなければならぬやうになります。是れ即ち外交と内政との自から異なる所であります。

又外交上の實地の問題を見ますと、東洋目下の形勢は日々に逼迫して參りまして、支那前岸に今日起つて居る各種の問題や朝鮮等に關係して居る問題は、皆直接に我國の利害に關係する問題であります。併ながら最近の目前に横つて居る問題は悉く皆軍機に關係する事でありますから略して此れは大體に止めますが、内治の問題に至ても亦自から重大なるものがある。即ち昨今申す經濟の問題であります。之に加ふるに今日は改正條約の實施といふことがあります。條約改正の事は固より獨立の國として、即ち獨立の權力を以て相對峙する國として、舊來の條約を廢して之を改正した譯であります。併ながら此權力或は權利なるものは、此れを享受すると共に之に

附帶する義務がある。一國が其獨立の權能を完ふして、之を實施せんと欲すれば、必ず其れに對する義務を果さなければならぬ。然らば其義務とは何かと尋ねれば、各國共に他國人に對して之を保護し、而して其條約の趣旨のある所に従つて權利を享受せしめ、又其義務を果させることでありまして、所謂生命財産を我日本帝國の法律及政治の下に支配せねばならぬのである。我國の法律政治の下に支配されて之を保護する事になれば各々權能の働きが完全に行はれなければならぬ。是等の準備は今日の最も急務であると思ひますが、此れは固より今日の當局、政府に於て夫夫準備をしつゝありますけれども、年を重ねるに隨て進歩せしめねばならぬ其進歩せしめると云ふ事柄は如何なる事であるかと云へば、單に外國人を保護し外國人を支配するのみでなくして、一國の人民なるものを政權で扱ふ上に於ては、文明國と同等の政治を行はなくてはならぬ。我人民と彼の人民との待遇は伯仲の間に居らなくてはならぬ。其れに大いなる異同を爲す事は出來ぬ。唯だ外國人たると日本人たるとの上に於て、商業の自由、行旅の自由、移轉の自由及び條約に於て規定されて居らぬ所の權利が日本人にはある、唯だ條約に於て許さざるものだけが他國人と自國人との相違のあるのみである。政權の如きは何れの國でも他國人に享受せしめぬのみならず、我日本の條約の如きは外國人に土地所有權を與へてゐない。夫等は大いに異るところである。大



體斯くの如くであつて、之を細かに論ずれば、政權と云ふものに就ても、其中間には種々な國民の享受する權利も外國人には之を禁ずるものも禁ぜざるものもありまして、是れ亦た細説をすれば長くなりますが、兎に角左様なことが今日目前に横つて居る上に、今の經濟社會の有様が國民の十分に之に向つて注意を加ふることを必要と致して居るのであります。今日農者と云ひ商者と云ひ工業者と云ふも均しく相待つて相利するものである。例へば農者は生産を扶植し、商者は需用供給の上に照して大いに自らを利し、之を四方に運搬して以て其自己の生ずる所のものは他に之を賣て、而して生産者の生産したものを販賣すると云ふ所よりして、生産者は自ら立ち行くものである。又他國の物産を自國に輸入して以て我が不足を補ひ、又我國に於て出來ざるものを購買するのであります。工業の利を加へて而して人の嗜好に投じ他國に輸出して以て其利を圖る此等の事は則ち三尺の童子と雖も分つて居るが、商工業の發達は今日に於ては頗る必要と相成つた。此商工業の必要なることは右の通りであるが、只今の處では甚だ不十分であると云はざるを得ぬ。そこで維新草創より政府は努めて此農商工の發達を企圖したのであります。屢々國內の紛擾、或は戰爭内亂のやうな事に妨げられた爲に餘程遅緩したのである。然るに十年後に於て段々其發達をなし得て來たのであります。此發達たるや未だ以て十分なる位地に進んでは居らぬ

十分に進んで居らぬ處に又二十七八年の戰爭などが起つて參つたが、二十七八年の戰爭は商工業の發達を妨害したとは考へられぬ、單に妨害しないのみか、之に依りて大に刺激されて百般の事業も起つて參つたのであります。是に於て不足するものは資本である。此資本と日本人の貯蓄とは、今日の日本の有様では非常な下級に居る。商工業の發達を謀らうと云ふにはどうしても資本の供給が不十分ではいかぬ。然し資本の供給さへあれば必ず農工商は發達するかと云へばさうでもない。經驗の效にも依らなければ到底十分な發達は出來ぬのであります。此農工商の經驗と資本との二つの力に依つて、此以上餘程の進歩を加へないと此不十分なるものを發達させることは出來ない。假りに他國の統計を聞いて我國の統計に比較して見ると到底比較が出來ない。而して之を他國の如く進めて行くのには、各種の事業に對してそれ／＼人物が出來なければならぬ。商事に就て進歩を圖らんとすれば、商事に熟達のものでなければならぬ。工業に於ても亦然り、農業と雖も亦然らざることを得ぬと考へますが、農と云ふよりは寧ろ商工の事業に於ては今まで年所を経ることの少ない國柄でありますに依て、商工業に於ては尙ほ更ら未熟と云はなければなりません。而して之を進めむと欲すれば固より學問にも大に據るべきことであります。同時に實業家其ものが深く注意して後進の人を進ましめて、各々業務として之を進歩せしむるに注意せ



なければならぬと考へる。信州の如きは山間の地にありますけれども、養蠶の如きは殆んど全國の半を占めて、農工共に生産の高から見て非常に大きな處であるから、尙更らさういふ所に注意されるのが必要と考へます。私は昨年支那に參つて見たが、支那の商工業の發達は舊のまゝで、何事も出來て居らぬ。また通運の便も甚だ不十分である。然るに支那と信州の地形及び土地の有様を比較して見ると、信州は支那の泗川のやうな地である。支那の泗川は六千萬以上の人口を占め面積は十六萬方哩程あつて、餘程物産豊饒の所で各種の物産が出来る。併ながら一般の便利が缺けて居るから、其處で出来る物産の販路を他に求むる爲めに之を運輸することも出來ぬと云ふ位である。然るに日本は土地が狭い丈に鐵道も固より早く出來て、此の信州なども近來大に便利になつては參りましたが、地形上から云へば、大小の別はあるが、泗川の地位を占め居る處と考へます。幸に此信州地方は鐵道が開けて運搬の便がついた爲に、諸君は比較的此鐵道の開けざる以前に比して必ず大に異つて居られうと考へますが、併し今日の處を以て中々満足すべきでない。全體の日本の統計表を開いて見ると、まだ此位な國力では中々十分な事をする事は到底出來ぬと考へる。日本は東洋に位地を占めて居るが、他國と相對して其位地を保有し、十分に國力を増進し、國威を保つに就ては、固より國費を要する。其國費は人民の力以上に出すことは出來

ぬ。人民の位地が進めば進む程自ら國威も發達しやう。國威を發達するには、之に對する各種の備へが必要になります。今日の處ではモウ精一杯の計畫がしてあることと考へる。併ながら精一杯の計畫をしそれを維持して、猶ほ餘裕が出来るやうにならねばならぬ。

陸海軍の費用なども、一時整頓をしても、亦新な發明が起り改良の必要が起るから、費用は嵩んで少なくなることはない。少なくならない以上は、どうしても經濟が發達して、國力増進の結果に依つて、此維持が出来るやうにならねばならぬと考へる。勿論私は今日何れの黨派に偏倚して居るとか、屬し居るとか云ふものではありませぬが、日本の位地に就て深く考慮を費して見ると、何れの黨派でも決して異論はないと深く信じて居ります。どうか諸君に於ても十分に此邊に就ては御盡力あつて、各種の事業に従事する人は各業務に盡力されて、其發達の速なることを希望するのである。

又政治上の事に就ては大に改良せざることを得ぬと考へるのであります。既に私は多年職務にあつて政治の事のみに従事致して居つたのでありますが、今日は全く閑散な地位に居る。國家の將來の昌運は日本國民と云ふ一定の力に據つてこれを圖つて行かねばならぬ。夫をしやうとすればどうしても政治に依らねばならぬ。凡そ各種の事業は、農工商の事業と云ひ教育の事と云ひ運



輸の事と云ひ、凡て政治に關はらざるものはないのである。大概人は、政治を説くものを政治屋と云つて狂奔して政治論のみに熱中すれば可い者と云ふ様に考へるが、之は大なる間違である。どうしても政治上の力に依つて國家必要の事を發達させねばならぬ。夫に依つて發達せしめやうと云ふならば、事業に關係した事は實業家の意見に據て政治の上に現はさねばならぬ。現今、事業をしやうが、品物の賣買をしやうが、運輸の事業をしやうが、何をしやうが、時によつては盛衰弛張を來すものである。その盛衰弛張が實際の原因から起つて缺點のある時には、政治論の上に浮んでこねばならぬ。浮んで來た處の缺點を補ふには、即ち政府の力を以てする。或は種々な事業に向て保護を與へ、或は之を奨勵するといふやうな事は悉く政治の力に依らざるを得ぬのである。即ち政論の上に現はれねばならぬのであるから、資産あるものも勞力に従事するものも、皆各自己の事業に就いて盛衰の基く所を究め政論の上に之を現はさねばならぬ事であるから、農工商に従事するものは政論に與からず、唯政治屋のみに委托して置くべしといふ譯のものではない。然ればとて各事業に従事する者が、朝から晩まで政論をして居れと云ふ筋ではない。政論などに專一に従へと云ふのではないが、各種の事業は悉く政治に密着の關係を有して居る、有して居れば則ち其政治上に現はるゝ利害得失に依つて己れの受くる利害を能く究めねばならぬ。

政治の代表者即ち議員も、黨派の觀念のみで政治論をせず、各般の事業に就て深く講究をして一定の意見を政治上に現はすに大體なつて來なくちやならぬ。黨派の異同は暫く措て論ぜぬ。實業家などは政治の事には少しも關係しないと云ふは最早陳腐の議論であつて、政治の事には各人ともに深く注意せざることを得ぬやうになつて參つて居るのであります。是亦私が喋々の辯を費して述べずとも諸君に於て能く御承知の事であつて、然らざることを得ぬのである。抑々維新前に封建を廢し武門の權力を廢して以來、わが國家を構成する原素は、上は天子と下は農工商人民の直接の關係である。此間に於て何ものも之を支へるものはない。それで國民は如何にしたならば國運を進めて將來を圖ることができるか。それには議會が出来なければならぬ。而して今日は其議會なるものができて、國民そのものが政治に參與することに成つて居るのであります。上は天子と下は人民と、共に謀て一國の盛運を圖ることになつて來ましたことを、それを日本の國民は能く了解せねばならぬ。維新草創の時と今日とを比較して見ると、國家に盡す義務も大いに進んでくるし、また國家を擁護する力も非常に進で參つたのであります。末だ満足をするとは出來ぬ。日本の位地を進め日本の國威を發達せしめやうと思へば、只今の處に止つて居ることは出來ぬのであります。而して國威を進めると云つても議論は役に立たぬ。何ものが進めるか



と云へば、則ち國民の力でなければなぬ。獨り政治のみではない、政治と國民の力を發達して始めて國威を宣揚することが出来るのである。ツマリ國民の力の現はれた度合に止るのである。如何なる賢者あり如何に政治家ありと雖も、國民の力が不足して居つては中々其力を現はすやうなことは出来ない、政治上のことは丁度國民の力の度合に現はれて来る。而して政治上に現はるゝ所に依つて國威も伸びる。國威が伸びるばかりではない、海外との貿易も盛になり、海外に對する日本國の力が伸びて来るのでありますから、此人民の力の度合を高め、此國權の發達を促し、國威の伸びるやうにしなければ、日本國の獨立を千古に傳へて行くことに就て甚だ危きを感じる次第であります。之に就て細説すれば百般の事に涉りますが、大體私が今希望する所は此の如くであります。尙ほ序でに文明の實を行ふ必要を論ずれば、抑々文明の政治とは如何なるものであるかと能く研磨して見ると、即ち人民の智能を發達し、而して一定秩序の範圍に於て人民の當きに享受すべき權利を得て而して其れを統合した所のものが文明的の國家でなければならぬ。自己は即ち國家の分子であるから、己れの國家に對する義務を盡すやうにならなければならぬ。それをしやうとすれば、必ずや一定の憲法及法律を以て大法を示して、以て其範圍内に於て活動しなければならぬ。其事は大體今は出來て居りますが、御承知の通りに今日は私法に關する民法の如きは

未だ日本人民の慣熟せざる所であつて、纔に法律家と稱する者が知つて居る位の事であるが、前申す如き理由に依つて、民法若くは商法の如きものが行はるゝことになつて居る。今日村落の役人などにしても之に關係する者は餘程あるのである。即ち民法の如き商法の如き或は戶籍法の如きを實際に行ふに就いて、登記所、郡役所、或は又町村長と云ふが如き人に至つては、幾分か關係を有たなければならぬ。然るに夫等の事に致しても、未だ新法のことでは未ださう云ふ學問をされた人はあつた譯でないから、隨分至難ではあるが、文明の政治を實施して、其文明治下に於て外國人を帝國の法律に従へて日本の統治の下に生息せしむることを得るやうにしなければならぬ。唯だ習慣が同時に全うする事を得せしめずして此新法律を布けば一時は民の不便であるが、能く細かに考へて見ると然かせざるを得ぬのである。他國の人をして我政治の下に服従せしむるには、是非とも之れ無かるべからざるものである。其無かるべからざるもを實施して、以て其治下に彼等外國人の生命財産を托さしめ、服従せしむると云ふには、行政の官吏及び自治の官吏なども其を扱ふに慣れなければならぬのである。教育の事なども總べて各種の事業に關係して居るが、就中一つ最も必要を感じるものがある。或は此自治に關する事なり又或は行政の一部にしても差支ない、是れから先き事を扱ふ事が出来るやうな者を中學校に於て



養成するのが必要である。それをしないでウツチャツて置くと、それはモウ惡果をのみ招いて間違つた事ばかりしなければならぬから、どうしても教育に待つ所がなければならぬ。故に是等の點に對して教育に注意して、夫等の機關を差支なく扱へる人が段々出來て來るやうにならなければならぬと思ふが、今日の所では其用意が十分周到して居ない。故に此れは我國に改正條約を實施するに就いて、又新法律を施行するに就いて、大體私が必要として見る所であります。右様な次第に相成つて居るから夫等のことも進まなければならぬと思ふ。

小學の教育などもモット進歩しなければならぬと思ふ。小學校の精神教育は如何なるものかと考へて見ると、小學の教育は農工商の業を異にするに拘はらず、兒童を驅つて以て先づ其人となるべき大法を教ゆるのである。其發端を教ゆるのである。業を擇み、或は又人間社會の百事に就いて自ら獨立して行く手段を自ら擇むだけの、手段と云ふよりは寧ろ人となるべき準備を爲すのである。故に其準備の間に於ける小學の教育などは餘り程度を高めることは出來ぬ。程度を高めることが出來ぬと共に、業務の異なるに従つて之を教ゆることも出來ぬ。親が農業をやるにした所が、或は又商業をやる人であるにした所が、農業をやる一個の子供商業をやる一個の子供、さういふ小供を拵えることは出來ぬ。何處に當て嵌めても用ゐられるやうに作らなければならぬから

程度は低くなければならぬ、斯様な譯であつて、此小學の教育に就いても深く注意をするのが必要と思ふ。右に論じたる所は百事に就いて總て種々な關係を有つて居りますが、要するに私の所見は、どうか此日本國が益々發達をして、以て此國威を失墜することなくして國力の増進することを希望するに過ぎぬのであります。此れは誠に概括した話で、私が自身で多少研究したる學說などに就いて御話を申せばモウ少し明瞭になるかも知れませんが、大體私は斯くの如き希望であるのみならず、私は愛國の至誠、赤心より平素之を憂へて居りますから、諸君の今日の御厚意に對して自ら希望する所の一端を述べて、勿論格別諸君の利益になることでもありませんが、衷心に於て諸君の御厚意を肝銘致し、聊か所見を述べて諸君に拜謝する辭に代へます。

## 二

諸君の御歡迎を受けて、私は醉を盡くして滿腹の喜びを擔ふて歸りまするに臨んで一言御禮を申す積りでございます。圖らざりき當地に參つて斯くの如き盛宴に列し厚き御待遇を受けると云ふことは實に望外の事でありましたが、諸君の御厚意のある所を深く諒して此席に於て歡を盡しました故に一言の御禮を申さなくてはならぬ。同時に又此盛宴の席に於て段々話が始つたに就て、私は一言せざるを得ぬ必要が起つた。固より人各々意思あり人各々意見ありであります、其の



意思意見に就いて異同を表する考で言ふのではありませぬ。私が此處に參つたのは素より漫遊に罷越したのでありまして、無意無心に出て來ましたのであります。唯だ山川の形勢、經濟の狀況及び己れを研磨する材料と爲すべきものを見て、聊か自分の赤心のある所を補ふの一端とする積りで罷出でましたのであります。固より黨派の勧誘に出たのでもなければ、増税の問題を論ずる考を以て出たのでもない。尾崎君は税を増さなければならぬと云ふやうな議論をされたが吾輩は左様な意思ではない。又大岡君は信州を以て日本全國の第一等の土地と云つたが、無論風土なり人の勉強なり又天然の利益なりは此國には備つて居るが、信州を以て日本全國に比較すると云ふ事は到底出來ぬ事と見て居ります。併しながら大岡君の言は強ち誣言とは言はぬ。唯だ之を以つて私の所論に齊しと云ふ事は出來ぬのである。私が胸中吐かむと欲する所は百般に涉つてをりますけれども、縦令閑散の地位にあつても私の言ふことを許さざるものは固より言ふことを得ないのである。此れは自ら靴を隔つて痒を搔くの心地がするが、致方がない。唯々先刻も申した通りドウか諸君に於て記憶を願ひたいのは、百般の事業凡て政治に關係せざるものなしと云ふことを申して置きましたが、どうか之れは御記憶を願ひたい。どうしても一國の利益と云ふものを圖つて行かうと云ふなれば政治と相待つて進まねばならぬのであるから、此一言を以て解釋を願ひたいと考へるのであります。

ソコで誠に簡單なる比喻であるが、此比喻を以て世の中の事は凡て解釋することが出来る。學問と云ふものは勿論必要なものであるけれども、學問のみに偏倚すると人は仙骨になつてしまふ。然らば物事は美術的に解すると云ふならば宜しいか、ソウは行かぬ。所謂微妙な人の意思に委ねて行くか、ソウは行かぬのである。それで簡單なる比喻と云ふものは斯ふ云ふ事である。――埃及の野で駱駝の生活して居る有様を歐人が見た。所で駱駝と云ふものが如何なる生活をなすものであらうかと云ふ事を研究して見たいと考へて、佛人は直に動物園に馳せて行つた。動物園には駱駝を飼つて居る、併ながら駱駝が如何なる生活をして居るか云へば、動物園ではそれが見られない。それは駱駝の生活をして居る所ではない。次ぎに獨逸人は如何なることをしたかと云ふと、一室に籠つて書物に依て其生活の理を究めた。然るに英國人は如何なることをしたかと云へば、直ぐに埃及の駱駝の生活して居る所へ往つて、駱駝は此くの如き生活をするものであると云ふことを見て研究致したと云ふことである。誠に淺薄な比喻ではあるが、日本國を進めるには、斯くの如き實地的の應用に依らざれば人に後るゝのである。其人に後るゝ事を私は悲むのである。私は日本國に對して責任ある事を平生感じて居るが、それは憲法的の解釋や或は責任は



天皇に對するものであるとか議會に對するものであるとか云ふやうな問題を以て解釋をするのではない。私は始めより維新以前より、日本の國家の有様を見て痛歎に堪へなかつたのである。それはどう云ふ事であるかと云へば、皇權なるものが始は名分の學問に依つて大いに發揮されたのである。名分の學問とは如何なるものか、上は一天萬乗の天子、天は人民この二つのものか神武天皇の初より傳へられ、即ち王政の衰へぬ以前にあつては唯だ君と民の二つしかなかつたのである。然るに王政衰へ頼朝が鎌倉に覇府を開いて後は王權武門に移り、武門の專權に依つて、以來六七百年の間は武門專制の下に服従せしめられたと云ふことを歎息したのである。而して今を去る三十七年前始めて洋行をして歐洲諸國の政體を見るに及んで、益々自分の所見の誤らざることを確信し、日本は君と民との間に横はる專横の權力があつては決して國の發達は出來ぬと考へたのである。而して歐洲列國の文物の發達並に上下の實歴を調べて、直ちに私は歐羅巴から歸つて見ると、日本に於ては攘夷論と云ふものが熾に行はれて居つた。吾輩は此れでは遂に國を滅ぼすの結果を見る外はないと考へて、國へ歸つて大に此攘夷の非なる事を説いたのである。既に文久子の年に歸つてそれより以來は開國進取の氣象を作與しなければならぬと考へ、王政復古の議論を唱道して、其の結果遂に封建の制度を廢して以て上は一天萬乗の天子と下は人民との外は

ないと云ふ制度を探らるゝことを必要と言つて、吾輩が今まで先輩と仰ぐ、三條、木戸、大久保の諸氏に説き込んで、而して遂に今日の形勢に立到つたのである。是に就いては、或は自分の學問に偏したる所はなかつたか、又は是れに大なる誤なきやと云ふことは、今日私が未だ諸君に向つて確信を以て自ら誤らざることを表明するの時ではない。たゞ先輩諸氏が吾輩の説を幾分か用ゐて呉れた結果として、此に至るを得たのである。而して之に次ぐに國民の教育を爲さるべからざる事、國民の發達を謀らなければならぬ事、國家を統一し兵力財力を統率して列國の間に峙立し己れの國を護らなければならぬと云ふ事を唱道したのは明治元年の始めである。斯くの如くなるが故に、苟も之れを此の儘にして若しも一着たりとも日本國民が過まるに於ては、折角に是れまで進め來つたものを地に墜しはせぬかと、恰も櫻の花に觸つて之を落すのを恐るゝと同じ思を懷いて居るのであります。決して黨派心やなぞの如き區々たることを以て御話し申すのではない、先刻御話しした所の缺を補ふて一言を述べ置くのである。

猶ほ一言申して置かなければならぬのは、政治上の事は實業家と雖も決して傍觀することは出來ぬと云ふことであります。例へば今度の増税問題の如きは、如何なることに至つたかと云ふと地租と酒の税などを増したのが主もてありますが、此増税の結果に對しては未だ私は判斷を下し



て居らぬが、此れは國家の急務已むを得ざるものであると云ふことを朝野の政友と俱に説いたのであつて、既に此軍備の擴張やなどに於て歳入の不足を補ふには急に其目的を達する確實のものならざることを得ぬから、これに賛成をしたのである。併ながら是より先きに至つて農業が衰頽すると云ふことに立至つたならば、納税は無論減じなければならぬと云ふ必要も起りませう。政治は生きて活動するものである。税法は萬古不易のものであると考へたら大間違である。又商業は如何なるものであるかと云へば、商業上に於ては第一は己れの需要供給であるが、第二に起るのは外國との關係である。外國との競争に於いて己れの商業を怠ると衰へるから、奮つて進まなければならぬ。工業運輸の事も亦た然りである。故に盛衰の上に特に眼を着けて、其眼を着けた所に依つて立法の決議が起らなければならぬ。空論は役に立たぬのである。故に今日の議論を以て確實なものとし數年の間功を奏するに値するや否やといふ事は知らぬが、併しながら變遷を見る時には然かせざることを得ぬのである。是れ黨派に固着した議論には賛成せざる所以である。若し誤解があつてはならぬと考へますから、是れだけを補うて置きます。

今晚諸君の御厚意は感謝の背に重く擔うて、殆んど人力車の上にも積みぬ程に思つて歸ります。

## 帝國憲法の特色と眞誠の憲法政治

(明治三十二年四月十二日長野城山館に於ける答禮會に於て)

諸君。今晚は態々御來臨を辱うしまして有り難う存じます。唯今私は御名残に臨んで何か一言御話を申したらと云ふ事でございますから、憲法の御話を致して、一應諸君の清聽を煩はします。

此話を致すに就いては、少し順序を立て申して見たいと考へる。憲法に就いては種々の議論があるが、日本は如何なる憲法であるか、又主權に就て根據を二様にすると云ふ議論があるが、此點に於て日本の憲法は如何なるものであるか、又漢學者が兎角心配をする王土王臣論に就いて其漢學者の憂を解く爲めに憲法の解釋を御話し申し、其次には君主なるものは人を用ゐるに就て制限せられて居らぬと云ふ御話をし、其次には政黨樹立の止むべからざる所以を御話しをし、續いて議會の責任に就いて御話を申さうと考へる。

今の世界に於て、憲法學者が憲法なるものを如何に解釋して居るかと云ふと、憲法には一定不



動なる憲法と伸縮自在なる憲法とがあると云ふことを申して居る。此理を解さぬと多く政黨などに於ては誤解が起る事になる。一定不動の憲法なるものは正條を掲げて、以て其主權の存する所人民の權利分域、兩院の組織、一國の財政、或は裁判等の權力を他の權力に依つて障礙すべからざる事を規定したるものであつて、即ち日本の憲法の如きが此れである。伸縮自在なる憲法と云ふのは如何なるものであるかと云ふと、英國の憲法の如き殆ど千二百年代から千九百年代の今日に至る七百年の間に於て、時の必要に依つて憲法の條項となるべきものを、其時機其時機に依つて拵へたもので、此憲法を稱して伸縮自在の憲法と云ふのである。英語で申せばリヂ・チー (Elasticity) とフレキシビリティ (Flexibility) との二語を以て此憲法の二様を説て居りますが、何れの國に於ても、憲法が歴史的に成立つて居るのは、唯今謂ふ所のフレキシブルの憲法である。又多く君權と民權との軋轢に因つて成つたものは大概一定不動の憲法となる。斯くの如く憲法には二様ある。而して所謂伸縮自在の憲法は、憲法の條項を何時でも憲法の修正なくして變更することが出来るが、完全なる憲法を作つて之を憲法として動かすべからずとしたものは、其憲法を變更修正するにあらざれば動かす事は出来ぬのである。乃ち日本の憲法の如きは、其孰れに居るかと云へば、一定不動の憲法である。此事を政黨などに在る人は兎角間違へて居る。歐羅巴諸國、就

中佛蘭西の憲法の如きは内亂の結果として民權論が盛に起つて來て——君主或は僧侶或は貴族などが專横を極めたが爲に盛に民權論が起つて來て、天地を震動するが如き非常なる勢を以て專横なる權力を破壊して遂に民權的の憲法を拵へたものであつて、其の憲法の基く所は何かと云ふとモンテスキュー、ルーソーなどの學者の議論に基いたものである。然るに我國の憲法の如きはさうではない。我國に於ては、王家が專制を極めて非常な虐政を行つたと云ふことは昔より決してないのである。多少の民權論が起つては居つたであらうが、其民權論のあるが爲めに已む事を得ずして拵へた憲法ではないのである。此理を亦た能く解さねばならぬ。即ち日本の憲法は外國の憲法と出所を異にして居ると云ふことを解さなければならぬ。外國の憲法は多くは今言ふ通り上下の軋轢に成つたものである。而して我國の憲法は、國力を歸一し、上下一致の力を以て此の昭代の日本國を保つ爲めの必要から成つたのである。君民合體しやうと云ふ目的から起つて居るのであります。それを學者或は政論を主張する者が往々誤解して、以て歐羅巴の憲法の歴史や其有様を學ばむと欲するのは、何等の狂者ぞ、實に驚き入つた事であります。此事を能く解して見たら、ユライ學問をせんでも斯う言つて見たら分りさうなものである。成程憲法政治を實行して貰ひたいと云ふ建白書位は出たけれども、併し其憲法政治なるものは歐羅巴で起つたものとはマル